
播磨町高齢者福祉計画（第9次）
及び
介護保険事業計画（第8期）

令和3年3月

兵庫県播磨町

はじめに

我が国の高齢化は、世界でも類をみないペースで進行しています。播磨町におきましても令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニア世代の方すべてが65歳以上となることから、高齢化率は31.5%になると予想され、高齢化はさらに進展することが見込まれています。



このような状況から、介護保険制度においては、高齢化に伴う給付費の増大や、介護人材の不足など、制度の持続に係わる様々な課題に対応する必要があります。

このたび策定する「播磨町高齢者福祉計画（第9次）及び介護保険事業計画（第8期）」では、複雑・多様化する高齢者を取り巻く問題や高齢者ニーズの変化に対応するため各施策を見直し、第5次播磨町総合計画のまちの将来像「いいとこいっぱい！ 笑顔いっぱい！ みんなでつくる ふるさと はりま」の実現に向けて、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業に関する施策の方向性や目標を取りまとめています。

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すため、「地域包括ケアシステム」の更なる推進、介護予防・重度化防止など、高齢者の自立した生活を支援する取り組みや、認知症対策等を始めとする各事業を展開してまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたりご尽力を賜りました播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の皆様に心より感謝申し上げますとともに、アンケート調査にご協力いただきました住民・関係機関の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

播磨町長 清水 ひろ子

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第4節 主な制度改正と第8期介護保険事業計画の基本指針.....	3
第5節 計画策定の体制.....	6
第6節 計画の推進体制.....	6
第2章 播磨町の高齢者を取り巻く現状.....	8
第1節 人口・世帯数.....	8
第2節 要支援・要介護認定者数.....	15
第3節 給付費の状況.....	22
第4節 地域支援事業費の状況.....	27
第3章 計画の基本構想.....	29
第1節 将来像.....	29
第2節 基本目標.....	29
第3節 施策体系.....	31
第4章 施策展開.....	32
■基本目標1 介護予防・生きがいつくりの推進.....	32
第1節 介護予防・地域づくりの推進.....	32
第2節 生きがいつくりへの支援.....	36
第3節 社会参加の促進.....	38
■基本目標2 地域包括ケアシステムの更なる推進.....	39
第1節 生活支援サービスの充実.....	39
第2節 在宅介護の支援.....	42
第3節 在宅医療・介護連携の推進.....	43
第4節 地域ケア会議の充実.....	45
第5節 地域包括支援センターの機能強化.....	46
第6節 高齢者の権利擁護の取組の推進.....	48
第7節 見守りネットワークの充実.....	51
第8節 居住環境の整備.....	53

■基本目標3 認知症対策の推進	55
第1節 認知症への理解を深めるための普及啓発	55
第2節 認知症予防・早期発見・早期受診の推進	57
第3節 認知症の人と家族への支援の充実	59
第4節 認知症の人にやさしい地域づくりの推進	61
■基本目標4 介護保険事業の適正・円滑な運営	63
第1節 介護サービスの質の確保・向上	63
第2節 介護給付適正化の推進（介護給付適正化計画）	65
第3節 災害や感染症対策に係る体制整備	67
第5章 介護保険サービスの基盤整備	68
第1節 介護保険施設等の整備方針について	68
第2節 介護保険サービスの利用者数等の推計	70
第3節 標準給付費の推計	81
第4節 地域支援事業費の推計	82
第5節 保険料の算定と基本的な考え方	85
第6節 令和7年（2025年）以降のサービス利用見込み	93
資料編	94
1 地域包括ケアシステムの推進に向けた目標と指標一覧	94
2 アンケート調査結果概要	96
3 播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱	107
4 播磨町高齢者福祉計画（第9次）及び介護保険事業計画（第8期）策定委員会委員名簿	109
5 用語解説	110

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、令和3年度にその創設から22年目を迎えます。サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

総人口が減少に転じる中、令和7年（2025年）にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、令和22年（2040年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

こうした中、本町では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくために、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて推進してきたところです。

また、令和2年には、令和22年（2040年）を見据えて、地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得ることから、第7期計画を振り返り、事業の検証・分析を行うとともに令和22年（2040年）を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を目指す、「播磨町高齢者福祉計画（第9次）及び介護保険事業計画（第8期）」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定する「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」の二つの計画が相互に連携し、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることを求められていることから一体的に策定するものです。

また、介護給付の適正化に関して取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めた「介護給付適正化計画」を含んだ計画です。

本計画の策定にあたっては、団塊世代が75歳以上になる令和7年(2025年)に向けた地域包括ケアシステムの推進、更に現役世代の減少が顕著となる令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。

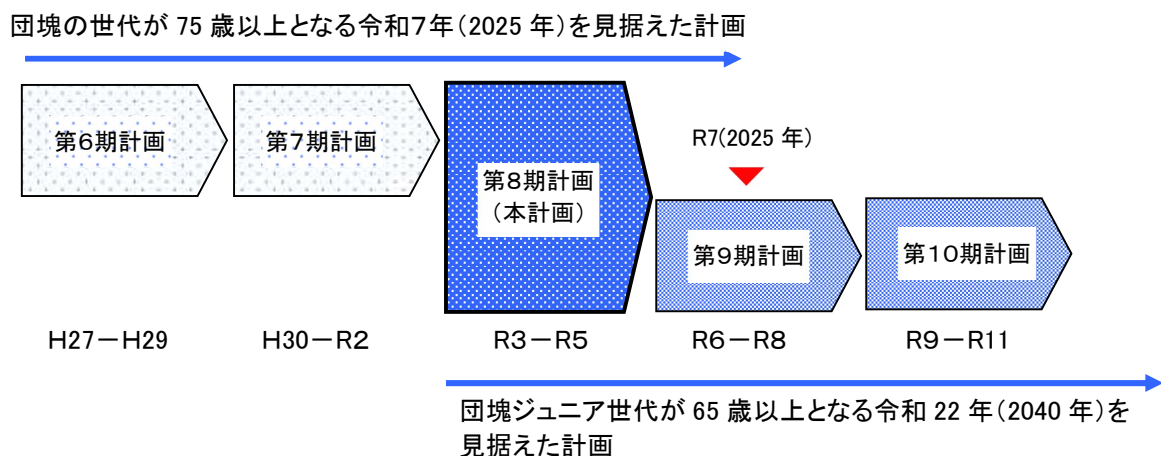
(2) 他の関連計画との関係

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたっては、「第5次播磨町総合計画」を上位計画とし、「播磨町障害者計画及び播磨町障害福祉計画」、「はりま健康プラン(第2次)」、「都市計画マスタープラン」等、各種関連計画との整合性を図るものとします。

また、県との協議の場やヒアリング等を通じて情報交換を行うとともに、県が策定する兵庫県老人福祉計画、兵庫県保健医療計画、兵庫県地域医療構想等の関連計画との整合性を図りつつ策定します。

第3節 計画の期間

上記の法的位置づけに基づき、本計画は令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とします。



第4節 主な制度改正と第8期介護保険事業計画の基本指針

(1) 主な制度改正について

地域福祉を推進するにあたっては、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会（地域共生社会）の実現を目指して行われる必要があります。

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものです。

令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行）が公布され、この法律により、介護保険法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市区町村の包括的な支援体制の構築の支援等の強化が進められています。

第8期計画においては、このような地域共生社会の実現を目指しながら、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）を見据え、高齢者が「自分らしい」生活を送ることができるよう、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等、地域包括ケアシステムの更なる推進に向け取組む必要があります。

・改正の概要

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 社会福祉連携推進法人制度の創設

(2) 第8期計画の基本指針

国の社会保障審議会介護保険部会において、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画策定にかかるガイドラインとなる「第8期介護保険事業計画の基本指針」では、下記の7つの事項を充実させることが示されました。

- 1 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
 - 令和7年(2025年)・令和22年(2040年)を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定すること。
- 2 地域共生社会の実現
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組を検討すること。
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
 - 一般介護予防事業の推進においては、「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うこと。
 - 就労的活動等を自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組に位置付けること。
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定すること。
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用し、施策の充実・推進を行うこと。
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえること。
 - 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標を立てること。(国指標参考)
PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備を行うこと。
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
 - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を把握すること。
 - 介護保険施設の整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案し計画を策定すること。
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
 - 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づく施策展開をすること(普及啓発やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等)。
 - 教育等他の分野と連携を行うこと。

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保を行うこと。
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を検討すること。
- ポイント制度や有償ボランティア等を総合事業等の担い手確保の取組に位置付けること。
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行うこと。
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を行うこと。

7 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えを検討すること。

第5節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、幅広い関係者の参画により、本町の特性に応じた事業展開が期待されるため、学識経験者をはじめ、保健医療関係者、福祉関係者、住民代表、兵庫県保健福祉関係者及び公募による被保険者代表で構成する「播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、各委員の意見を幅広く聴取し、計画の審議策定を行いました。

また、播磨町在住の高齢者や、播磨町内及び近隣市町にて介護保険サービスを提供している事業者や居宅介護支援事業者の介護支援専門員に対し、それぞれアンケート調査を実施しました。

第6節 計画の推進体制

(1) 日常生活圏域

本町の面積は人工島を除くと約6k㎡で面積が狭く、町内全域が平地で大部分が市街化区域となっており、主に住宅用地として利用されていることから、第7期計画と同様に今期においても日常生活圏域を1圏域とし、多様な介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

・日常生活圏域とは

要介護高齢者等が概ね30分以内に必要なサービスを受けることができる範囲（日常生活の行動範囲）を地理的条件や交通事情、人口、その他の社会的条件等を総合的に勘案して設定する、地域包括ケアシステムの基礎となるエリアです。

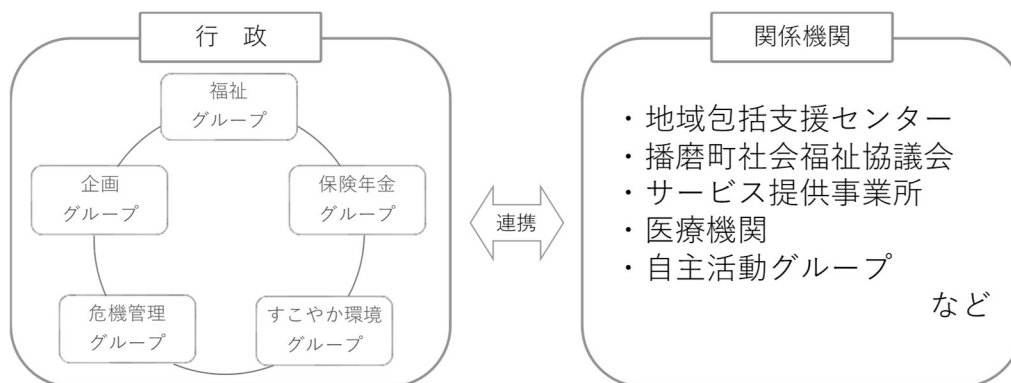
(2) 計画の進行管理

本計画は、2025年・2040年を見据え、保健・福祉・介護の分野における本町の方向性及び取組を示した計画です。

本計画の基本理念の実現に向け、本町の取組について進行管理を行い、その実施状況を評価・分析するために、各施策に位置付けた主要な事業等について、評価指標と目標を設定しました。

本計画の進行管理については、関係機関が参画する「播磨町介護保険運営協議会」や「播磨町地域包括支援センター運営協議会」を開催し、その取組の進捗状況の確認・評価を行うとともに、結果に基づき施策の見直しや改善を行います。

【計画の進行管理体制】



(3) 地域包括ケアシステムの推進に向けた具体的な目標設定

本計画においては、地域包括ケアシステムの推進や介護保険の理念である「高齢者が自立した日常生活を営むことができるように支援すること（自立支援）」「要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止（重度化防止）」に向けた取組を推進するため、地域における共通の目標を設定し関係者間で目標を共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、その計画に基づく様々な取組の推進・評価・見直しをすること（PDCA）が求められています。

上記を踏まえ、本町においても地域の実情に応じ、本計画期間中において地域包括ケアシステムの推進に向けた主な取り組みとして次の施策について具体的な目標値を設定し、施策を推進します。各年度において計画の進捗状況の評価するとともに、新たな取り組みにつなげていきます。

【地域マネジメントのPDCAサイクル】



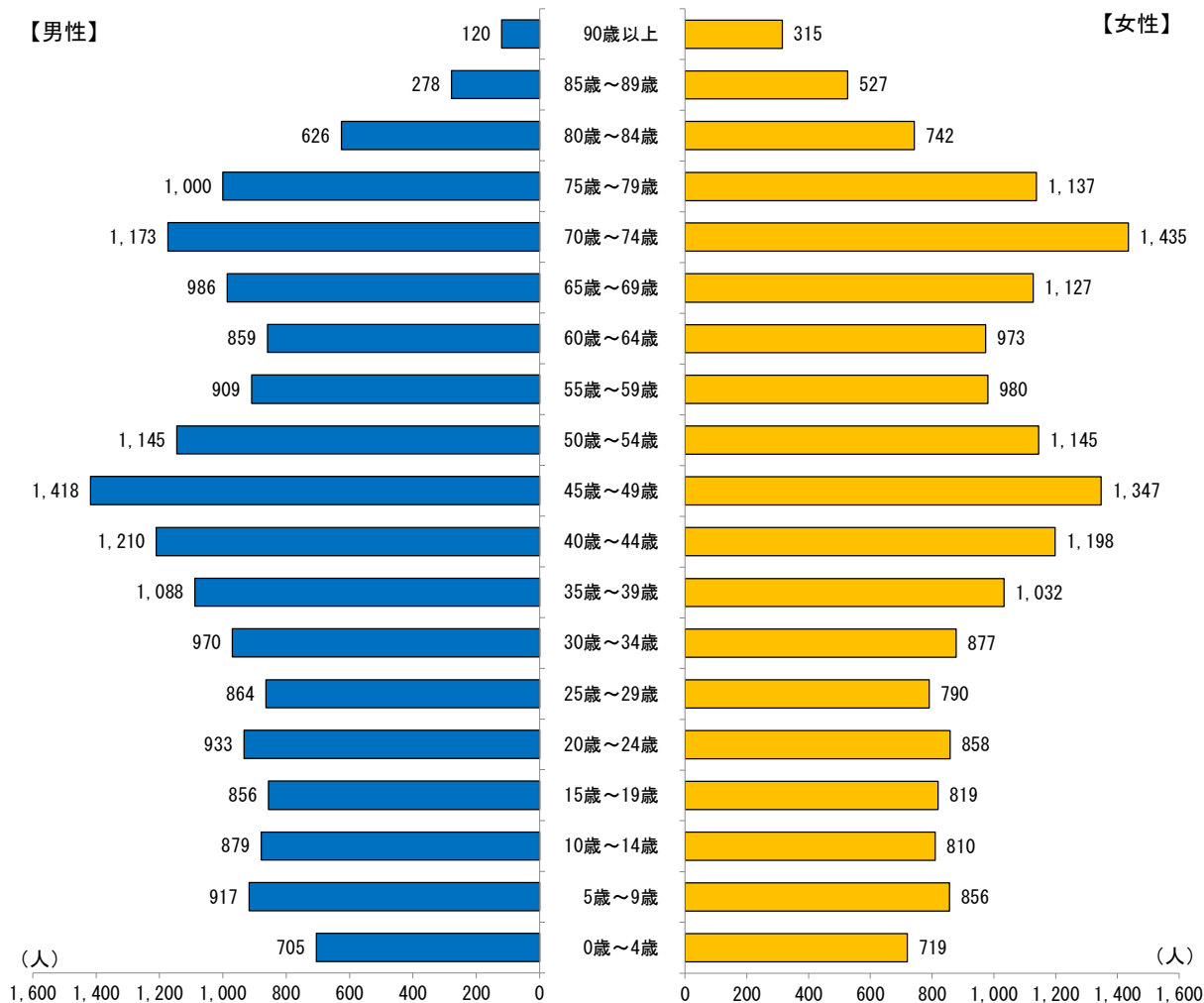
第2章 播磨町の高齢者を取り巻く現状

第1節 人口・世帯数

(1) 現在の人口

令和2年10月の人口をみると、男性は45～49歳が最も多く、1,418人、女性は70～74歳が最も多く、1,435人となっています。男女ともに45～49歳の多さが目立ちます。

【人口ピラミッド】



※資料：住民基本台帳 令和2年10月1日現在

(2) 人口の推移

①人口構成の推移

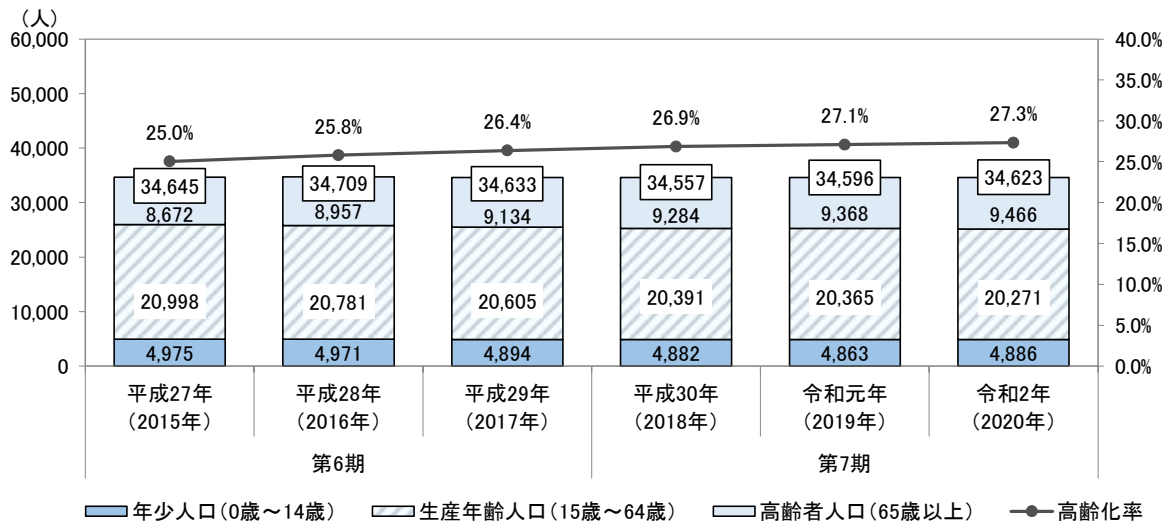
人口の推移をみると、総人口は横ばい傾向であり、高齢者を支える生産年齢人口が減少している一方で、高齢者人口が増加していることから、今後ますます生産年齢世代一人が支える高齢者数の増加が見込まれます。

高齢化率も年々上昇し、令和2年では27.3%となっています。また、総人口に占める75歳以上の割合は、13.7%となっています。

【人口・高齢化率の推移】

単位:人

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口	34,645	34,709	34,633	34,557	34,596	34,623
年少人口(0歳～14歳)	4,975	4,971	4,894	4,882	4,863	4,886
生産年齢人口(15歳～64歳)	20,998	20,781	20,605	20,391	20,365	20,271
40歳～64歳	11,133	11,116	11,113	11,104	11,146	11,184
高齢者人口(65歳以上)	8,672	8,957	9,134	9,284	9,368	9,466
65歳～74歳(前期高齢者)	5,091	5,090	5,026	4,942	4,783	4,721
75歳以上(後期高齢者)	3,581	3,867	4,108	4,342	4,585	4,745
高齢化率	25.0%	25.8%	26.4%	26.9%	27.1%	27.3%
総人口に占める75歳以上の割合	10.3%	11.1%	11.9%	12.6%	13.3%	13.7%



※資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

②高齢者人口の推移

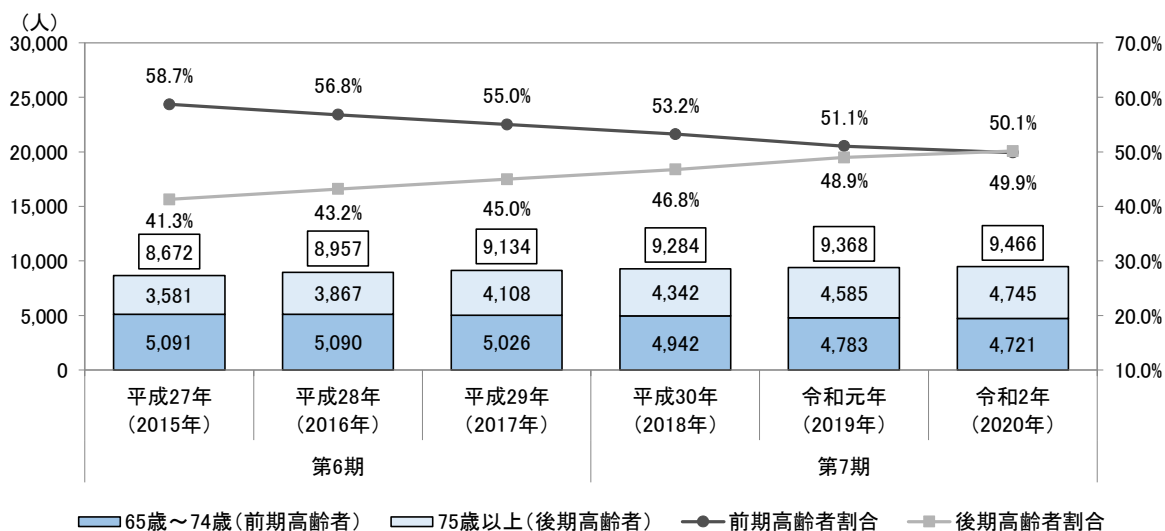
高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向にあり、令和2年では前期高齢者が4,721人、後期高齢者が4,745人と、平成27年から前期高齢者370人の減少、後期高齢者1,164人の増加となっています。

高齢者人口に占める前期高齢者、後期高齢者の割合は、平成27年以降その差が縮まっており、令和2年では前期高齢者・後期高齢者の割合がほぼ同率となっています。

【高齢者人口の推移】

単位：人

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
高齢者人口(65歳以上)	8,672	8,957	9,134	9,284	9,368	9,466
65歳～74歳(前期高齢者)	5,091	5,090	5,026	4,942	4,783	4,721
75歳以上(後期高齢者)	3,581	3,867	4,108	4,342	4,585	4,745
高齢者人口に占める前期高齢者割合	58.7%	56.8%	55.0%	53.2%	51.1%	49.9%
高齢者人口に占める後期高齢者割合	41.3%	43.2%	45.0%	46.8%	48.9%	50.1%

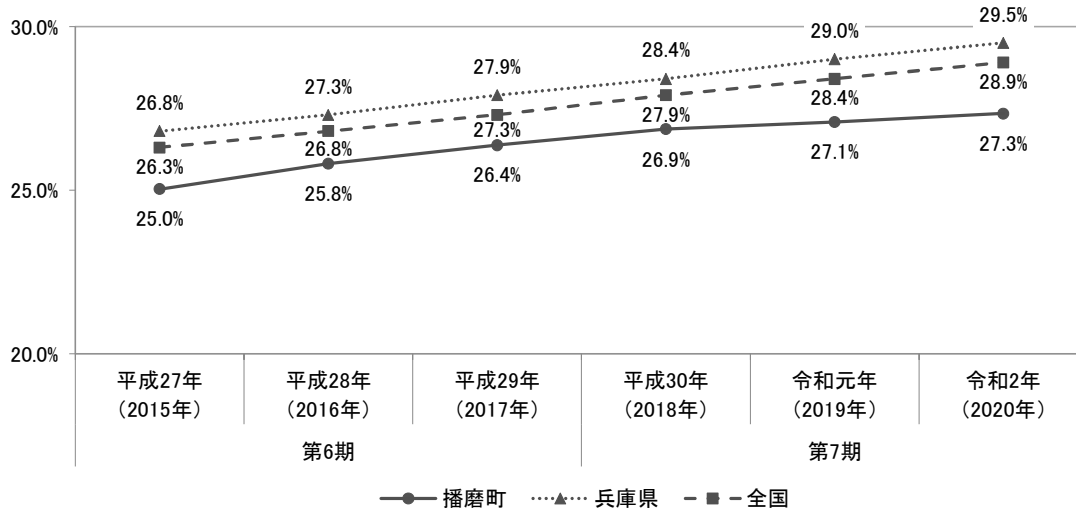


※資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

③高齢化率の比較

播磨町の高齢化率は、兵庫県、全国と比べて低くなっています。平成27年から令和2年にかけての伸び率も、全国と県をやや下回っています。

【高齢化率の比較】



※資料：町は住民基本台帳 各年10月1日現在

兵庫県、全国は総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 将来人口推計

①人口構成の推移

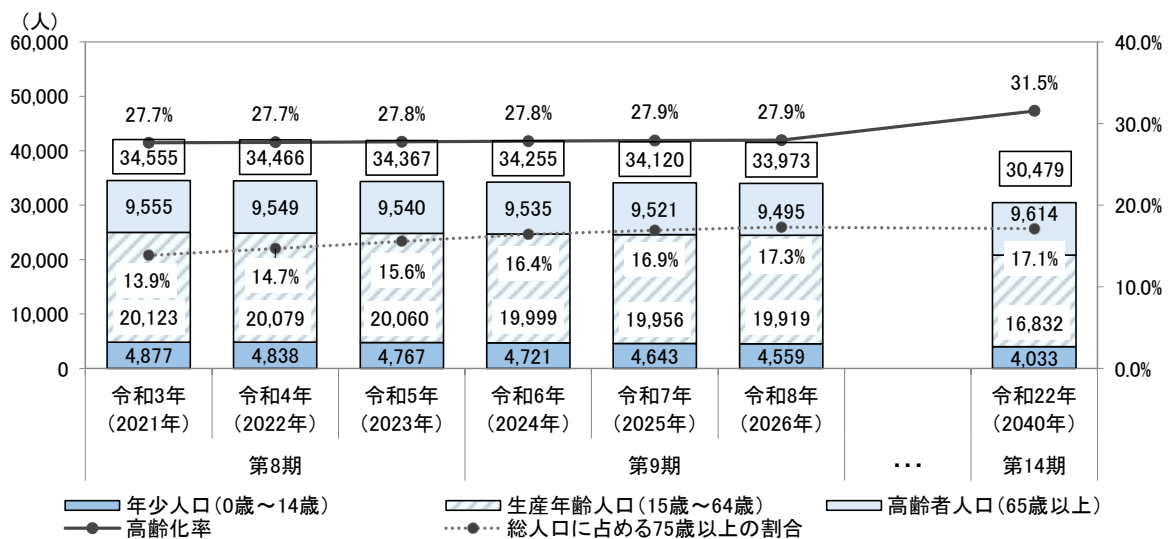
将来人口の推計をみると、総人口は今後減少傾向となり、令和5年には34,367人と、令和2年から256人減少する見込みとなっています。その後も減少は続き、令和7年(2025年)では34,120人、令和22年(2040年)には30,479人となっています。

高齢者人口は、令和3年以降減少傾向となり、令和5年には9,540人となっています。

しかし、高齢化率については今後も上昇し、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)では27.9%、さらに現役世代(生産年齢人口)が急減するとされる令和22年(2040年)には31.5%となる見込みです。

【人口・高齢化率の推計】

区分	第8期			第9期			第14期
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
総人口	34,555	34,466	34,367	34,255	34,120	33,973	30,479
年少人口(0歳～14歳)	4,877	4,838	4,767	4,721	4,643	4,559	4,033
生産年齢人口(15歳～64歳)	20,123	20,079	20,060	19,999	19,956	19,919	16,832
40歳～64歳	11,175	11,236	11,296	11,294	11,337	11,359	9,559
高齢者人口(65歳以上)	9,555	9,549	9,540	9,535	9,521	9,495	9,614
65歳～74歳(前期高齢者)	4,764	4,483	4,188	3,902	3,743	3,616	4,396
75歳以上(後期高齢者)	4,791	5,066	5,352	5,633	5,778	5,879	5,218
高齢化率	27.7%	27.7%	27.8%	27.8%	27.9%	27.9%	31.5%
総人口に占める75歳以上の割合	13.9%	14.7%	15.6%	16.4%	16.9%	17.3%	17.1%



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。令和22年(2040年)のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに補正した人口。

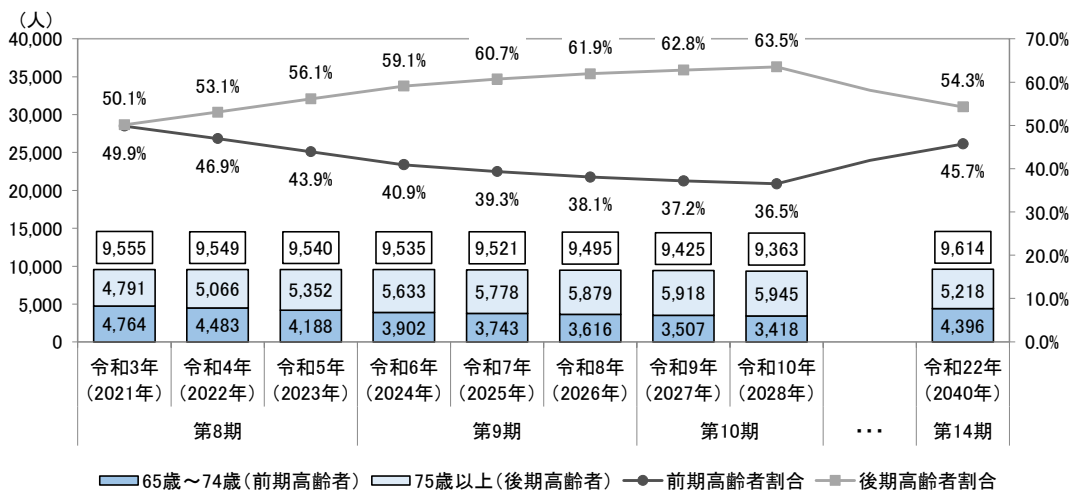
※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団(コーホート)の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

②高齢者人口の推移

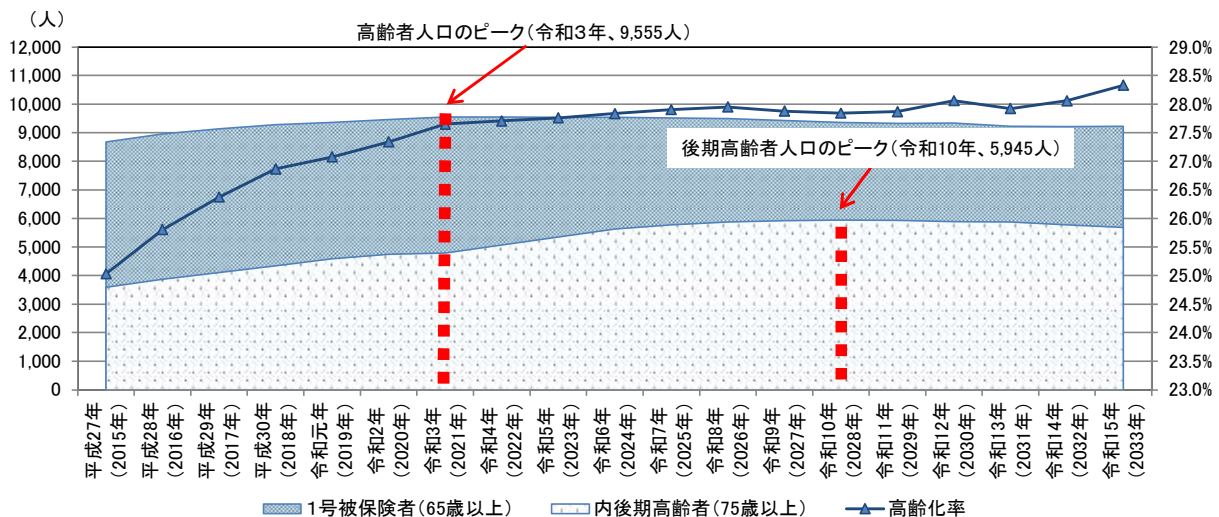
高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は令和3年までは増加しますが、令和4年以降減少傾向、後期高齢者は今後も増加傾向となり、令和5年には前期高齢者が4,188人、後期高齢者が5,352人となっています。後期高齢者は増加傾向にありますが、令和22年(2040年)には5,218人と減少しています。

高齢者人口に占める前期高齢者、後期高齢者の割合は、令和3年に逆転し令和10年まで差が開き続けますが、令和22年(2040年)には令和5年と同程度に戻る見込みです。また、令和15年までの高齢者人口の推移をみると、高齢者人口は令和3年、後期高齢者人口は令和10年にピークを迎える見込みです。

【高齢者人口の推計】



【高齢者人口のピーク】



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。令和22年(2040年)のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに補正した人口。

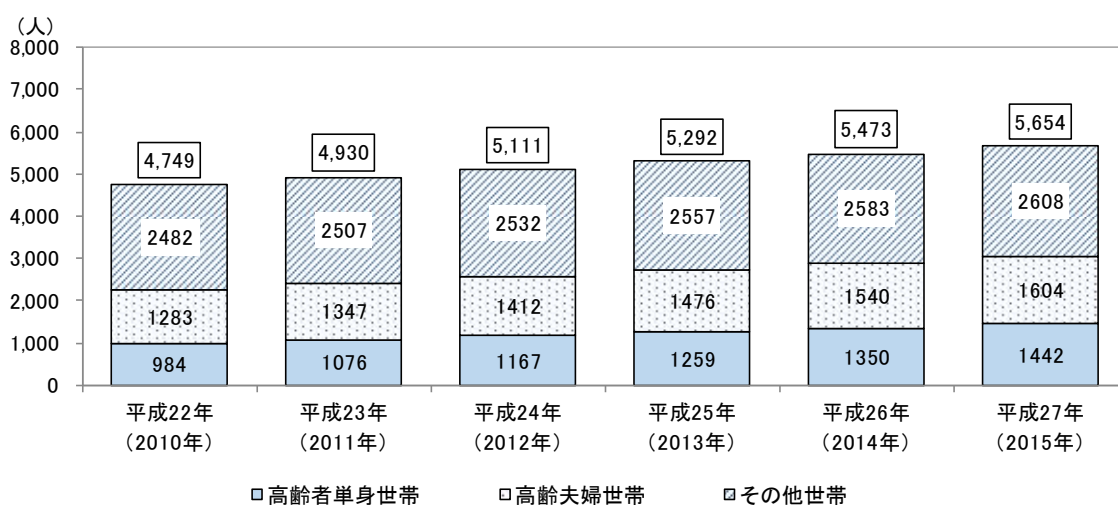
(4) 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数は増加傾向にあり、平成27年では5,654世帯と、平成22年の4,749世帯から905世帯増加しています。また、平成27年では高齢者単身世帯は1,442世帯、高齢夫婦世帯は1,604世帯となっており、高齢者のみの世帯が増加しています。

【高齢者世帯数の推移】

単位：世帯

	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
高齢者を含む世帯	4,749	4,930	5,111	5,292	5,473	5,654
高齢者単身世帯	984	1,076	1,167	1,259	1,350	1,442
高齢夫婦世帯	1,283	1,347	1,412	1,476	1,540	1,604
その他世帯	2,482	2,507	2,532	2,557	2,583	2,608



※資料：総務省「国勢調査」 ただし、国勢調査は5年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値となっている。

※高齢者を含む世帯数は、一般世帯のうち、65歳以上の世帯員が1人以上いる世帯数。

※高齢者単身世帯数は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が65歳以上の高齢者1名のみの世帯数。

※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯数。

第2節 要支援・要介護認定者数

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

① 要支援・要介護認定者数の推移

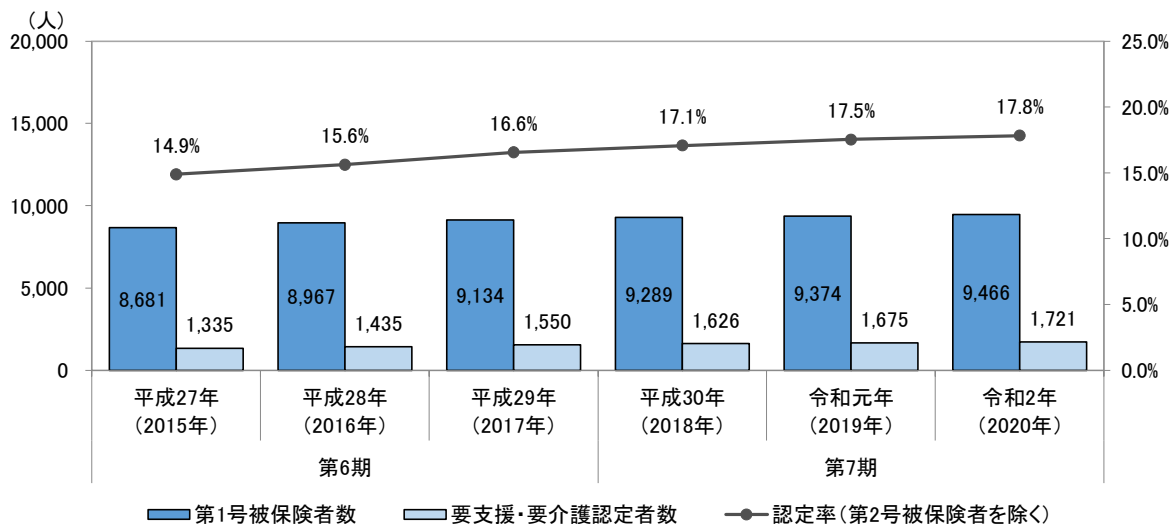
要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年では1,721人と、平成27年の1.29倍となっています。

認定率も増加傾向で推移し、令和2年では17.8%と、平成27年の1.19倍となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

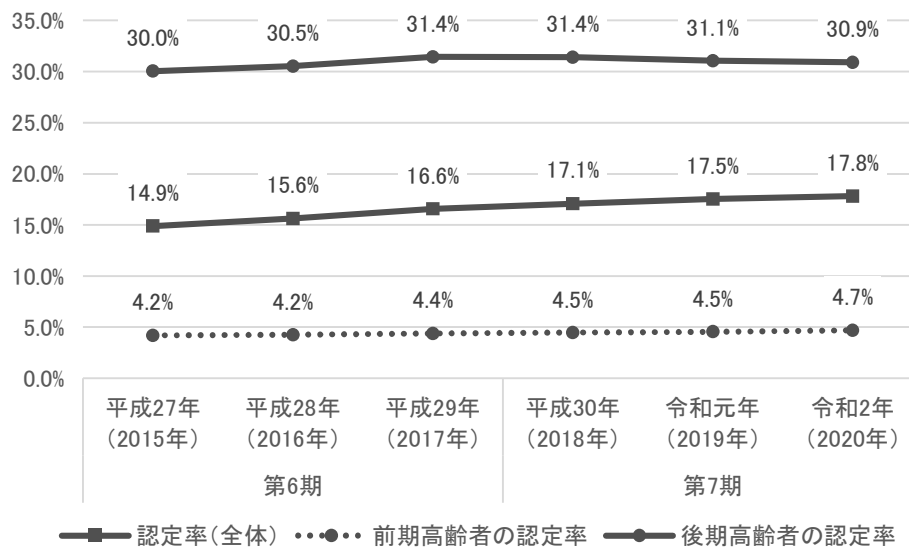
単位：人

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
第1号被保険者数	8,681	8,967	9,134	9,289	9,374	9,466
前期高齢者(65歳～74歳)	5,090	5,089	5,020	4,938	4,780	4,721
後期高齢者(75歳以上)	3,591	3,878	4,114	4,351	4,594	4,745
要支援・要介護認定者数	1,335	1,435	1,550	1,626	1,675	1,721
第2号被保険者	43	35	38	40	31	34
前期高齢者(65歳～74歳)	213	216	219	220	217	221
後期高齢者(75歳以上)	1,079	1,184	1,293	1,366	1,427	1,466
後期高齢者の占める割合	80.8%	82.5%	83.4%	84.0%	85.2%	85.2%
認定率(第2号被保険者を除く)	14.9%	15.6%	16.6%	17.1%	17.5%	17.8%
前期高齢者の認定率	4.2%	4.2%	4.4%	4.5%	4.5%	4.7%
後期高齢者の認定率	30.0%	30.5%	31.4%	31.4%	31.1%	30.9%



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告 月報」 各年9月末日現在

【認定率の推移】



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告 月報」 各年9月末日現在

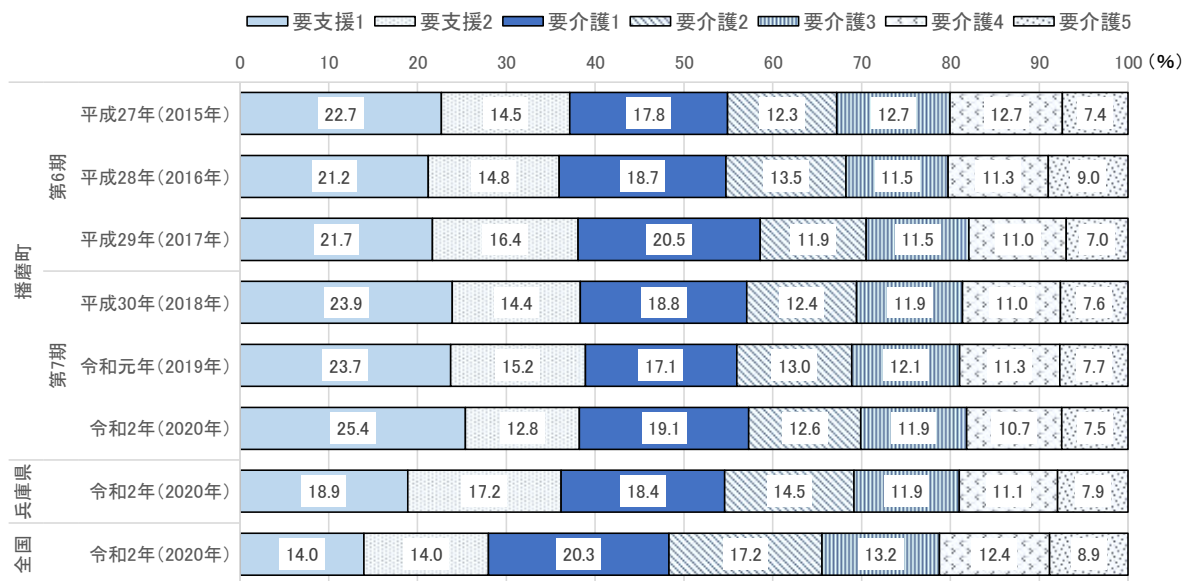
②要支援・要介護認定者の内訳の推移

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、特に、要支援1は他の認定区分と比べて伸び率が高く、令和2年で437人と、平成27年から1.44倍となっています。また、要介護度別の割合をみると、兵庫県・全国に比べ、認定者に占める軽度者の割合が高い傾向があります。

【要支援・要介護認定者の内訳の推移】

単位：人

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
要支援・要介護認定者数	1,335	1,435	1,550	1,626	1,675	1,721
要支援1	303	304	336	389	397	437
要支援2	193	212	254	234	254	221
要介護1	237	269	318	305	286	328
要介護2	164	194	185	201	217	217
要介護3	170	165	179	194	203	205
要介護4	169	162	170	179	189	184
要介護5	99	129	108	124	129	129

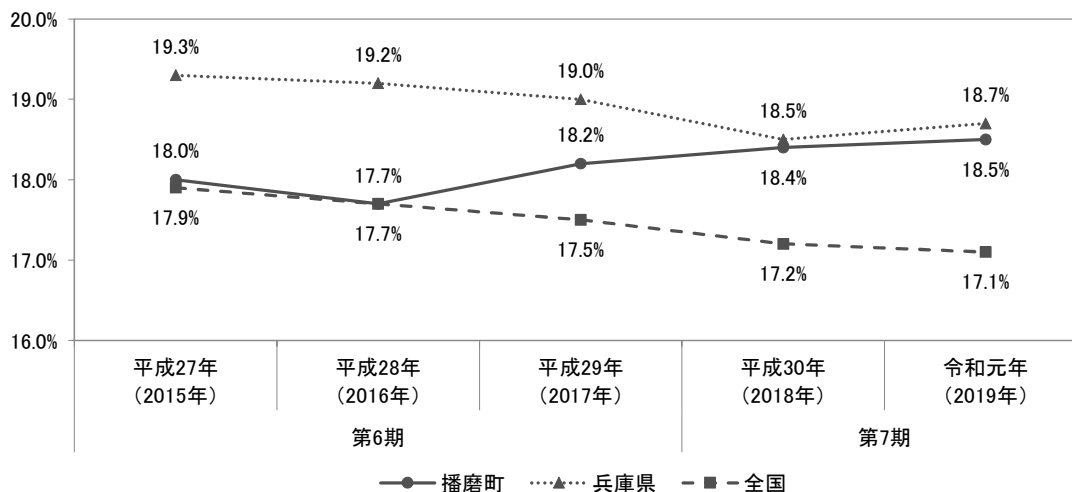


※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）
各年9月末日現在

③ 認定率の比較

播磨町の認定率は、全国より高く、兵庫県より低い水準で推移していますが、全国、県とは逆に認定率が上昇しています。兵庫県下では、認定率が7番目に高くなっています。

【認定率の比較】



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより） 各年3月末日現在
 ※性・年齢構成を考慮しない調整済認定率を使用。計算に用いる標準的な人口構造は平成27年1月1日時点の全国平均の構成。

(2) 要支援・要介護認定者の推計

① 要支援・要介護認定者数の推移

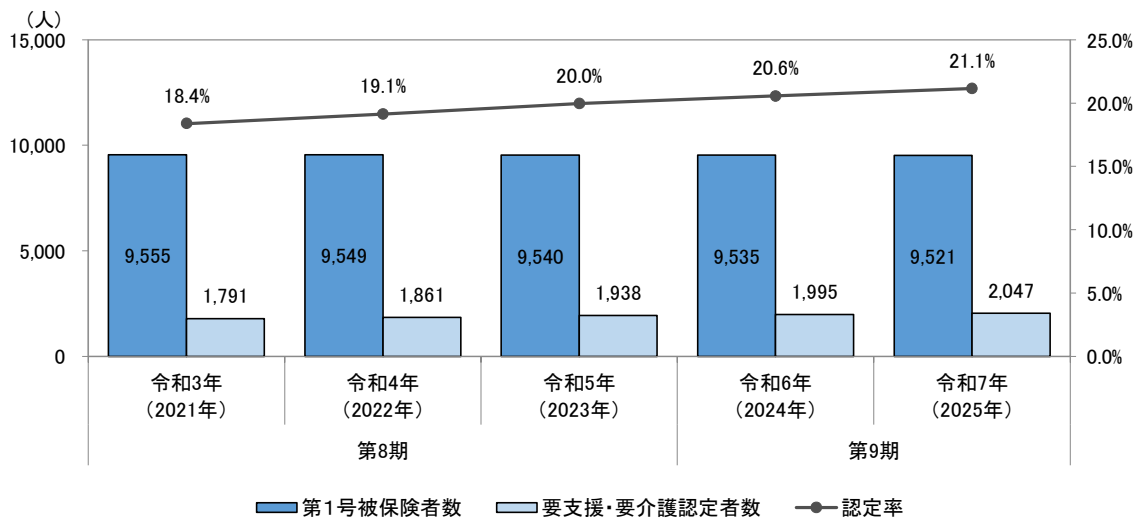
要支援・要介護認定者数の推計をみると、今後も増加傾向となり、令和5年には1,938人と、令和2年から217人増加する見込みとなっています。その後も増加は続き、令和7年(2025年)には2,047人となっています。

認定率は、令和5年では20.0%、令和7年(2025年)には21.1%となる見込みです。

【要支援・要介護認定者数の推計】

単位:人

区分	第8期			第9期	
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
第1号被保険者数	9,555	9,549	9,540	9,535	9,521
要支援・要介護認定者数	1,791	1,861	1,938	1,995	2,047
第1号被保険者	1,757	1,827	1,904	1,959	2,013
第2号被保険者	34	34	34	36	34
認定率	18.4%	19.1%	20.0%	20.6%	21.1%



※資料：将来推計人口及び厚労省「介護保険事業状況報告」令和2年9月月報をもとに、地域包括ケア「見える化」システムで推計

※令和6年は令和5年と令和7年(2025年)の中間値としている。

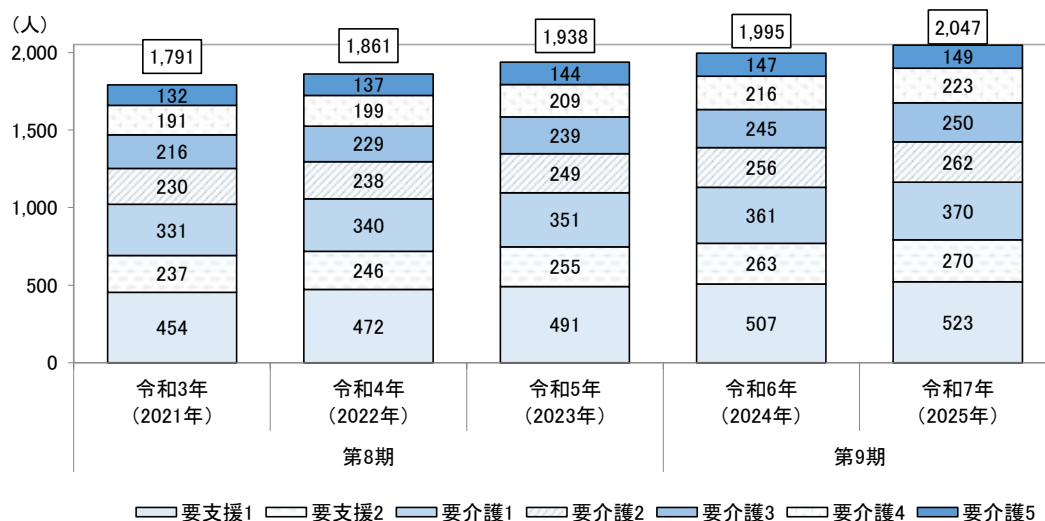
(3) 要支援・要介護認定者の内訳の推計

要支援・要介護認定者の内訳の推計をみると、いずれの要介護度でも増加傾向にあります。特に、要支援1は令和2年から令和7年（2025年）にかけて、86人増加する見込みとなっています。また、伸び率をみると、令和2年から令和7年にかけて、要介護3で約1.22倍となっており、最も伸び率が高くなっています。

【要支援・要介護認定者の内訳の推計】

単位：人

区分	第8期			第9期	
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
要支援・要介護認定者数	1,791	1,861	1,938	1,995	2,047
要支援1	454	472	491	507	523
要支援2	237	246	255	263	270
要介護1	331	340	351	361	370
要介護2	230	238	249	256	262
要介護3	216	229	239	245	250
要介護4	191	199	209	216	223
要介護5	132	137	144	147	149



※資料：将来推計人口及び厚労省「介護保険事業状況報告」令和2年9月月報をもとに、地域包括ケア「見える化」システムで推計

※令和6年は令和5年と令和7年（2025年）の中間値としている。

(4) 認知症高齢者数の推移

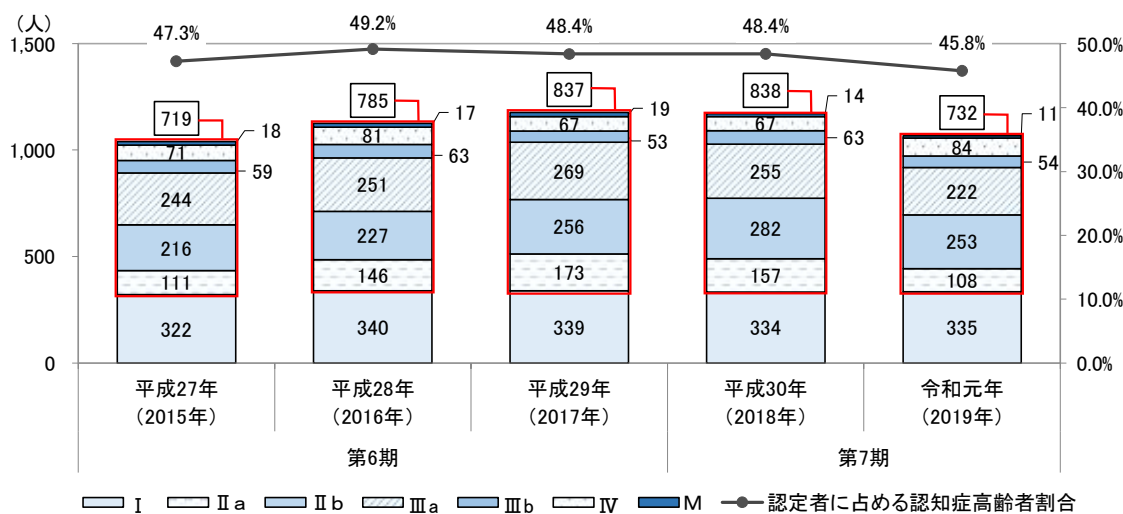
認知症高齢者数の推移をみると、増加傾向にあり、認知症自立度Ⅱ以上の人数は、令和元年では732人と、平成27年の719人から13人増加しています。

認定者に占める認知症高齢者割合はほぼ横ばいで推移し、令和元年では45.8%となっています。

【認知症高齢者数の推計】

単位:人

区分	第6期			第7期	
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
要支援・要介護認定者数	1,521	1,597	1,730	1,731	1,600
自立	480	472	554	559	533
I	322	340	339	334	335
Ⅱa	111	146	173	157	108
Ⅱb	216	227	256	282	253
Ⅲa	244	251	269	255	222
Ⅲb	59	63	53	63	54
Ⅳ	71	81	67	67	84
M	18	17	19	14	11
認知症自立度Ⅰ以上認定者数	1,041	1,125	1,176	1,172	1,067
認知症自立度Ⅱ以上認定者数	719	785	837	838	732
認定者に占める認知症高齢者割合	47.3%	49.2%	48.4%	48.4%	45.8%



※資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」 各年10月末日現在

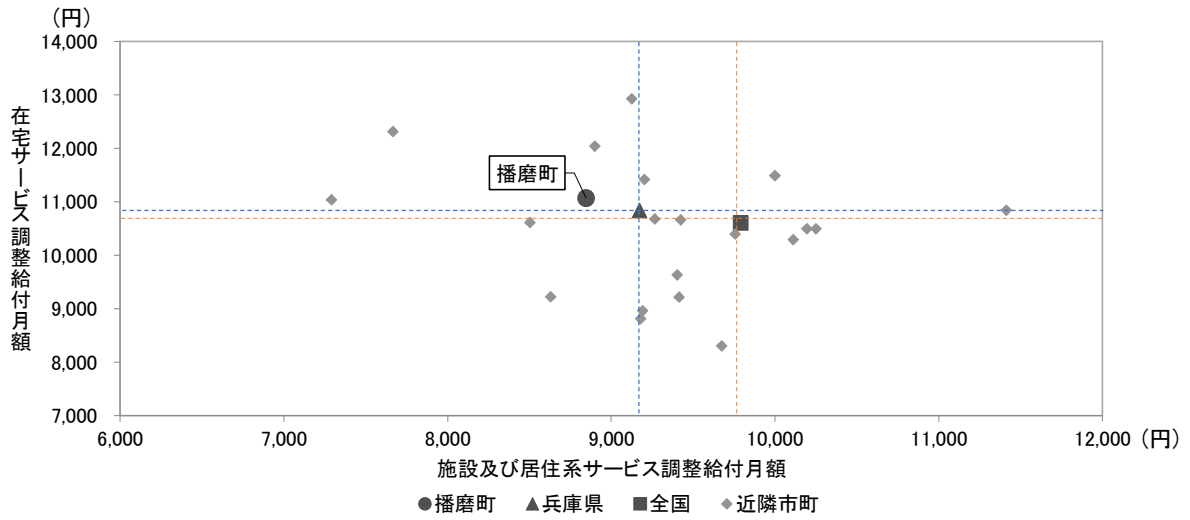
※本指標の「認知症自立度」は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された認知症高齢者の日常生活自立度を指す。

第3節 給付費の状況

(1) 第1号被保険者1人あたり給付月額

平成30年の第1号被保険者1人あたり調整給付月額の状況をみると、施設及び居住系サービスの給付月額は8,846円、在宅サービスは11,068円となっています。施設及び居住系サービスについては全国(9,790円)、県(9,173円)に比べ低くなっています。在宅サービスについては全国(10,600円)、県(10,838円)に比べ高くなっています。

【第1号被保険者1人あたり給付月額】



※資料：厚労省「介護保険総合データベース」、「介護保険事業状況報告（年報）」平成30年現在

※調整給付月額は、第1号被保険者の性・年齢構成を調整し、単位数に一律10円を乗じ、さらに実効給付率を乗じた数。

※本指標の「在宅サービス調整給付月額」は、在宅サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。

※本指標の「施設及び居住系サービス調整給付月額」は、第1号被保険者に対する施設及び居住系サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。

※在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護を指す。

※施設及び居住系サービスは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す。

(2) 介護サービスの利用状況

令和元年度の介護サービスの利用状況をみると、「居宅療養管理指導」「訪問看護」「短期入所生活介護」等のサービスで計画値を上回っています。

【介護サービス提供量の計画対比】

	平成30年度			令和元年度			
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比	
(1) 居宅サービス							
訪問介護	(回)	62,527	63,457	101%	68,696	74,383	108%
	(人)	2,736	2,569	94%	2,964	2,696	91%
訪問入浴介護	(回)	569	194	34%	569	259	46%
	(人)	132	61	46%	132	73	55%
訪問看護	(回)	15,809	12,696	80%	17,716	14,825	84%
	(人)	1,416	1,581	112%	1,572	1,895	121%
訪問リハビリテーション	(回)	4,159	3,496	84%	4,439	3,687	83%
	(人)	348	298	86%	372	307	83%
居宅療養管理指導	(人)	1,236	1,408	114%	1,356	1,836	135%
通所介護	(回)	40,673	37,450	92%	43,819	40,298	92%
	(人)	3,660	3,427	94%	3,948	3,554	90%
通所リハビリテーション	(回)	9,637	9,171	95%	10,390	9,471	91%
	(人)	1,032	1,039	101%	1,116	1,068	96%
短期入所生活介護	(日)	11,680	11,746	101%	12,518	14,224	114%
	(人)	756	830	110%	804	917	114%
短期入所療養介護(老健)	(日)	1,784	1,000	56%	1,930	1,018	53%
	(人)	156	100	64%	168	98	58%
短期入所療養介護(病院等)	(日)	0	0	-	0	0	-
	(人)	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	(人)	4,260	4,492	105%	4,620	4,887	106%
特定福祉用具販売	(人)	120	122	102%	120	161	134%
住宅改修	(人)	108	121	112%	120	146	122%
特定施設入居者生活介護	(人)	336	295	88%	336	259	77%
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)	120	25	21%	180	23	13%
夜間対応型訪問介護	(人)	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所介護	(回)	247	0	0%	247	0	0%
	(人)	12	0	0%	12	0	0%
小規模多機能型居宅介護	(人)	672	525	78%	672	541	81%
認知症対応型共同生活介護	(人)	492	416	85%	492	391	79%
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	348	287	82%	348	352	101%
看護小規模多機能型居宅介護	(人)	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	(回)	8,681	9,851	113%	9,448	8,250	87%
	(人)	948	960	101%	1,008	804	80%
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	(人)	1,380	1,305	95%	1,380	1,302	94%
介護老人保健施設	(人)	804	575	72%	804	513	64%
介護医療院	(人)	0	0	-	0	83	-
介護療養型医療施設	(人)	204	113	55%	204	64	31%
(4) 居宅介護支援							
居宅介護支援	(人)	7,140	6,878	96%	7,716	7,261	94%

※回(日)数は年間の合計回(日)数、人数は年間の合計利用者数。

(3) 介護予防サービスの利用状況

令和元年度の介護サービスの利用状況をみると、「介護予防訪問看護」「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防特定施設入居者生活介護」等のサービスで計画値を上回っています。

【介護予防サービス提供量の計画対比】

	平成30年度			令和元年度			
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比	
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	(回)	30	0	0%	30	0	0%
	(人)	12	0	0%	12	0	0%
介護予防訪問看護	(回)	2,504	3,830	153%	2,598	6,340	244%
	(人)	360	510	142%	372	788	212%
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	2,234	1,981	89%	2,234	2,353	105%
	(人)	168	152	90%	168	207	123%
介護予防居宅療養管理指導	(人)	132	151	114%	144	172	119%
介護予防通所リハビリテーション	(人)	516	635	123%	540	836	155%
介護予防短期入所生活介護	(日)	394	220	56%	394	188	48%
	(人)	72	39	54%	72	35	49%
介護予防短期入所療養介護 (老健)	(日)	132	0	0%	132	0	0%
	(人)	12	0	0%	12	0	0%
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	(日)	0	0	-	0	0	-
	(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	(人)	2,220	2,279	103%	2,328	2,704	116%
特定介護予防福祉用具販売	(人)	96	62	65%	96	75	78%
介護予防住宅改修	(人)	168	63	38%	168	79	47%
介護予防特定施設 入居者生活介護	(人)	24	35	146%	24	36	150%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型 通所介護	(回)	0	0	-	0	0	-
	(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型 居宅介護	(人)	24	52	217%	24	52	217%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	(人)	12	0	0%	12	0	0%
(3) 介護予防支援							
介護予防支援	(人)	3,960	2,958	75%	4,164	3,652	88%

※回(日)数は年間の合計回(日)数、人数は年間の合計利用者数。

(4) 介護サービス給付費

令和元年度の介護サービスの給付費合計をみると19億8,820万円となっています。計画値を下回っていますが、前年度から約1億460万円の増加となっています。

計画値と比較すると、「居宅療養管理指導」「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「訪問介護」のサービスで計画値を上回っています。

【介護サービス給付費の計画対比】

単位：千円

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 居宅サービス						
訪問介護	157,783	160,020	101%	173,926	183,556	106%
訪問入浴介護	6,761	2,352	35%	6,764	3,163	47%
訪問看護	76,772	67,840	88%	86,510	76,627	89%
訪問リハビリテーション	12,065	10,299	85%	12,871	10,912	85%
居宅療養管理指導	16,194	16,550	102%	17,752	21,957	124%
通所介護	300,852	279,182	93%	325,588	301,152	92%
通所リハビリテーション	88,816	79,009	89%	96,568	78,825	82%
短期入所生活介護	95,130	93,811	99%	102,327	115,939	113%
短期入所療養介護(老健)	21,308	11,656	55%	23,076	12,193	53%
短期入所療養介護(病院等)	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	50,979	55,780	109%	56,080	62,058	111%
特定福祉用具販売	3,420	1,601	47%	3,420	2,758	81%
住宅改修	10,673	6,289	59%	11,991	7,654	64%
特定施設入居者生活介護	61,316	53,889	88%	61,343	50,102	82%
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24,117	2,934	12%	30,879	2,628	9%
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所介護	3,272	0	0%	3,274	0	0%
小規模多機能型居宅介護	150,734	108,994	72%	150,801	112,742	75%
認知症対応型共同生活介護	130,665	105,211	81%	130,724	99,034	76%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	89,673	72,904	81%	89,713	98,277	110%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	60,211	70,936	118%	67,401	56,566	84%
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	360,625	349,226	97%	360,786	358,778	99%
介護老人保健施設	248,484	189,164	76%	248,596	164,837	66%
介護医療院	0	0	-	0	38,895	-
介護療養型医療施設	91,555	50,880	56%	91,596	27,435	30%
(4) 居宅介護支援						
居宅介護支援	98,718	95,066	96%	106,928	102,111	95%
合計	2,160,123	1,883,595	87%	2,258,914	1,988,200	88%

※端数処理により合計が一致しない場合があります。以下、同様。

※実績値は介護保険事業状況報告月報の年間合計

(5) 介護予防サービス給付費

令和元年度の介護予防サービスの給付費合計をみると1億905万円となっています。計画値を上回っており、前年度から約2,111万円の増加となっています。

計画値と比較すると、「介護予防小規模多機能型居宅介護」「介護予防訪問看護」「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防福祉用具貸与」「介護予防訪問リハビリテーション」のサービスで計画値を上回っています。

【介護予防サービス給付費の計画対比】

単位：千円

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	242	0	0%	242	0	0%
介護予防訪問看護	11,514	15,682	136%	11,953	23,809	199%
介護予防訪問リハビリテーション	6,288	5,687	90%	6,291	6,849	109%
介護予防居宅療養管理指導	1,487	1,308	88%	1,639	1,570	96%
介護予防通所リハビリテーション	14,982	19,621	131%	15,712	25,074	160%
介護予防短期入所生活介護	3,176	1,496	47%	3,177	1,057	33%
介護予防短期入所療養介護(老健)	1,343	0	0%	1,343	0	0%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	14,783	15,471	105%	15,485	18,185	117%
特定介護予防福祉用具販売	2,657	1,384	52%	2,657	1,872	70%
介護予防住宅改修	21,276	7,732	36%	21,276	8,458	40%
介護予防特定施設入居者生活介護	1,942	1,882	97%	1,943	1,619	83%
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,851	4,295	232%	1,852	3,940	213%
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,616	0	0%	2,617	0	0%
(3) 介護予防支援						
介護予防支援	17,980	13,377	74%	18,915	16,612	88%
合計	102,137	87,936	86%	105,102	109,045	104%

※実績値は介護保険事業状況報告月報の年間合計

(6) 総給付費

令和元年度の総給付費をみると、いずれのサービスでも計画値を下回っています。

【総給付費の計画対比】

単位：千円

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
在宅サービス	1,275,384	1,148,374	90%	1,376,698	1,258,268	91%
居住系サービス	196,539	160,982	82%	196,627	150,755	77%
施設サービス	790,337	662,175	84%	790,691	688,223	87%
合計	2,262,260	1,971,531	87%	2,364,016	2,097,245	89%

※実績値は介護保険事業状況報告月報の年間合計

第4節 地域支援事業費の状況

(1) 地域支援事業の利用状況

①介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数について、訪問型サービス A、通所介護相当サービスで平成30年度から令和元年度にかけて増加しています。

【介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数の計画対比】

単位:人

	平成30年度		令和元年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問型サービス	2,088	1,824	2,196	1,908
訪問介護相当サービス利用者	—	1,752	—	1,716
訪問型サービスA利用者	—	72	—	192
通所型サービス	2,832	2,532	2,976	2,700
通所介護相当サービス利用者	—	2,184	—	2,376
通所型サービスA利用者	—	348	—	324

(2) 地域支援事業費

①介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業の事業費について、訪問型サービス A、通所介護相当サービス、介護予防普及啓発事業で平成30年度から令和元年度にかけて増加しています。

【介護予防・日常生活支援総合事業の事業費の計画対比】

単位:千円

	平成30年度		令和元年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
介護予防生活支援サービス事業	119,515	99,830	125,581	105,771
訪問介護相当サービス利用者	—	31,473	—	31,332
訪問型サービスA利用者	—	501	—	1,146
通所介護相当サービス利用者	—	53,765	—	59,939
通所型サービスA利用者	—	5,007	—	4,583
介護予防ケアマネジメント	—	9,085	—	8,771
一般介護予防事業	7,154	5,183	7,154	5,107
介護予防把握事業	—	0	—	0
介護予防普及啓発事業	—	2,070	—	2,371
地域介護予防活動支援事業	—	3,113	—	2,736
一般介護予防事業評価事業	—	0	—	0
地域リハビリテーション活動支援事業	—	0	—	0

②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）、任意事業の事業費について、平成30年度から令和元年度にかけて増加しています。

【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の事業費の計画対比】

単位:千円

	平成30年度		令和元年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	44,758	26,007	45,902	27,266
任意事業	3,524	2,252	3,524	2,389

③包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業（社会保障充実分）について、認知症地域支援・ケア向上事業、地域ケア会議推進事業で平成30年度から令和元年度にかけて増加しています。

【包括的支援事業（社会保障充実分）の計画対比】

単位：千円

	平成30年度		令和元年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
包括的支援事業(社会保障充実分)	12,902	8,765	13,547	10,660
在宅医療・介護連携推進事業	—	1,910	—	1,908
生活支援体制整備事業	—	5,494	—	5,393
認知症初期集中支援推進事業	—	0	—	11
認知症地域支援・ケア向上事業	—	915	—	2,857
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	—	0	—	0
地域ケア会議推進事業	—	446	—	490

第3章 計画の基本構想

第1節 将来像

基本理念：高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現

本町においては、地域包括ケアシステムを推進する観点から、これまで、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関する取組を進めてきました。

第8期計画においては、2040年を見据えて、今後ますます少子高齢化が進行していく中で複合化・複雑化する地域課題を、住民一人ひとりが「我が事」として捉え、お互いに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、認知症施策や介護サービス提供体制の整備、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組んでいきます。

地域共生社会とは…高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のことを言います。

第2節 基本目標

第8期計画では、第5次総合計画を念頭におきつつ、第7期計画において推進してきた各施策のさらなる充実を図るため、次の4つの基本目標を設定し、「高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現」に向けて効率的に計画を進めます。

基本目標1 介護予防・生きがいづくりの推進

高齢期に尊厳を持って自立した生活を送るために、介護予防・健康づくりの取組に積極的に参加できる環境を整備し、高齢者の健康寿命の延伸を図ることが重要です。健康寿命の延伸及び介護予防の推進にあたっては、「フレイル」を予防・改善することも重要となります。そのため、住民が主体となって介護予防に取り組み、共助を育む場となる通いの場の開催、継続を推進していきます。

高齢者自身が社会参加することにより、健康で生きがいを持ち、地域の担い手として活躍できるよう、より一層多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した生きがいづくりや社会参加、社会貢献、就労等の活動を支援し、地域の様々な活動と連携することにより高齢者が活躍する機会と場を創出します。

基本目標2 地域包括ケアシステムの更なる推進

本町では、前期計画時から中長期的な視点に立ち段階的に地域包括ケアシステムの構築を進めており、今期においては地域の実情に応じた、医療、介護、予防、住まい、生活支援が提供される仕組みについて、更なる推進を図る必要があります。こうした現状を踏まえ、本人の選択と本人・家族の心構えが尊重され、地域において生活ニーズに合った良質な住まいが提供される中で、地域包括支援センターを中核として、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体による「介護予防・生活支援」や、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」のサービス提供を行う関係機関や多職種が、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

基本目標3 認知症対策の推進

今後、更なる高齢化と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指した取組を進めていくことが重要となっています。認知症の人やその家族にとって安心して生活できる地域づくりを進めるため、認知症に対する正しい理解のための認知症ケアパスの普及・活用と「認知症になることを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」などの意味での予防や早期発見の推進、通いの場の充実や、認知症カフェの拡充、権利擁護の推進など、当事者の視点を重視しつつ、医療と介護の連携などを通じて継続した支援ができる体制の整備を図ります。

また、地域ぐるみで認知症の人を支えることができるよう地域支援ネットワーク等の強化を図り、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

基本目標4 介護保険事業の適正・円滑な運営

本町の高齢者人口は増え続けており、今後も介護保険サービスの利用者の増加と介護サービス費の増大が見込まれます。利用者が円滑にサービスを利用するため、また、介護者の離職防止（「介護離職ゼロ」）の実現のために、必要な介護サービスの確保と介護者の負担軽減に取り組めます。

また、災害の発生及び感染症の流行に備え、関係機関や介護サービス事業所との連携体制を整えるなど、今後も、安定した介護サービスを提供するため、介護保険制度を適正に運営し、制度の持続可能性に努めます。

第3節 施策体系

＜施策体系図＞

＜基本理念＞	
高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現	
＜基本目標＞	＜推進施策＞
基本目標 1 介護予防・生きがいの推進	第1節 介護予防・地域づくりの推進
	第2節 生きがいの推進
基本目標 2 地域包括ケアシステムの更なる推進	第3節 社会参加の促進
	第1節 生活支援サービスの充実
	第2節 在宅介護の支援
	第3節 在宅医療・介護連携の推進
	第4節 地域ケア会議の充実
	第5節 地域包括支援センターの機能強化
	第6節 高齢者の権利擁護の取組の推進
	第7節 見守りネットワークの充実
第8節 居住環境の整備	
基本目標 3 認知症対策の推進	第1節 認知症への理解を深めるための普及啓発
	第2節 認知症予防・早期発見・早期受診の推進
	第3節 認知症の人と家族への支援の充実
	第4節 認知症の人にやさしい地域づくりの推進
基本目標 4 介護保険事業の適正・円滑な運営	第1節 介護サービスの質の確保・向上
	第2節 介護給付適正化の推進 (介護給付適正化計画)
	第3節 災害や感染症対策に係る体制整備
第5章 介護保険サービスの基盤整備	第1節 介護保険施設等の整備方針について
	第2節 介護保険サービスの利用者数等の推計
	第3節 標準給付費の推計
	第4節 地域支援事業費の推計
	第5節 保険料の算定と基本的な考え方
	第6節 令和7年(2025年)以降の サービス利用見込み

第4章 施策展開

基本目標1 介護予防・生きがいづくりの推進

第1節 介護予防・地域づくりの推進

高齢者人口がピークを迎える一方、現役世代が急激に減少する中で、社会の活力を維持・向上させつつ「全世代型社会保障」を実現するためには、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割をもって活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護保険制度においても、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが重要です。

また、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で自主的に健康づくり活動に参加できるための機会の整備を進めるほか、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービスやリハビリテーション等につなげ、生活機能の維持及び、疾病予防・重症化予防の促進をめざします。

（1）介護予防の推進

健康寿命の延伸に向けて、地域住民が健康に関心を持ち、介護予防の視点を持って生活できるよう、健康教育や広報などを通じた日常生活における介護予防への意識づけや、介護予防の取組の充実を図ります。

また、健康診査・歯科検診を効果的かつ効率的に実施し、受診率向上に努めつつ、検診の結果や生活習慣病を把握し、心身活動の確保、低栄養を防ぐ食生活等、生活習慣の見直しをはじめとする必要な保健指導を行います。

①介護予防に関する知識の普及啓発

地域において、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、介護予防に向けた取組が住民の主体的な活動として実施されるよう健康教育や運動教室に取り組み、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を推進します。希望する地域のいきいきサロン等高齢者の集まりに専門職の講師を派遣し、介護予防の基本的な知識の普及啓発を図るとともに、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援に重点をおいた健康教育を引き続き実施します。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シニア元気アップ出前講座実施回数（回）	34	29	17	35	35	40

②ボランティアの育成

元気高齢者がボランティア活動を通じて地域の高齢者の「支え手」となり、生きがいづくり・介護予防を実践するため、引き続き介護支援ボランティア養成講座を行います。養成講座修了後には、町内の介護保険施設やはつらつ広場等、多様な就労的活動・社会参加ができるよう環境整備に努めます。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援ボランティア養成講座受講者数（人）	18	16	5	—	—	—

③住民主体の介護予防活動の支援

体操や人とのふれあいで元気にいきいきと過ごすことを目的とする住民主体の通いの場が地域に増え、要介護認定・サービス利用の有無にかかわらず、誰もが参加できる場が広がっています。通いの場での効果測定や元気アップ出前講座などの専門職と連携することで、通いの場の活動を一層推進し、未実施地域にPRすることで介護予防活動が広がっていくよう支援します。併せて住民主体の介護予防活動の運営が継続されるような補助について検討します。

指標	実績			目標			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
通いの場への参加実人数（人）	373	396	399	430	450	460	
再掲	いきいき100歳体操教室会場数（か所）	27	29	30	33	35	36
	参加実人数（人）	283	311	326	—	—	—
	はつらつ広場（会場数）	5	5	5	—	—	—
	参加実人数（人）	90	85	73	—	—	—
	認知症予防教室（会場数）	—	—	—	—	1	2
	参加実人数（人）	—	—	—	—	10	20
	要介護認定者の参加者数（人）	19	15	15	17	20	22

④地域リハビリテーションの推進

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるために、リハビリテーション専門職による住民への介護予防に関する助言や、要介護者等のケアマネジメントに対する助言等で、本人の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援します。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域へのリハビリ専門職の派遣回数(回)	5	21	0	35	38	40
通所リハビリマネジメント加算Ⅱ以上の件数(人) ※4月審査	—	—	58	増加	増加	増加

⑤高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な推進(新規)

現在、国民健康保険加入者には特定健診や特定保健指導、糖尿病重症化予防事業など、国民健康保険の保健事業で健康づくりに取組んでいます。後期高齢者になると特定健診が行われるのみで保健事業が断裂されています。そのため、高齢者の誰もが様々な情報を得る機会が与えられ、必要な人には個別支援が行われるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が叫ばれています。

町においても、コーディネーターである保健師を配置し、医療・保健・介護のデータを活用して地域の健康課題の分析を行い、通いの場に保健師・栄養士・リハビリテーション専門職等の医療専門職が関与しながら、高齢者の自立支援の取組とともにフレイル予防や健康づくりを推進していきます。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場での講義回数(回)	—	—	—	25	全会場	全会場
後期高齢者質問票該当率(%)	—	—	—	20.0	20.0	19.5

※令和2年度数値については、1月末での実績値。次ページ以降も同様。

(2) 地域づくりの推進

介護予防は、高齢者本人へのアプローチに加えて、地域づくり等本人を取り巻く環境へのアプローチ（役割の創出・社会参加の実現）が重要です。生活支援コーディネーターを中心に、地域に不足しているサービスの創出・サービスの担い手の養成・担い手としての活動する場を確保し、地域のつながりを強化します。

高齢者が地域で関わり、役割を持ちながら介護予防・健康づくりを進めていく取組を引き続き推進します。

①役割の創出のための講座の開催

高齢者の主体的な活動への参加を促進するために、介護支援ボランティア養成講座と生活支援サポーター養成講座を開催し、ボランティア活動や緩和型訪問介護サービスの担い手として活躍するための支援を行います。

②担い手としての活動支援

介護支援ボランティア養成講座の修了者は介護支援ボランティアグループ「結い・はりま」に登録し、ボランティア活動に参加しています。生活支援サポーター養成講座の修了者はボランティア活動「くらしサポート」や緩和型訪問介護サービスの担い手として活動します。

介護人材が不足する中、地域の元気な高齢者が介護の「担い手」となることは、住み慣れた地域の中で高齢者の新たな就労先となったり、働きながら介護を学び現場を知ることが一番の介護予防につながります。

引き続き、養成講座修了後の継続活動者の増加を目指し、広報活動及びフォローアップに力を入れ、さらに活動が広がるようボランティアポイント等の導入を検討します。

指標			実績			目標		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバーエプロンサービス 会員数（人）			32	32	41	45	45	45
くらしサポート登録者数 （人）			37	40	45	50	55	55
結い・はりま登録者数（人）			89	89	89	90	90	92
再 掲	施設活動	回数	216	171	22	25	100	200
		参加延数	329	253	31	35	200	300
	介護予防	回数	50	44	10	12	40	52
		参加延数	409	361	59	80	350	400

第2節 生きがいづくりへの支援

いきいきと生活するためには、高齢者一人ひとりが興味のあることに取り組み、これまで培ってきた経験や知識を発揮していく場と機会の確保が必要です。

本町では、シニア（老人）クラブや生涯学習等を行う自主団体の活動を支援し、活力あるまちづくりに取り組んでいます。

（1）高齢者の地域活動の支援

高齢者の地域での健康・仲間づくり、相互の助け合い活動などの様々な場となっているため、今後も継続して支援し、活性化を図ります。

①シニア（老人）クラブ

播磨町シニアクラブ連合会は、健康・友愛・奉仕の目標を掲げ、社会奉仕活動、老人教養講座開催事業、健康増進活動に自主的に取り組んでいます。高齢者が自ら得た知識・経験・技術を活かし活動するだけでなく、緊急の課題となっている子どもの見守り活動等、地域の安心・安全活動や、若年高齢者の加入促進にも積極的に取り組みます。

シニアクラブは、地域コミュニティづくりの担い手となる組織であり、今後も継続し支援します。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
シニア(老人)クラブ数（団体）	24	21	21
シニア(老人)クラブ会員数（人）	1,234	1,085	1,027

②ふれあい・いきいきサロン

いきいきサロンの実施数は、参加者なども含めて全体的に高齢化しており、減少している実態があります。地域住民主体の地域づくりや支えあい活動に寄与するものであるため、引き続き支援を充実させていく必要があります。

高齢者が生きがいを持って過ごすことができるよう、地域において高齢者が地域住民とのふれあい、仲間づくりを行うことのできる場として、「ふれあい・いきいきサロン」を開催する自治会に対して、社会福祉協議会とともに今後も継続して財政的支援をします。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
いきいきサロン実施数（か所）	34	35	33

(2) 生涯学習の推進（中央公民館・コミュニティセンターでの活動）

「自ら学ぶ」喜びを得ることができる生涯学習社会の実現を目指し、中央公民館や各地域にあるコミュニティセンターにおいての活動支援を実施します。コミュニティセンターは地域のコミュニティ活動の拠点として、各種講座・教室などの生涯学習の活動場所として利用できます。

① 播磨町ことぶき大学

高齢者が生涯を通じて学習できる場を確保・提供することにより、生きがいを支援するとともに地域のリーダーとなる人材を養成します。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ことぶき大学学生数（人）	118	125	111
ことぶき大学OB会員数（人）	212	204	200

(3) レクリエーション・スポーツ事業の充実

健康でいきいきとした生活を送るためには、介護予防の観点からみても、日頃から身体を動かし、それを楽しく継続できることが大切です。そのためにも、近年の健康ブームによって、健康・体力づくりに対する関心が高まる中、生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動が行えるよう、スポーツクラブはりま21と連携し、通いの場等で体験・周知に努めます。

(4) 敬老事業

毎年9月に高齢者の長寿をお祝いするため、長寿祝金や長寿祝品の贈呈等の敬老事業を行っています。高齢者の増加が見込まれるため、事業内容の見直しを検討します。

第3節 社会参加の促進

就労やボランティア等を通して社会参加することは、本人の生きがいに繋がること
はもちろん、認知症予防、介護予防の効果にも大きく影響します。また、過去の経験や知識を
周りの人に伝えることのできる機会でもあります。

高齢者人口が増加の一途をたどる中で、高齢者のための就労の場の確保及び就労に関する情
報提供やサポートを充実させる必要があります。今後も、関係機関と連携し、高齢者のボラン
ティア活動や就労意欲に応えられるよう環境整備を進めます。

また、従来のサービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性
ではなく、地域に高齢者が活躍する「機会」と「場所」を増加させることで、高齢者の介護予
防や生きがいに繋がっていきます。

(1) シルバー人材センター活動への支援

シルバー人材センターは、就労を通じ、生きがいと社会参加、そして収入を得たいという
健康な高齢者を会員とし、民間企業や一般家庭、公共団体等から各人の希望と経験・能力に
応じてその仕事を紹介する場です。

総合事業では生活支援型訪問サービス（シルバーエプロンサービス）として元気な高齢者
が新たな支え手となっています。就労を通じた高齢者の生きがいに貢献するシルバー
人材センターの活動を支援していきます。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
シルバー人材センター会員数（人）	304	294	295

(2) ボランティア組織の育成等

ボランティアによる自主的な活動は、地域福祉を推進し、福祉への理解を進める役割を果
たしています。その活動は地域や社会をより良くしていくとともに、活動する人自身も豊か
にしてくれる力があります。特に高齢者福祉の分野においては、高齢者の日常生活を支える
担い手として重要な役割を果たしています。

高齢者が培ってきた経験、知識、技能等を活用し、様々な形で社会に貢献できる機会の充
実を図るとともに、地域の特性に応じて行われる活動を支援し、子どもから高齢者まで幅広
い層のボランティア等の育成・支援を推進します。また、社会福祉協議会等との連携により、
ボランティアニーズの調整機能や新たな活動への支援の充実を図ります。

(3) 雇用・就労への支援

生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援サポ
ーター養成研修を実施しています。高齢者が住み慣れた地域の中で自分らしく暮らすための
支え合い活動を行う人材の養成、地域の介護予防や総合事業の担い手の育成を行い、高齢者
の就労的活動を支援します。また、就業についての幅広い情報を高齢者へ発信するため、ハ
ローワーク等との連携などを検討します。

基本目標2 地域包括ケアシステムの更なる推進

第1節 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く安心して生活するためには、高齢者一人ひとりの生活状況に応じた支援が必要です。

住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援を目指します。

(1) 在宅福祉サービスの充実

一人暮らし高齢者等が在宅生活を継続するために必要な在宅福祉サービスの提供を行っています。また、閉じこもりが心身の機能低下を引き起こす1つの要因と考えられていることから、高齢者への移動支援として、播磨町社会福祉協議会において公共交通機関の利用が困難な方に対する福祉有償運送を実施しているほか、令和2年度から75歳以上の方を対象としたタクシー券の交付などを行っています。

①訪問理美容サービス

高齢・障がい等の理由により、理美容院に出向くことが困難な高齢者及び重度心身障がい者に対して理美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを行う場合の出張費を助成しています。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問理美容サービス利用者数（人）	3	6	4

②高齢者日常生活用具給付事業

一人暮らし高齢者等に、日常生活を安心して送るために必要な用具（電磁調理器、火災報知器、自動消火器）を給付しています。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者日常生活用具給付者数（人）	2	1	1

③緊急通報システム（あんしんボタン設置）事業

令和2年度に制度の見直しを実施し、高齢者の日常生活の安否確認のためのサービス（安否確認電話・生活見守りセンサー設置）を増やしました。

一人暮らし高齢者等が急病や事故等の万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるよう、「あんしんボタン（ペンダント等）」を貸与し、高齢者の日常生活の安全の確保と不安解消を図ります。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
緊急通報システム（安心ボタン）設置件数（件）	62	68	61
緊急通報システムによる緊急通報件数（件）	4	8	5

④生活管理短期宿泊事業

介護保険制度で非該当にあたる一人暮らし高齢者等が、体調不良に陥った等の緊急時に、老人ホームなどへ一時的に宿泊し、要介護状態への進行を防ぐために体調を整えながら生活習慣等の改善を行う場を提供します。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活管理短期宿泊利用件数（件）	0	0	0

⑤ごみの個別収集

要支援・要介護認定を受けている、またはそれに準じた状態にある一人暮らし高齢者で、近隣にごみの排出に協力を得られる人がおらず、ホームヘルパーによるごみ出しの生活援助を受けることが難しい方に対し、町が直接自宅まで出向き収集を行っています。今後、ごみ処理の広域化等もあり、要件・方法等について見直しを検討していきます。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみの個別収集登録者数（人）	18	8	5

⑥くらしサポート事業（社会福祉協議会）

地域でお互いに助け合い安心して暮らし続けていけるよう、心身ともに健康で援助活動に熱意を持った方がサービス提供会員として登録し、人手がなく悩んでいる高齢者や障がいのある方に、家事援助や見守り等のサービスを提供しています。必要な方に援助の手が行き届くよう、周知を行っています。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
くらしサポート登録者数（人）	37	40	45

⑦高齢者への移動支援

車いすを使用する高齢者や身体障がい者で、心身の状態により他の公共交通機関の利用が困難な方に対して、移送手段を提供する福祉有償運送を社会福祉協議会が実施しています。また、75歳以上の方を対象にタクシー券を交付し、タクシー料金の一部を助成することで、幅広く高齢者の移動を支援します。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
社協移送サービス事業登録者数（人）	44	45	51
高齢者タクシー料金助成券交付者数（人）	—	—	2,868

(2) 生活支援サービスの体制整備

地域包括ケアシステムの基盤となる生活支援等の体制整備のため、生活支援コーディネーターを播磨町社会福祉協議会に配置し、地域の多様な主体による多様な取組、地域に不足するサービスの創出・サービスの担い手の養成・担い手としての活動する場の確保等の資源開発、関係者のネットワークづくり等を行っています。

アンケート調査の結果では、地域活動のお世話役として参加してみたいと思う人の割合は23.7%でした。また、ご近所の人困っているときにできる支援として「安否確認や声かけ」が48.8%、「話し相手」が39.8%、「ゴミ出し」が28.1%と比較的多い結果となっています。

今後は、地域づくり活動に意欲のある高齢者やご近所の支え合い活動を地域の困りごととうまくマッチングさせることが重要となるため、地域の困りごとを話し合う場（第2層協議体）を各コミュニティセンターに設置し、生活支援コーディネーターが把握した地域資源や通いの場の活用や、地域の課題を話し合う協議体において関係者間の情報共有を活発に行うことにより、生活支援サービスの充実を図り、支えあいの地域づくりを推進します。

また、協議体ごとの取組状況や関係団体の活動などの共有や、町全体で必要となる生活支援サービス等についての検討を行う会議（第1層協議体）の開催を目指します。

第2節 在宅介護の支援

要支援・要介護状態となった高齢者が、住み慣れた自宅での生活を維持するためには、家族等による介護が不可欠です。高齢者を介護する家族が抱える問題は、身体・精神面での疲れや不安、仕事と介護の両立、経済面など多岐にわたることから、「介護離職ゼロ」に向け、家族等の介護者が、地域の中で孤立することなく、介護をしながら働き続けることができるよう、高齢者を介護する家族を支援し、家族の心身及び経済的負担を軽減するための事業を推進していきます。

(1) 家族介護に対する支援

近年、高齢化の急速な進展に伴い、8050問題やヤングケア、ダブルケアなど、介護に関する様々な問題が顕在化するようになりました。介護者の身体・精神面での負担を軽減する支援や、介護者の生活と介護の両立を支援するための取組を推進します。

①介護者への支援

地域包括支援センターでは、高齢者を介護する家族に対し、健康や介護に関する相談に応じています。支援を必要とする介護者に対して介護の知識の普及や家族会を継続していくほか、企業向け勉強会を実施し、制度の周知を図り、介護にあたる家族の生活の継続、負担軽減を図るための支援を行います。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護家族相談会回数（回）	—	1	0	2	3	5

②家族介護用品支給事業

要介護4または5で、町民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護する家族に対して、介護用品（紙おむつ・尿取りパッド等）を支給し、介護者の精神的及び経済的な負担を軽減します。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家族介護用品受給者数（人）	13	11	7

③家族介護慰労金の給付

介護保険サービスを過去1年間で11日以上利用せず、要介護3～5で、町民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で1年以上介護する町民税非課税世帯の家族に対して慰労金を支給し、精神的及び経済的負担の軽減を図ります。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家族介護慰労金受給者数（人）	1	0	0

第3節 在宅医療・介護連携の推進

急速に高齢化が進む中、今後、後期高齢者が増加し、介護と医療ニーズの両方を併せ持つ高齢者が増加することが見込まれています。また、アンケート調査の結果では、将来希望する生活について、71.7%の人が「できる限り在宅で暮らしたい」と回答しています。

これらのことから、在宅医療と介護に関わる多職種の緊密な連携により、利用者にとって切れ目なく医療及び介護が提供されるよう、加古川市、稲美町、播磨町では「1市2町在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、医療・介護の関係機関や専門職団体と年に2回、在宅医療介護連携の現状把握、課題とその対応策について協議を行っています。

在宅医療の実施に係る体制の整備や在宅医療や訪問看護を担う人材確保・養成を推進し、入退院連絡や日常の療養支援・急変時の対応、看取りや認知症高齢者の特性に応じた意思決定の支援などの様々な課題解決に向けて、地域の医療・介護の連携強化を推進します。

(1) 在宅医療・介護連携支援センター「かこリンク」の設置

平成30年度から加古川市、稲美町、播磨町が一般社団法人加古川医師会に委託し医療・介護の連携支援体制の拠点である在宅医療介護連携支援センター「かこリンク」を設置し、関係者の相談、資源の把握、専門職や住民への研修等を実施しています。

①多職種連携の推進

「かこリンク」、加古川市、稲美町、播磨町、加古川医師会を主催とし、医療・介護関係者、行政職員を対象に、高齢者が住み慣れた地域において、延命のための医療ではなく、自然なかたちでその人らしく生き抜き、日々の暮らしを営めるよう、医療・介護連携における終末期の対応向上を目的とした研修会を実施します。

②看取りの普及啓発

住み慣れた自宅や地域での療養や看取りが推進されるよう医療関係者や地域住民に講演会やパンフレットの配布を行う等、看取りについて普及啓発を行います。

また、その人らしい人生の最後が迎えられるように、人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組、「ACP(アドバンス・ケア・プランニング)」（人生会議）について普及・啓発を行います。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多職種連携研修開催回数(回)	3	3	3	3	3	3

(2) 地域包括支援センターによる支援

地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターは、住民・医療機関・介護事業所等への在宅医療・介護連携について、住民の望む最後が迎えられるよう看取りやACPについて、「かこリンク」と連携を取りながら周知を行います。また、今後は認知症の方が増加し、認知症意思決定支援に対するニーズの増加が考えられるため他の事業と連携しながら、医療・介護関係者が様々な研修機会を通し認知症の理解を深められるよう推進します。

①町内医療機関・介護事業所との連携

町内の医療機関との連携強化に向けて、医療機関を訪問し、医師だけでなく看護師・受付事務等との顔の見える関係作りを進め、情報共有に努めいつでも連携が取れるような体制づくりに努めます。

また、町内外の居宅介護支援事業所や介護事業者と、医療職が共に相談できる機会を設け、顔の見える関係づくりの支援や相互の理解・協力体制の構築に向けて支援します。

②住民への看取りの普及啓発

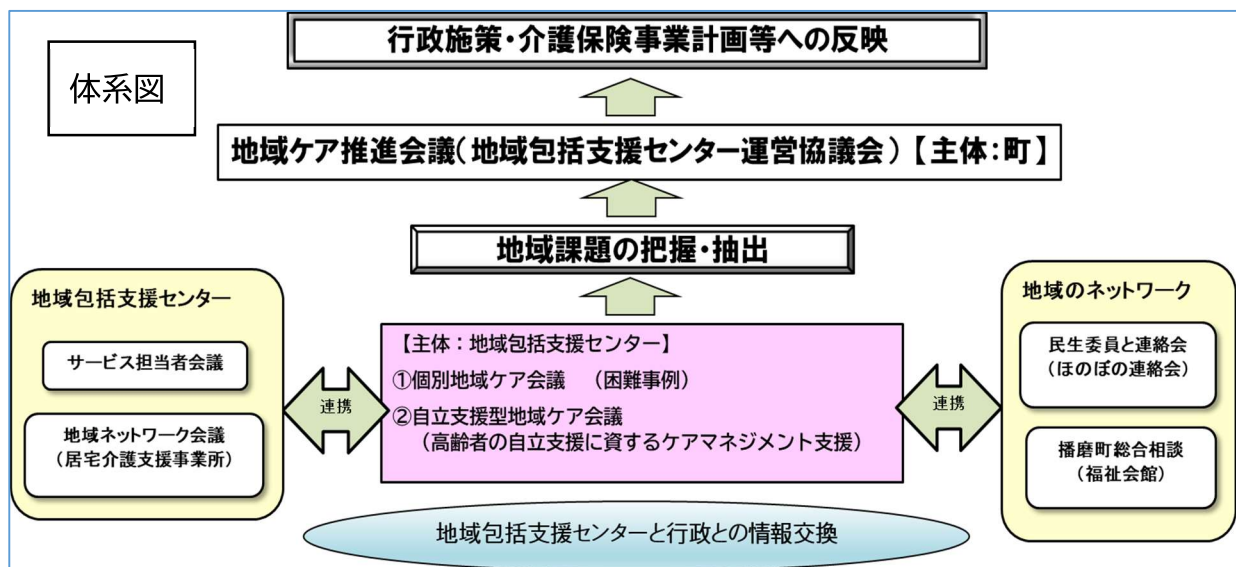
65歳以上の高齢者の集まりの場等で、「看取り」や「終活」をテーマに健康教育を実施し、ACPについての普及啓発を行います。また、「かこリンク」と協働し、住民を対象に講演会を開催し、「看取り」について広く普及啓発に努めます。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シニア元気アップ出前講座で看取り・ACPについての普及啓発回数(回)	—	—	1	2	3	5

第4節 地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムを構築・推進していくために、地域ケア会議は大変重要な役割を担っています。支援を要する高齢者の多様なニーズに対応するため、「地域ケア会議」を通して個別ケース検討から地域の課題を抽出します。それらの課題を多様な関係者で共有し、課題解決に向けて、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発や地域づくり等を行うことで、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

【地域ケア会議のイメージ】



(1) 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターにおいて、地域ネットワークの構築と地域課題の把握等を目的とした、個別地域ケア会議と、医療・介護・福祉の専門職等の参加により、自立支援に主眼を置いた自立支援型地域ケア会議を開催しています。

(2) 個別課題から地域づくりへ

個別地域ケア会議において個別支援の取組を重ね、把握された地域課題に対し、地域の実情に応じた地域資源の開発や課題解決のための施策検討を進めるため地域ケア推進会議を開催します。医療や介護等、様々な分野の関係者の意見を施策に反映し、地域課題の解決を目指します。

指標	実績			目標			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域ケア会議開催回数(回)	17	16	11	17	18	19	
内訳	個別地域ケア会議 開催回数(回)	5	4	6	5	6	7
	自立支援型地域ケア会議 開催回数(回)	12	12	5	12	12	12
自立に資するためのケアプラン変更の割合	—	—	—	増加を目指す			
地域ケア推進会議 開催回数(回)	2	2	2	2	2	2	

第5節 地域包括支援センターの機能強化

「地域共生社会」を実現するために、地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センターの機能や体制強化を図ります。

(1) 適切な人員体制の確保と役割分担

地域包括支援センターの職員については、その業務が適切に実施されるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種を配置しています。平成30年度には、多様化・複雑化する相談内容に対応するため、保健師を1名、認知症地域支援推進員（専任）を1名、合計2名を増員し、支援体制の整備を行いました。

今後も、高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応するため、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、業務量及び業務内容に合わせた人員体制の見直しを図ります。

(2) 地域包括支援センターの円滑な運営

地域包括支援センターは、支えが必要な高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。保健、介護、福祉という三分野の専門職が連携し、町や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティア等と協力しながら地域の高齢者の相談に応じます。

①介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者やチェックリスト該当者（事業対象者）に対し、心身の状況や置かれている環境等、適切なアセスメントを行い、介護サービスのみならず一般介護予防事業等も含めた、利用者本人の選択に基づくサービスを包括的かつ効果的に提供し、自立支援・重症化予防に努めます。

②総合相談・権利擁護事業

介護・福祉・保健・医療など、高齢者の様々な相談に対応し、適切なサービスや機関、制度の利用につなげる等の支援を行っています。

また、高齢化が急速に進む中、支援を必要とする高齢者の増加に加え、8050問題等の複合課題を抱えた相談も増加しています。

今後は、多様化・複雑化する相談内容に対応し、「誰一人取り残さない」地域共生社会を実現するため、関係機関や関係専門職との連携強化を推進し、総合相談の充実を図っていきます。

③包括的・継続的マネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を直接マネジメントするケアマネジャーのアセスメント力を向上させる取組みや困難事例の対応への支援など、ケアマネジャーの業務の後方支援を行っています。

地域における連携・協働体制づくりに向け、地域ネットワーク会議や地域ケア会議を開催することにより、地域の関係者やサービス事業者との連携強化、情報共有に取り組むとともに、委託先を含む個々のケアマネジャーに対する助言・指導等の支援を行い、介護予防ケアマネジメントの質の向上に努めます。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防ケアマネジメント件数（件）	5,032	5,659	5,700
内ケアマネジメント委託件数（件）	1,629	2,073	2,300
地域包括支援センターの総合相談件数（件）	1,736	1,704	1,800

(3) 地域包括支援センターの定期的な点検と適切な評価

PDC Aサイクルの充実による効果的な運営の継続という観点から、地域包括支援センターは、定期的に事業の自己評価を行い、質の向上を図っています。町は、センターの行った事業の評価内容を点検することにより、事業の実施状況や業務量の把握に努めています。

地域包括支援センターの評価にあたっては、地域包括支援センター運営協議会において、効果的・効率的な運営に向け、センターの運営状況の評価を行っており、町及びセンターは協議会の意見を業務に反映させる等の改善を行い、効率的な運営に努めています。

第6節 高齢者の権利擁護の取組の推進

高齢者が増加する中で、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活を続けるためには権利を守る仕組みづくりが重要となります。

家庭内や施設内での高齢者の虐待を未然に防止するため、高齢者虐待の早期発見、予防などに向けた取組を推進します。

また、判断能力が不十分な高齢者の権利を守るため、国において平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、誰もが安心して暮らせるよう成年後見制度の普及啓発と利用促進の必要性が高まっています。本計画は町の基本的な計画として位置づけられ、その具体的な指針として令和2年3月に「播磨町成年後見制度利用促進実施計画」が策定されました。

今後も高齢化に伴い、認知症高齢者等の増加が見込まれるため、周知や相談体制の充実、成年後見制度等利用支援などを進めていきます。

(1) 権利擁護に関する普及啓発

権利擁護に関する知識の普及や権利擁護支援を推進するための普及啓発、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図っています。また、社会福祉協議会において、市民後見人養成に向けた支援を実施しています。

① 高齢者虐待防止についての普及啓発

地域包括支援センターと連携し、虐待対応フローに基づき、受理した虐待通報の情報共有や事実確認やケース対応を行うほか、虐待の相談窓口を明確に周知するとともに、虐待防止に向けた講演や介護サービス従事者や施設の管理者等を対象にした虐待防止研修を進めていきます。

高齢者虐待の未然防止と早期発見及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、相談通報窓口である地域包括支援センター職員の対応力向上に向けた取組を行うとともに、地域住民や関係者に対する虐待防止に向けた啓発を行い、相談通報窓口の周知を図ります。

②成年後見制度についての普及啓発

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まることから、普及啓発のため成年後見に関する情報を掲載したパンフレットの作成・配布や、講演会を開催するなどの周知活動に努めます。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度周知回数（回）	-	-	7	増加を目指す		

(2) 権利擁護に関する相談体制の充実

権利擁護について気になることを相談できる場として、地域包括支援センター、福祉会館での総合相談、社会福祉協議会等があります。それぞれ各機関が相互に情報共有を図り、連携体制を構築するとともに、専門職からの専門的助言が受けられる体制整備に努めます。

①地域包括支援センターでの相談支援

地域の総合相談窓口として、介護・福祉・保健、高齢者虐待防止、消費者被害等の様々な相談に応じ、関係機関等と連携しながら課題の解決を図ります。

②福祉会館での総合相談（基幹相談支援センター）

総合相談窓口は、絡み合う複合的な相談について、関係機関と連携を図りながら支援を行います。また、障がい福祉なんでも相談、令和2年度からは、新たに成年後見相談、生活困窮等相談など、それぞれ専門職による相談窓口や、障がい者当事者等による障がい者相談員相談も設けています。

さらに、令和2年度から総合相談窓口に、障害基幹相談支援センター機能も付加し、障がい者のあらゆる相談に幅広く応じることができるよう整備を進めており、関係機関と連携しながら包括的な支援体制の構築に努めます。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センターの権利擁護関係相談件数（件）	68	53	37	増加を目指す		
福祉会館での専門職による成年後見相談件数（件）	-	-	9	増加を目指す		

(3) 成年後見制度等の利用支援

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まるものと見込まれることから、判断能力が十分でない高齢者の権利や財産を守るため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用支援等の制度の一層の普及を図るとともに、適切な支援が行えるよう、専門職等と連携できるような相談体制の充実を図ります。

①日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用促進〔社会福祉協議会〕

成年後見制度以外にも、社会福祉協議会との連携により、自分だけでは福祉サービス等の利用手続きや日常的な金銭管理等が難しい方を対象に福祉サービス利用援助事業の利用による支援を行っています。事業に関する相談は年々増加しており、利用者も微増しています。今後、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、利用者の増加に対応するため、事業の担い手となる生活支援員の確保や養成に努めます。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活自立支援事業の利用者数（件）	15	13	14

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度が必要な高齢者で、成年後見審判の申立てを行う親族等が存在しない場合、町長が家庭裁判所へ審判の請求を行う等「成年後見制度利用支援事業」を実施します。

支援を必要とする高齢者の把握に努めるとともに、判断能力の変化に応じた支援が行えるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会、専門職等と協力のもと、必要に応じて町長申立てによる成年後見審判の申立てや、成年後見人等への報酬の補助を継続して実施していきます。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
審判の請求(高齢分)（件）	1	2	1
報酬の補助（高齢分）（件）	0	1	2

第7節 見守りネットワークの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安心・安全な地域の体制が重要となります。特に、一人暮らし高齢者や認知症高齢者は、緊急時の対応や周りの人からの支援が不可欠であり、高齢者の地域での見守り力が高まるように地域包括支援センターを中心に、地域見守りネットワークを構築します。

(1) 地域見守りネットワーク体制の強化

①地域包括支援センターと民生委員との連絡会（ほのぼの連絡会）の実施

高齢者やその家族が地域から孤立することなく、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目的に、地域の高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターと民生委員との連携を深めるため、定期的に情報交換等を行う連絡会（ほのぼの連絡会）を立ち上げています。

高齢者やその家族と地域住民、関係機関がより密接に連携できるよう、地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を推進します。

②見守り給食サービス〔社会福祉協議会〕

ボランティアグループの協力を得て、70歳以上で町内に身内のいないひとり暮らしの高齢者、夫婦のどちらかが3級以上の身体障害者手帳を持っている高齢者夫婦、夫婦の年齢合計が160歳以上の高齢者夫婦の家庭に夕食の給食サービスを提供することで、継続して見守りを行います。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ほのぼの連絡会回数（回）	12	12	6
見守り給食サービス利用者実人数（人）	136	131	115

(2) 災害時における支援体制の構築

①避難行動要支援者の把握及び名簿の活用

避難行動要支援者を把握し、災害時の避難支援に資するため、要配慮者実態調査（悉皆調査）を行い、避難行動要支援者名簿を作成し、危機管理部局との情報共有を行っています。

災害時の避難支援に迅速に対応するため、避難行動要支援者名簿を、各自主防災組織を中心に行われる個別避難支援計画の整備に活用しています。今後も危機管理部局や関係機関と連携を深め、各自主防災組織の個別避難支援計画の取組に役立てていきます。

②災害時における支援体制の構築

地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援について必要な事項を定めた「播磨町避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、支援体制の強化を図るとともに、緊急時の情報伝達や避難誘導、避難場所の確保、救助体制の充実を図っています。また、福祉避難所における模擬訓練の実施や支援物資の充実などを進め、効果的な運営ができるよう、体制の整備を行っています。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自主防災組織への名簿提供自治会数（自治会）	8	8	8
個別避難計画策定済組織数（団体）	2	2	2

第8節 居住環境の整備

高齢者が豊かで自立した生活を営むためには、身体機能等の低下に配慮した形で、日常生活の基盤となる住宅を整備していくことが必要です。住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の自立に配慮した居住環境の整備を推進します。

(1) 高齢者の住まいの確保

高齢単身世帯や高齢者のみの世帯が増加していく中で、高齢者の生活ニーズや状況に応じた住まいが適切に提供される環境を整える必要があります。本町においても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、多様な介護ニーズの受け皿となっています。こうした状況を踏まえ、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の設置状況を把握するとともに、これらの住宅を指導監督する兵庫県と連携し、情報共有や質の確保に努めます。

① 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるため、生活の基盤となる住まいを中心に、医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制づくりが重要です。

高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、バリアフリー、安否確認・生活相談サービス等の提供、入居に係る契約形式等に関する一定の基準を満たしたサービス付き高齢者向け住宅を始めとする高齢者向けの賃貸住宅は、現在3施設となっています。サービス付き高齢者向け住宅等への住み替えを希望する方に、必要な情報提供を行っていきます。

② 養護老人ホーム

低所得で身寄りがなく虚弱である等、在宅での生活が困難な高齢者を対象に、「入所判定委員会」で意見を聞き、養護老人ホームへの適切な入所措置を行っています。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
養護老人ホーム措置入所者数（人）	4	4	3

(2) 住宅改造への支援

介護保険サービスの住宅改修に加え、高齢者及び心身障がい者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送ることができるよう、既存の住宅を、高齢者及び心身障がい者に対応した住宅に改造するために要する費用の一部を助成する「住宅改造助成事業」を実施します。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
住宅改造一般型助成件数（件）	11	12	10
住宅改造特別型助成件数（件）	12	15	9

(3) ユニバーサル社会の推進

「播磨町バリアフリー基本構想」に基づき、だれもが利用しやすいまちの環境整備を図るため、公共施設や道路等の整備、交通環境の充実のための取組を行っています。また、そのための心のバリアフリーについての啓発を進めています。

①公共施設や環境の整備

本町と県では、地権者の協力が得られた箇所については、歩行者・自転車等が安全で快適な通行が出来るよう道路のバリアフリー化を進めています。特に、「播磨町バリアフリー基本構想」の重点整備地区においては、バリアフリー化済歩道延長を行っています。

また、放置自転車対策としては、JR土山駅周辺、山陽電鉄播磨町駅周辺に放置禁止区域を設置し、安全な通行の確保に努めています。

公共施設のバリアフリー化や安全な道路環境の確保等、「播磨町バリアフリー基本構想」、福祉のまちづくりに関する法令・条例に基づき、誰もが安全に安心して暮らしていけるまちづくりに努めます。

②心のバリアフリーの啓発

高齢者や障がい者のために特別に整備するのではなく、すべての人が社会に参加できるよう、「ユニバーサル社会」の推進「心のバリアフリー」推進のための取組として、講演会を開催したり、広報はりまに思いやりや助け合いの心の醸成を図るための啓発記事を定期的に掲載しています。

年齢、性別、障がいの有無、文化等の違いによらず、誰もが地域社会の一員として支え合う中で、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活躍できる「ユニバーサル社会」の推進に向けて、啓発活動に努めます。

基本目標3 認知症対策の推進

第1節 認知症への理解を深めるための普及啓発

わが国において、平成24年で認知症の人の数は約462万人、軽度認知障害（MCI）の人の数は約400万人と推計され、合わせると65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症またはその予備軍と言われていました。平成30年には認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれています。今や誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は身近な病気であることを、普及啓発を通じて社会全体で確認することが必要です。

本町においても認知症高齢者は年々増加傾向にあり、介護保険制度の健全な運営及び地域における安心な生活の確保からも、認知症対策の推進が必要不可欠となっています。国の「認知症施策推進大綱」を踏まえて、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを進めていきます。

（1）認知症に関する理解促進

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き進めるとともに、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多い企業・職域での養成講座の開催拡大に取り組みます。また、学校教育等における認知症の人への理解の推進のため、町内の小中学生を対象とした養成講座を引き続き実施します。

また、一人ひとりが認知症を「自分事」として捉え、認知症の人を支える地域づくりを進めることが重要となることから、認知症に関する普及啓発イベントを実施します。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
講演会（回）	1	1	0
認知症関連記事広報掲載（回）	1	1	1
認知症サポーター累計人数（人）	2,986	3,494	4,147
認知症サポーター養成講座開催数（回）	15	10	13

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業・職域での認知症サポーター養成講座開催回数（回）	0	3	5	5	5	5

(2) 認知症に関する相談先の周知

アンケート調査の結果をみると、認知症になった時にあればよいと思う支援については、介護予防・日常生活ニーズ調査、要介護等認定者調査とも「相談窓口や病院、介護サービスなどの情報が簡単に収集できる仕組み」が最も多くなっています。

認知症及び高齢者の保健医療・介護等に関する総合相談窓口であり、認知症相談センターとして位置づけられている地域包括支援センターや本人や家族の気になる「もの忘れ」あるいは認知症について気軽に相談できる地域の認知症相談医（もの忘れ相談医）を広報で周知します。また、認知症ケアパスを活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先の周知に努めます。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症相談センターへの相談件数（件）	111	186	145	増加を目指す		

第2節 認知症予防・早期発見・早期受診の推進

認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気であり、認知症高齢者は今後も増加が見込まれています。住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味での予防が大切です。運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。また、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期発見のための取組や医療・介護における連携が不可欠です。早期発見のための機会を身近な場所に設置するとともに、認知症初期集中支援チームの活動や、その役割を担う人材の支援力の向上を図ります。

(1) 通いの場における認知症予防の取組の充実

地区の公民館や公園等の地域において住民主体で行う介護予防に資する取組である通いの場において、認知症予防を推進するため、シニア元気アップ出前講座等で認知症予防に向けた講座を充実させます。

(2) 早期発見・早期受診の推進

① もの忘れ健診

認知症の早期発見・早期診断による適切な医療やケアの提供を図るため、住民健診と併せて、「脳の健康チェックシート」を活用した簡易的なもの忘れ健診を実施し、認知症の疑いのある方に対して、加古川医師会の医療機関（認知症相談医）への早期受診を勧奨するとともに、認知症カフェや通いの場等の情報提供を行っています。認知症の症状が無い方に対しては、認知症予防パンフレットを配布し、予防についての啓発を行います。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
もの忘れ健診受診者数（人）	372	264	191	200	210	220
認知症疑いありのうち医療機関受診に繋がった割合（%）	5.9	20.0	12.5	増加を目指す		

②物忘れ相談プログラム

認知症の早期発見のため、「脳」の健康状態を気軽にセルフチェックできる、タッチパネル式のもの忘れ相談プログラム（タブレット）を町内施設へ設置しています。チェックの結果認知症の疑いのある方には、地域包括支援センターへ相談するよう案内するとともに、認知症相談医及びもの忘れ外来を周知し、早期発見・早期受診に繋げていきます。

③認知症初期集中支援事業の推進

認知症の早期診断・早期対応を推進するために、「認知症初期集中支援チーム」を設置し、医療・福祉の専門職と加古川医師会所属の認知症サポート医との連携により支援を行っています。平成30年度以降支援チームの稼働まで至っていない現状があることから、普及啓発の方法や実施体制の再検討を行い、早期支援に努めます。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チームによる支援件数（件）	0	0	0	2	3	5

第3節 認知症の人と家族への支援の充実

アンケート調査の結果をみると、認知症について「不安がある」と回答した人の割合は介護予防・日常生活ニーズ調査では65.8%、要介護等認定者調査では72.7%となっています。また、介護者へのアンケート調査では、現在の生活を継続していくにあたって、不安を感じる介護等について、「認知症状への対応」と回答した割合が約4人に1人と、多くの介護者が認知症に対して不安を感じていることが分かります。これらのことから、相談体制の充実や本人と家族を支える地域づくりなど、若年性認知症の人への支援や、介護負担のかかる家族に対する支援を重層的に行っていきます。

(1) 認知症地域支援推進員の活動の拡大

認知症の人と家族の視点に立って更なる認知症施策を推進するため、兼務による認知症地域支援推進員に加え、専任で携わる認知症地域支援推進員を認知症相談センターである地域包括支援センターに配置し、地域の支援機関の連携づくりや多様化する認知症の人の課題に対応しています。

今後は、認知症ケアパスの見直しをはじめ、認知症カフェの拡大や認知症サポーターの活動の場の拡大など、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人と家族への支援の充実を図ります。

(2) 認知症カフェの拡大

認知症の人とその家族や支援者、地域住民等の誰もが気軽に参加でき、集うことができる居場所としての認知症カフェが定期的開催されています。今後は更なる認知症カフェの拡大を目指し、認知症の人の外出や地域での交流、社会参加を支援します。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ設置数(か所)	1	1	2	2	2	3

(3) 認知症の家族の会

認知症の人を介護する家族等を対象に、介護についての情報交換や日頃の悩みを語り合う場として、家族会を継続して開催し、精神的な負担の軽減を図ります。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症家族の会参加者数(人)	16	35	21

※令和元年度については、家族会・認知症カフェ合同開催分を含んでいます。

(4) 本人発信の機会の充実

認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを進めていくには、自分らしく暮らし続けるために本人が必要と感じていることを把握し、発信・共有していくことが大切です。そのため、認知症の本人が、自分の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を引き続き行うとともに、広報や普及啓発イベント等で本人発信の機会を創出します。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本人ミーティング開催回数 (回)	0	2	3	増加を目指す		
本人発信の機会(回)	—	—	—	1	1	1

(5) 介護サービス従事者の認知症対応力向上

認知症の人はその環境に応じて、家族等の介護や地域の見守り等の支援を受けつつ、様々な形で介護サービスと関わりながら生活しています。利用者の中の認知症の人の割合が増加する中、本人の意思決定支援の視点を踏まえた対応力を向上するため、介護サービス従事者に向けた研修を実施します。

(6) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症については、認知症が高齢者特有の疾患という誤解から、本人や周囲の気づきが遅く、医療機関の受診が遅れる傾向があります。

若年性認知症についての正しい知識を広めるため、県の作成した若年性認知症支援ハンドブックを町内施設で配布するとともに、認知症ケアパスに若年性認知症の人が利用できる制度について掲載しています。兵庫県の若年性認知症コーディネーターとも連携を図りながら、若年性認知症の人へ適切な支援を繋げていきます。

また、若年性認知症についての理解を促進し、若年性認知症の早期診断・早期対応へとつなげるため、新島連絡協議会などの事業者に対して啓発や支援制度についての周知を図り、発生初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援を受けられるよう、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター等とのネットワークづくりを推進します。

第4節 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めることが重要です。認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるために、地域支援体制の強化を推進します。

(1) 認知症高齢者等の見守り体制の充実

認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるために、家族の不安解消及び認知症の人が安心して外出できるよう「高齢者等見守り・SOSネットワーク」を構築し、事前登録を行うとともに、「あんしんキーホルダー」の配布を行っています。

認知症高齢者等の増加に伴い、行方不明者発生の可能性も高まるため、地域における見守り体制の底上げを図るとともに、もしもの時の支援体制を充実させていきます。

① 認知症サポーターによる見守り活動（新規）

認知症地域支援推進員が中心となって、認知症サポーターによる認知症の人の見守り活動の事例を収集し、ハンドブック等を作成することで、それぞれの立場でできる見守りの方法を周知し、地域の見守り体制の底上げを図ります。

② 高齢者等見守り・SOSネットワーク事業

関係機関や地域ネットワーク協力機関等と連携し、行方不明になった場合には、速やかに発見活動を開始するSOSネットワークを構築し、認知症の病気により行方不明になる可能性のある人等の事前登録を受け付け、加古川警察及び地域包括支援センターと情報共有を行っています。アンケート調査でも、認知症になったときにあればよいと思う支援として、「徘徊された場合に早期発見できるためのネットワーク」が多く回答されているため、今後も継続して普及活動に取り組みます。また、低所得のため機器等の導入が難しい高齢者に対し、支援策の導入を検討します。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
SOSネットワーク登録者数（人）	40	54	60

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
SOSネットワーク協力機関登録数（団体）	27	30	30	32	34	36

③あんしんキーホルダー登録事業

認知症等により、ひとりで外出することに不安がある人の外出時の安心・安全を確保することを目的に、事前登録をされた方に登録番号の入ったキーホルダーを配布しています。外出時に携帯することで緊急時には、登録番号により、本人の身元の確認を行い、家族へ連絡を行います。地域への周知を図り、認知症の人が安心して外出できるまちを目指します。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
あんしんキーホルダー事前登録者数（人）	81	102	119

④認知症サポート店の拡大

認知症サポーター養成講座を受講した人を店舗や窓口に配置し、認知症の人への適切な対応に努める企業等を増やすため、高齢者が立ち寄りそうなスーパーや銀行、薬局などに認知症サポート店の申請について啓発を行っています。引き続き地域包括支援センター等とサポート店との連携体制を構築していきます。

指標	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ひょうご認知症サポート店登録数（店舗）	0	18	24

(2) 認知症の人の社会参加支援（新規）

認知症を発症しても、残っている機能や経験を活かしてできることがたくさんあります。支えられる側だけでなく支える側として、役割と生きがいをもって生活ができるよう、認知症の人の社会参加を支援します。

(3) チームオレンジの立ち上げ（新規）

本人・家族のニーズとステップアップ講座を受講した認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を整備するための取組を開始します。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーターステップアップ講座受講者数（人）	—	—	—	15	18	20

基本目標4 介護保険事業の適正・円滑な運営

第1節 介護サービスの質の確保・向上

要介護認定者の増加に伴い、介護人材不足がより深刻化すると見込まれます。「サービス提供事業者の情報提供」「サービス従事者の資質向上の促進」「介護を担う人材の確保のための取組」等を推進することでより質の高い介護保険サービスを提供できる体制整備に努めます。

(1) サービス提供事業者の情報提供

町内の在宅及び、施設・居住系サービス事業者や地域密着型サービスの事業者等の情報を、シルバーハンドブックやホームページに掲載することで、住民の身近な場所での情報提供に取り組んでいきます。

また、利用者が適切にサービスを選択できるよう、「介護サービス情報システム」の周知に努めます。

(2) サービス従事者の資質向上の促進

介護支援専門員をはじめとするすべての介護サービス事業者を対象に、地域包括支援センターと連携し、資質向上のための研修や多職種連携の取組を行い介護保険サービスの質の確保に努めます。

(3) 介護を担う人材の確保・定着支援のための取組

増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い介護人材の安定的な確保と定着のため、離職防止のための補助事業や、地域の元気高齢者や子育てが一段落した人等を対象に介護の周辺業務に従事する「ひょうごケア・アシスタント」等の制度を積極的に周知します。また、将来の担い手となる世代に対し介護サービスの周知や、理解を深めるための啓発活動を行い、人材の確保を進めます。

①訪問看護師・訪問介護員安全確保離職防止対策事業

介護人材を確保するため、訪問看護師、訪問介護員が介護サービスを提供する際に安全確保を図るよう、兵庫県の「訪問看護師・訪問介護員安全確保離職防止対策事業」を利用し、費用の一部を助成します。

②将来の介護人材確保のための学校教育現場との連携

増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い介護人材の安定的な確保と定着のため、新たな担い手の養成を目的とした生活支援サポーター養成研修を継続して実施します。また、将来の担い手となる世代に対し、介護事業所と連携した介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進を検討するほか、介護サービスの周知・理解や啓発活動を行い、人材の確保を進めます。

(4) 文書負担の軽減・業務の効率化（新規）

介護サービス事業者の負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式等に関する文書の簡素化、様式例の活用による標準化に取り組みます。

また、介護人材の不足により増加する介護職員等の業務負担を軽減するため、兵庫県が実施する「業務改善取組支援」や介護ロボット、ICT機器等の導入支援を行う「生産性向上支援事業」を周知し、施設や事業所に対し事業の活用を促します。

(5) 介護サービス事業者への指導・監督等

介護サービス事業者に対し、県と合同または町単独で実地指導・監査を実施し、指定基準や介護報酬を点検することにより、サービスの質の確保及び給付の適正化に努めます。また、町内の地域密着型サービス事業者が開催する運営推進会議に出席し、運営状況等を確認するとともに、必要な指導・助言を行う等、より質の高い介護保険サービスを提供できる体制整備に努めます。

第2節 介護給付適正化の推進（介護給付適正化計画）

高齢化がますます進む中、本町では介護サービス利用者の増加等により、介護給付費が年々増加しています。持続可能な介護保険制度を実現するために、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、国の基本指針及び「第5期介護給付費適正化計画」に関する指針を踏まえ、主要5事業を実施し、介護給付の適正化を推進します。

また、適正なサービス利用を推進するため、利用者への理解を図るとともに、実地指導などにより事業者への指導・啓発を実施します。

（1）要介護認定の適正化

要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査により一次判定を行い、介護認定審査会で一次判定結果と特記事項と主治医の意見書をもとに審査し二次判定を行います。

本町では、要介護認定に係る認定調査の内容について、職員が全件点検を実施しています。

今後も、要支援・要介護認定の重要な要素である認定調査の正確性を維持できるように、認定調査員一人ひとりに対して十分な研修・指導を行う等、正確・公平な認定調査と審査会運営に努めます。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査票の点検数（件）	全件	全件	全件	全件	全件	全件

（2）ケアプラン点検

介護支援専門員の資質向上及び適切なサービス提供が行われることを目的に、町内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、ケアプラン等の記載内容の点検を実施し、利用者の自立支援を目指すものとなっているか、状態に合わない不適切なサービスが含まれていないかを点検し、必要に応じて改善に向けた指導を行っています。

また、継続的にケアプランの質の向上を図るとともに、従来の手法に加え、国民保険団体連合会の介護給付適正化システム（以下「適正化システム」）のデータ活用や、実地指導に合わせて点検を実施することにより、点検割合の増加に努めます。

加えて、近年増加が顕著なサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入所者が多く利用する介護事業所などを対象にケアプラン点検を行います。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検実施数（件）	12	15	13	20	30	40
（うち、高齢者向け住まいの入所者のケアプラン点検数）	（－）	（－）	（－）	（3）	（5）	（8）

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修の申請時に、書面及び写真による工事内容の点検を行っています。また、住宅改造助成事業（特別型）を併用する規模の大きな改修については、リハビリ専門職が現地調査を行い、適切な内容となっているか現地調査による確認を行います。

福祉用具の購入・貸与では、適切な福祉用具の利用に向け、「自立支援型地域ケア会議」において、リハビリ専門職が確認を行っています。また、適正化システムを活用し、心身の状況に合わない不適切な事案の把握に努めます。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修実態調査数（件）	11	14	9	20	20	20

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

兵庫県国民健康保険団体連合会（国保連合会）に業務委託し、医療情報との突合及び縦覧点検を実施しています。また、請求誤りの場合は、過誤申立てを行うよう国保連合会から事業所へ通知を行っています。

今後も、国保連合会の「介護給付適正化システム」を活用し、疑義のある給付については事業所へ照会を行い、給付の適正化に努めます。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療情報との突合・縦覧点検数	全件	全件	全件	全件	全件	全件

(5) 介護給付費通知

介護サービス利用者に対して、利用したサービスの種類とその費用額を定期的に通知することにより、適切なサービス利用への意識啓発と適正な請求に向けた抑制効果を図ります。

指標	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知数	全件	全件	全件	全件	全件	全件

第3節 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、事前の備えが重要となっています。

本町においても、防災、感染症予防に関係する兵庫県の計画や「播磨町地域防災計画」及び「播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画」等との調和を図った取組を進めるとともに、災害時や感染症のまん延下の状態であっても、介護サービス事業者がサービスを継続して提供できるようにするため、介護事業者や関係部局と連携し、災害・感染症発生時の支援体制の充実を図ります。

(1) 災害への備え

①介護サービス事業者への支援

町内の介護サービス事業者に対し、防災担当部局が実施する出前講座の活用を周知するなど、災害対応力の強化を図ります。さらに、非常災害対策計画等の策定や避難訓練の実施、食料・生活必需品その他物資の備蓄状況等を定期的に確認し情報共有を図るほか、内容が不十分な事業所には適宜指導を行います。

②避難所等での介護予防・フレイル予防の取組

避難所での生活に伴う高齢者の状態悪化に備え、平常時からの介護予防の啓発に加え、避難所等での介護予防・フレイル予防に配慮した取組を検討します。

(2) 感染症への備え

①介護サービス事業者への支援

町内の介護サービス事業者に対し、国や県等が作成する感染症対策マニュアル等を周知し、感染症への備えに努めます。また、衛生用品の備蓄状況を確認する一方、本町においても緊急時の衛生用品等の備蓄について検討します。

②高齢者への支援

高齢者の通いの場での感染症対策について啓発するほか、感染症の拡大により、通いの場が休止した場合の高齢者への支援として、自宅でできる介護予防の方法等を積極的に広報していきます。

第5章 介護保険サービスの基盤整備

第1節 介護保険施設等の整備方針について

国は地域包括ケアシステムの基本的理念として、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めること」としており、各市町は、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据えて介護サービス基盤を計画的に整備することとされています。

今後は、家族による介護が困難な中重度の要介護認定者、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、第8期計画においては、介護が必要になっても、住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けながら、自分らしい暮らしを続けることができるようにするとともに、介護者の負担軽減や介護離職防止に向け、地域密着型サービス事業所等を計画的に整備する必要があります。

（1）施設・居住系・地域密着型サービスの整備状況

播磨町の整備の状況は、下表のとおりです。

		第7期まで (～R2年度)	第8期 (R3～5年度)	令和22年 (2040年) への方向性
在宅サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	公募するも整備に至らず	1か所整備	合計1か所
	小規模多機能型居宅介護	・「小規模多機能型居宅介護事業所みんなの家」定員 29人	—	合計2か所
		・「小規模多機能型居宅介護ゆとり庵大中」定員 29人		
看護小規模多機能型居宅介護	—	1か所整備 (定員29人)	合計1か所	
施設系サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・「特別養護老人ホームあへの里」50床	—	合計100床
		・「特別養護老人ホームグランはりま」50床		
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・「特別養護老人ホームあへの里 式番館」29床	—	合計58床 第9期中に1か所 (29床) 整備予定	
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	・「グループホームC H I A K I ぼおずき播磨」18室	—	合計54室
		・「あつるグループホーム播磨」18室		
		・「グループホームはなたば」18室		

(2) 第8期介護保険事業計画における介護保険施設等の整備

アンケート調査の結果では、今後の介護について、「在宅介護サービスを使いながら自宅で介護したい」が50.6%で最も高くなっており、在宅での生活を支えるサービスの充実が求められていると考えられます。

令和7年（2025年）さらには令和22年（2040年）を見据え、可能な限り在宅での介護保険サービスの利用を推進することを目的に、今後、医療ニーズの高い中重度者が一層増加することを見据え、在宅サービスの中核的な役割を担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービス整備を進めていきます。

(3) 介護保険施設整備の方向性

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

令和22年（2040年）までの中長期的な視野に立ち、後期高齢者の増加にともなう中重度要介護者の増加及び地域医療構想の病床見直しから新たに生じる必要量を踏まえた上で、入所待機者の解消に向けて計画的な整備に努めます。

在宅サービスと施設サービスのバランスを考え、第8期計画においては新たな整備計画はありませんが、第9期計画において整備の検討を行います。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護

短時間の訪問介護や訪問看護を組み合わせた24時間サービスです。日中や夜間を通して定期巡回訪問と随時の対応を行うため、介護者が不安に感じている「夜間の排泄」等の解消にもつながります。第8期計画においては、1事業所を整備します。

③看護小規模多機能型居宅介護

「通い」「宿泊」「訪問看護・介護」のサービスが一つの事業所で一体的に受けられるサービスです。第8期計画においては、医療ニーズを有する要介護者を働きながら介護をする家族の支援となるよう、新たに1事業所（定員29名）を整備します。

(4) その他施設の状況

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の間に位置するような施設（住宅）も増えており、多様な介護ニーズの受け皿となっています。こうした状況を踏まえ、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の設置状況を把握するとともに、特定施設入所者生活介護の指定を受けよう促します。

また、これらの住宅を指導監督する兵庫県と連携し、情報共有やサービスの質の確保に努めます。

	定員	入所者数		
		自立	軽度（要支援1～要介護1）	中重度（要介護2～5）
有料老人ホーム（人）	2か所 43	0	16	22
サービス付き高齢者向け住宅（人）	3か所 92	32	32	38

第2節 介護保険サービスの利用者数等の推計

第8期計画期間（令和3年度～5年度）における介護保険サービスの利用者数等の推計にあたっては、第7期計画期間中の給付実績、第2章で示した将来人口推計、要支援・要介護認定者推計をもとに、地域包括ケア「見える化」システムを活用し推計しています。

（1）居宅サービス利用者数等の推計

①訪問介護

ホームヘルパーや介護福祉士が、在宅の要介護者の居宅を訪問して行う介護サービスで、身体介護（食事や排せつ、入浴、体位変換、移動・移乗介助など、利用者の身体に直接触れて行う介助）と、生活援助（掃除、洗濯、調理、買い物などの日常生活の援助）の2種類があります。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	160,020	183,556	199,271	209,489	223,361	239,376
	回数(回/月)	5,288	6,199	6,800	7,115	7,582	8,127
	人数(人/月)	214	225	227	237	250	265

※令和2年度については4月～7月提供実績値の合計を、給付費については12か月分、人数・回数については1か月あたり利用に換算し、掲載しています。以下同様。

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅を入浴車等で訪問し、専用浴槽を提供し、洗髪、洗身などの入浴の介護を行うサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	2,352	3,163	2,965	2,983	2,984	2,984
	回数(回/月)	16	22	19	19	19	19
	人数(人/月)	5	6	6	6	6	6
予防	給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

③訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーション・病院などの看護師・保健師・理学療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	67,840	76,627	101,015	103,470	108,580	113,741
	回数(回/月)	1,058	1,235	1,650	1,681	1,764	1,848
	人数(人/月)	132	158	185	188	197	206
予防	給付費 (千円/年)	15,682	23,809	22,428	23,470	24,131	24,780
	回数(回/月)	319	528	503	522	537	551
	人数(人/月)	43	66	69	72	74	76

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

診療所や病院に勤務する理学療法士・作業療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、生活機能の維持・向上に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	10,299	10,912	17,626	17,734	18,751	19,830
	回数(回/月)	291	307	499	499	526	557
	人数(人/月)	25	26	32	32	34	36
予防	給付費 (千円/年)	5,687	6,849	8,853	8,908	8,913	9,425
	回数(回/月)	165	196	254	254	254	268
	人数(人/月)	13	17	20	20	20	21

⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を把握し、療養上の管理・指導・助言等を行うサービスです。介護保険のサービスが提供される場合、医療保険のサービスは、同一の病気・けがには提供されません。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	16,550	21,957	22,767	23,487	24,474	25,957
	人数(人/月)	117	153	165	169	176	187
予防	給付費 (千円/年)	1,308	1,570	2,858	2,875	2,877	2,983
	人数(人/月)	13	14	19	19	19	20

⑥通所介護

在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行うサービスです。

今後、増加が見込まれる認知症の人や重度の要介護者を積極的に受け入れるとともに、心身機能向上から生活行為力向上訓練までを総合的に行うことにより、自立した在宅生活を継続させるサービスとして期待されています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	279,182	301,152	304,560	323,081	341,707	359,069
	回数(回/月)	3,121	3,358	3,443	3,641	3,838	4,025
	人数(人/月)	286	296	296	313	330	346

⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

在宅の利用者を老人保健施設、病院等に送迎し、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションや食事・入浴の介護、栄養改善の指導などを行うサービスです。

リハビリテーションの利用者が、医療保険から介護保険へ移行しても、サービスを切れ目なく受けることができるよう、さらなる医療と介護の連携を推進する必要があります。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	79,009	78,825	77,171	82,015	86,774	91,913
	回数(回/月)	764	789	779	822	867	917
	人数(人/月)	87	89	89	94	99	105
予防	給付費 (千円/年)	19,621	25,074	27,037	27,250	28,820	29,872
	人数(人/月)	53	70	75	76	80	83

⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

在宅の利用者が、施設（特別養護老人ホームなど）に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。利用者の心身機能の維持のみならず、家族の身体的・精神的負担を軽減する上で重要なサービスとなっています。

また、特別養護老人ホームの待機者を一時的に受け入れる役割や緊急時の円滑な受け入れを行う役割を果たしています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	93,811	115,939	109,087	115,134	121,932	131,663
	日数(日/月)	979	1,185	1,083	1,137	1,202	1,295
	人数(人/月)	69	76	77	81	85	91
予防	給付費 (千円/年)	1,496	1,057	1,379	1,388	1,389	1,389
	日数(日/月)	18	16	18	18	18	18
	人数(人/月)	3	3	3	3	3	3

⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

病状が安定期にある利用者が、施設（介護老人保健施設など）に短期間入所し、疾病に対する医学的管理やリハビリテーションなどの医療と日常生活上の世話を受けるサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	11,656	12,193	13,079	13,159	13,166	13,166
	日数(日/月)	83	85	85	85	85	85
	人数(人/月)	8	8	10	10	10	10
予防	給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0
	日数(日/月)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

⑩福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

利用者の心身の状況や希望・環境を考慮し、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための用具・補装具を貸与（レンタル）するサービスです。

福祉用具には、車いす、特殊ベッド、床ずれ防止用具（空気マットなど）、体位変換器、スロープ、歩行器などがあります。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	55,780	62,058	65,091	68,554	72,393	77,006
	人数(人/月)	374	407	417	436	457	483
予防	給付費 (千円/年)	15,471	18,185	19,648	19,936	20,135	20,827
	人数(人/月)	190	225	252	256	259	268

⑪特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

貸与（レンタル）になじまない入浴や排せつに使用する福祉用具を購入した場合において、1年度で10万円を上限額とし、購入費の一部を支給するサービスです。

対象用具は、①腰掛便座、②自動排せつ処理装置の交換部品（チューブなど）、③入浴補助用具（入浴用いすなど）、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具部分の5種類です。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	1,601	2,758	3,414	3,842	3,842	3,842
	人数(人/月)	10	13	9	10	10	10
予防	給付費 (千円/年)	1,384	1,872	2,142	2,381	2,381	2,381
	人数(人/月)	5	6	5	6	6	6

⑫住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消、便器の改修など、在宅での日常生活や介護者の負担の軽減等のために必要な住宅改修の一部を支給するサービスです。

利用者の状態に応じた適切な住宅改修が行われるよう、施工前の申請が必要な事前許可制としています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	6,289	7,654	6,850	6,850	6,850	6,850
	人数(人/月)	10	12	6	6	6	6
予防	給付費 (千円/年)	7,732	8,458	7,854	7,854	9,162	10,472
	人数(人/月)	5	7	6	6	7	8

⑬特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（介護付き有料老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス）の入居者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援、機能訓練等を行うサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	53,889	50,102	49,627	55,546	55,577	58,038
	人数(人/月)	25	22	20	22	22	23
予防	給付費 (千円/年)	1,882	1,619	3,694	3,717	4,348	4,348
	人数(人/月)	3	3	5	5	6	6

⑭居宅介護支援／介護予防支援

ケアマネジャーが、在宅の高齢者が保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう、その状況を把握し、アセスメント（課題分析）を行った上で、心身の状態などに応じたケアプラン（居宅サービス計画・介護予防サービス計画）を作成し、その計画に基づいてサービスが利用できるよう、サービス事業者との連絡調整を行うサービスです。在宅の高齢者の自立した日常生活を支援する柱となる重要なサービスです。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援							
	給付費 (千円/年)	95,066	102,111	106,502	113,659	119,768	126,372
	人数(人/月)	573	605	600	637	669	705
介護予防支援							
	給付費 (千円/年)	13,377	16,612	17,976	18,140	18,859	19,567
	人数(人/月)	247	304	332	333	346	359

(2) 地域密着型介護サービス利用者数等の推計

地域密着型サービスは市町村（保険者）が、必要なサービス量を定め、サービス事業者を指定し、指導監督まで行います。高齢者が中・重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続することができるようにする観点から創設されたサービスとなっており、サービスの利用者は、原則として、サービス事業所が所在する市町村の被保険者に限られています。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、一つの事業所が訪問介護と訪問看護を一体的に、または訪問看護事業所と密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。日中・夜間を通じて、短時間の定期巡回により訪問し、利用者からの通報による随時訪問も行います。中重度の要介護者の在宅生活を継続する上で重要なサービスです。

播磨町では第8期計画期間中に1事業所の整備を計画しています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	2,934	2,628	828	3,010	21,362	34,404
	人数(人/月)	2	2	1	2	10	15

② 夜間対応型訪問介護

介護福祉士等が、夜間に、定期巡回または随時の通報により要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や緊急時の対応などを行うサービスです。

令和2年現在、播磨町には提供事業所がありません。

③ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者をデイサービスセンター等に送迎し、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。認知症の特性に配慮したサービスを提供します。

令和2年現在、播磨町には提供事業所がありません。

④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

登録者（1事業所につき29人以下）に対し、その状態や希望に応じ、小規模の住宅型施設への「通い」を中心とし、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、療養上の世話などを行うサービスです。

同一事業者から包括的ケアが提供されることから、利用者の要支援状態・要介護状態の軽減や悪化の防止のために有効なサービスです。

令和2年現在、播磨町では2事業所がサービスを提供しています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	108,994	112,742	140,928	141,793	141,872	141,872
	人数(人/月)	44	45	54	54	54	54
予防	給付費 (千円/年)	4,295	3,940	2,420	3,413	3,415	3,415
	人数(人/月)	4	4	3	4	4	4

⑤認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

5～9人の認知症の高齢者が共同生活を営み、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練などを行うサービスです。

令和2年現在、播磨町では3事業所がサービスを提供しています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	105,211	99,034	100,985	101,605	101,661	101,661
	人数(人/月)	35	33	33	33	33	33
予防	給付費 (千円/年)	0	0	0	2,719	2,720	2,720
	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）に入居する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

令和2年現在、播磨町には提供事業所がありません。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うサービスです。

令和2年現在、播磨町では1事業所がサービスを提供しています。

第8期計画期間中においては整備を計画しませんが、今後、高齢化の進展に伴い介護老人福祉施設のニーズが高まることが予想されるため、令和22年（2040年）までに1か所（29床）整備し、合計2事業所とする計画です。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	72,904	98,277	100,024	100,638	100,694	100,694
	人数(人/月)	24	29	29	29	29	29

⑧看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護や医療・看護のケアが受けられるサービスです。

令和2年現在、播磨町には提供事業所がありませんが、第8期計画期間中において1事業所整備する計画です。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	0	0	0	0	43,813	85,919
	人数(人/月)	0	0	0	0	15	29

⑨地域密着型通所介護

通所介護と同様に在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行うサービスです。利用定員は18人以下となっており、少人数で地域に密着したサービスとなっています。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	70,936	56,566	53,026	53,943	53,973	53,973
	回数(回/月)	821	688	638	615	615	615
	人数(人/月)	80	67	63	60	60	60

(3) 施設サービス利用者数等の推計

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上・精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とする入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行う施設です。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	349,226	358,778	392,416	394,826	395,046	395,046
	人数(人/月)	109	109	118	118	118	118

②介護老人保健施設

要介護者である入所者に対し、在宅生活への復帰を目指して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	189,164	164,837	183,287	184,412	184,515	184,515
	人数(人/月)	48	43	46	46	46	46

③介護療養型医療施設

長期にわたり療養が必要な入所者に対し、機能訓練や医学的管理、介護等のサービスを提供する施設です。令和5年度末をもって廃止されることとなっています。

介護療養型医療施設は、令和5年度末に廃止され、介護医療院等への転換が図られるため、利用見込みは、漸減を見込んでいます。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	50,880	27,435	0	—	—	—
	人数(人/月)	9	5	0	—	—	—

④介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。ただし、医療法上も、医療提供施設として法的に位置づけられます。

病院または診療所から介護医療院へ転換することもできます。

		実績値			推計値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	給付費 (千円/年)	0	38,895	88,407	88,950	89,000	89,000
	人数(人/月)	0	7	16	16	16	16

第3節 標準給付費の推計

第8期計画期間における標準給付費の推計値は以下のとおりです。

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額（A）	2,452,686	2,583,334	2,717,875	7,753,895
総給付費	2,330,231	2,459,245	2,589,070	7,378,546
居宅サービス	1,397,818	1,525,684	1,653,048	4,576,550
地域密着型サービス	163,587	164,306	166,767	494,660
施設サービス	768,826	769,255	769,255	2,307,336
特定入所者介護サービス費等給付額	59,919	59,704	61,991	181,615
高額介護サービス費等給付額	52,848	54,276	56,354	163,477
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,504	7,821	8,120	23,445
算定対象審査支払手数料	2,184	2,288	2,340	6,812

※端数調整のため合計が合わない場合があります。

※総給付費

前頁までの介護（介護予防）サービス給付費の合計額です。

※特定入所者介護サービス費等給付額

低所得の方の介護保険施設等の利用が困難とならないように、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度です。第7期計画期間の実績等を勘案し推計した後、補足給付の見直しに伴う財政影響額を勘案して、給付額を見込みました。

※高額介護サービス費等給付額

介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせた、現役並み所得者の世帯の上限額の見直しに伴う財政影響額を勘案して、給付額を見込みました。

※高額医療合算介護サービス費等給付額

医療保険と介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

※算定対象審査支払手数料

介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託している国保連合会に対して、支払う手数料です。第7期計画期間の実績等を勘案して、件数と費用を見込みました。なお、1件あたりの単価は52円です。

第4節 地域支援事業費の推計

地域支援事業の利用者数及び事業費について、第7期計画の利用実績をもとに推計しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業にかかる利用者数及び給付費の推計値は以下のとおりです。

①介護予防・生活支援サービス事業

	実績値			推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス						
給付費 (千円/年)	31,473	31,332	32,585	34,312	35,607	36,902
人数(人/月)	146	143	151	159	165	171
訪問型サービスA						
給付費 (千円/年)	501	1,146	1,642	1,724	1,806	1,888
人数(人/月)	6	16	20	21	22	23
通所介護相当サービス						
給付費 (千円/年)	53,765	59,939	60,866	63,997	66,558	69,403
人数(人/月)	182	198	210	221	230	240
通所型サービスA						
給付費 (千円/年)	5,007	4,583	2,669	2,669	2,669	2,832
人数(人/月)	29	27	15	15	15	16
介護予防ケアマネジメント						
給付費 (千円/年)	9,085	8,771	9,297	9,770	10,156	10,556
人数(人/月)	154	162	171	180	187	194

②介護予防・日常生活支援総合事業にかかる事業費

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業(b1)	119,319	123,639	128,417	371,375
訪問型サービス計	36,036	37,413	38,790	112,239
通所型サービス計	66,666	69,227	72,235	208,128
介護予防ケアマネジメント	9,770	10,156	10,556	30,482
介護予防普及啓発事業	2,419	2,418	2,415	7,252
地域介護予防活動支援事業	3,309	3,307	3,304	9,920
地域リハビリテーション活動支援事業	448	447	447	1,342
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	671	671	670	2,012

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業にかかる事業費の推計値は以下のとおりです。

①包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の提供体制

	実績値			推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター設置箇所数(ヶ所)	1	1	1	1	1	1
人員体制(人)	9	9	7	9	9	9

②任意事業の事業内容

		事業内容
介護給付等費用適正化事業		事業者への情報提供、検証により給付費等の適正化を図る
家族介護支援事業	認知症高齢者見守り事業	SOS・見守りネットワークの構築等
	家族介護用品支給等助成事業	家庭で高齢者を介護している家族に介護用品を助成
	家族介護慰労助成事業	家庭で要介護者を介護している家族を慰労
その他事業	住宅改修理由書作成支援事業	住宅改修のみ利用する場合の住宅改修理由書作成費を支払う
	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーターの養成
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な方への支援を行う

③包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業にかかる事業費

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	39,635	39,696	39,892	119,223
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	35,237	35,300	35,500	106,037
任意事業	4,398	4,396	4,392	13,186

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業（社会保障充実分）にかかる費用の推計値は以下のとおりです。

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,955	12,776	13,794	38,525
在宅医療・介護連携推進事業	1,961	1,960	1,958	5,879
生活支援体制整備事業	5,249	5,250	5,250	15,749
認知症初期集中支援推進事業	58	80	100	238
認知症地域支援・ケア向上事業	4,000	4,800	4,800	13,600
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	1,000	1,000
地域ケア会議推進事業	687	686	686	2,059

(4) 地域支援事業費計

第8期計画期間における地域支援事業費の推計値は以下のとおりです。

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費（B）	170,909	176,111	182,103	529,123
介護予防・日常生活支援総合事業費（b1）	119,319	123,639	128,417	371,375
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	39,635	39,696	39,892	119,223
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,955	12,776	13,794	38,525

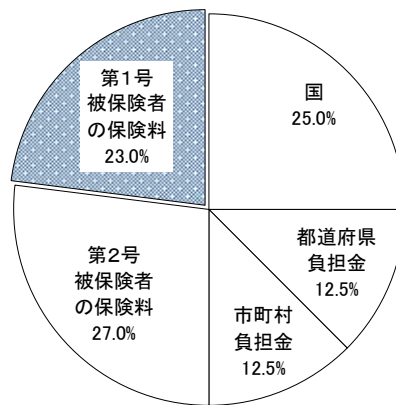
第5節 保険料の算定と基本的な考え方

(1) 第1号被保険者負担割合について

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第8期計画では、第7期計画に引き続き、社会全体の年齢別人口の増減により標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の23%を第1号被保険者（65歳以上の方）、27%を第2号被保険者（40～64歳の方）が負担することとなっています。

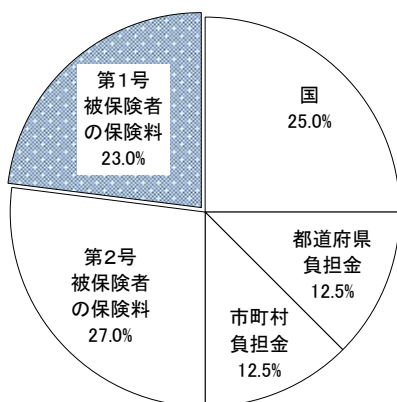
また、公費における負担割合は、国が25%（うち、調整交付金として5%）、県が12.5%、町が12.5%となっていますが、県が指定権限を有する施設分の給付については、国が20%（うち調整交付金として5%）、県が17.5%、町が12.5%となります。

【介護保険の財源構成】

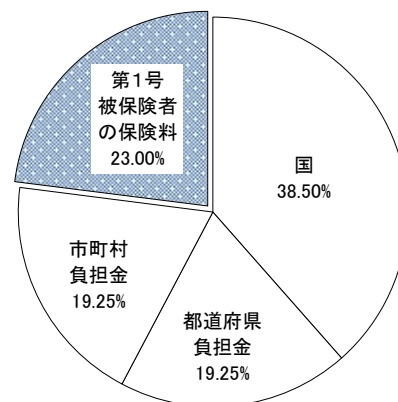


地域支援事業の財源（地域支援事業交付金）は、保険給付費の一定率を上限に介護保険料と公費で構成されます。以下は、介護保険料（第1号及び第2号で表記）と公費（都道府県、国、市町村）における財源構成割合です。

【介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成】



【包括的支援事業・任意事業の財源構成】



(2) 基金の取崩しについて

第8期計画では以下の基金を活用し、保険料の上昇を抑制します。

介護給付費準備基金とは、市町村の介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取崩して充当するために設置されている基金です。

本町では、令和2年度末の介護給付費準備基金の残高が329,545千円となる見込みです。

そのうち高齢化の状況や令和2年度の給付費見込み、第8期における報酬改定の内容、近隣市町における保険料設定や施設整備計画等も勘案した結果、上記基金のうち215,000千円を取崩して第8期介護保険料の収納必要額に繰り入れ、保険料上昇を約642円引き下げる原資として活用しています。

(3) 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

第8期計画期間では、低所得者対策、制度の持続性及び公平性の観点などから、以下の制度改正が行われます。

①調整交付金の見直し

調整交付金は、地域における第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合や、所得段階別加入割合の違いにより生じる財政格差を平準化することを目的に交付されています。後期高齢者割合の加入割合に関する現行の補正では、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の3つの年齢区分における要介護認定率を用いて重みづけを行ってきました。調整交付金は各保険者の給付費に交付割合を乗じて調整を行っていることから、財政調整の精緻化を図るため、第8期計画より、現行の要介護認定率による重みづけから、介護給付費（1人あたり給付費）による重みづけへと見直されます。なお、激変緩和措置として、第8期計画期間においては、各年度において要介護認定率と介護給付費を2分の1ずつ組み合わせることになります。

②介護サービス費の見直し

高額介護サービス費について、自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせ、現役並み所得者のうち、年収770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者について、世帯の上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円とする見直しが行われます。

③補足給付の見直し

在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、施設入所者に対する補足給付について、第3段階を本人の年金収入等によって2つの段階(①80万円超120万円以下、②120万円超)に区分し、そのうち②については食費の負担限度額の見直しが行われます。

また、短期入所サービス利用者に対する補足給付については、食費が給付の対象外となっている通所サービスとの均衡等の観点から、第2段階、第3段階①、第3段階②について食費の負担限度額の見直しが行われます。

④標準的な所得段階区分の基準額の変更

国の標準的な所得段階区分の基準額が変更になったことをうけ、第8期の本町所得段階について、市町村民税本人課税層のうち、第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額を、それぞれ120万円、210万円及び320万円に変更しています。

⑤介護報酬改定について

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることとなりました。

上記を踏まえ、令和3年度介護報酬改定率は+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が+0.05%（令和3年9月末までの間））となります。

(4) 保険料設定の考え方

国は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うために、保険者の判断により、保険料の設定を弾力化することを認めています。

第8期計画における国の標準段階区分は9段階となっていますが、保険料の公平性の確保と被保険者の負担能力に応じた保険料と保険料段階を検討した結果、播磨町では第7期と同様の13段階に設定しました。

また、前頁の「④標準的な所得段階区分の基準額の変更」のとおり、第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額を変更しています。

【第8期計画における所得段階】

保険料段階	課税状況		対象者
	本人	世帯	
第1段階	非課税	非課税	1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者
第2段階	非課税	非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ 課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者
第3段階	非課税	非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者
第4段階	非課税	課税	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者
第5段階	非課税	課税	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、 上記に該当しない者
第6段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者
第7段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の者
第8段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の者
第9段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 320万円以上400万円未満の者
第10段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の者
第11段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 600万円以上800万円未満の者
第12段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満の者
第13段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の者

【所得段階別加入者数（第1号被保険者）】

単位：人

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1段階	1,591	1,591	1,588	4,770
第2段階	702	701	701	2,104
第3段階	684	684	683	2,051
第4段階	1,340	1,339	1,338	4,017
第5段階	1,306	1,305	1,304	3,915
第6段階	1,467	1,466	1,465	4,398
第7段階	1,391	1,390	1,389	4,170
第8段階	587	586	586	1,759
第9段階	219	219	219	657
第10段階	125	125	125	375
第11段階	48	48	48	144
第12段階	19	19	19	57
第13段階	76	76	75	227
合計	9,555	9,549	9,540	28,644
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	9,417	9,410	9,401	28,228

(5) 第8期計画における保険料算定

①保険料収納必要額

保険料算定に関わる各指数及び見込値、保険料収納必要額は以下の通りです。

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A)	2,452,686	2,583,334	2,717,875	7,753,895
地域支援事業費 (B)	170,909	176,111	182,103	529,123
介護予防・日常生活支援総合事業費 (b1)	119,319	123,639	128,417	371,375
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	39,635	39,696	39,892	119,223
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,955	12,776	13,794	38,525
標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計 (A+B)	2,623,595	2,759,445	2,899,978	8,283,018
調整交付金相当額 (E) (A+b1)×5%	128,600	135,349	142,315	406,264
調整交付金見込額 (I) (A+b1)×H	60,957	78,773	98,197	237,927
調整交付金見込交付割合 (H)	(2.37%)	(2.91%)	(3.45%)	
財政安定化基金拠出金見込額				0
財政安定化基金償還金				0
介護給付費準備基金取崩額				215,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				16,000
市町村特別給付費等	0	0	0	0
保険料収納必要額 (L)	1,842,431			

※調整交付金

国が、国の負担分のうち、標準給付費の5%にあたる額を財政調整交付金として交付するもので、市町村間の介護保険財政格差を是正するためのものであるため、5%未満または5%を超えて交付される市町村もあります。5%との差額については、第1号被保険者負担分として、保険料を算定します。

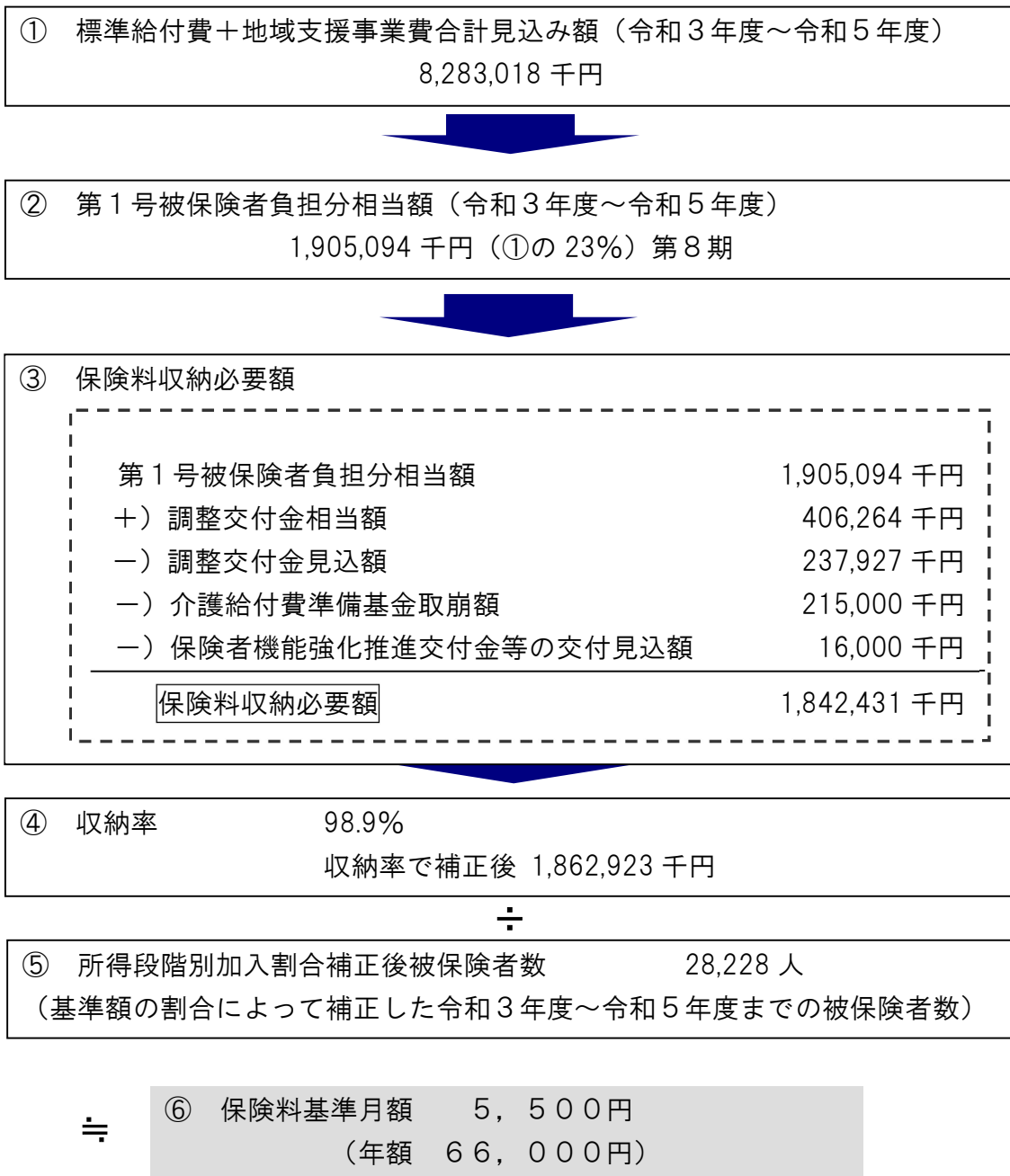
※保険者機能強化推進交付金等交付金

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金が交付されます。

②第1号被保険者保険料基準額の算定

第1号被保険者の負担割合（23%）、予定保険料収納率（98.9%）、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額をもとに算定した結果、第8期計画における第1号被保険者の保険料基準月額額は5,500円となります。

【保険料算出のイメージ】



※端数処理のため計算が一致しない場合があります。

(6) 第8期計画期間における第1号被保険者の所得段階別保険料年額

【所得段階別保険料年額】

第8期計画（令和3～5年度）		
介護保険料所得段階	比率	保険料
【第1段階】 1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.3 [※] (0.5)	19,800円
【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の者	基準額 ×0.5 [※] (0.65)	33,000円
【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者	基準額 ×0.7 [※] (0.75)	46,200円
【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.85	56,100円
【第5段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	66,000円
【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.15	75,900円
【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.25	82,500円
【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5	99,000円
【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	基準額 ×1.7	112,200円
【第10段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額 ×1.8	118,800円
【第11段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	基準額 ×2.0	132,000円
【第12段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	基準額 ×2.1	138,600円
【第13段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の者	基準額 ×2.2	145,200円

※ 第1段階～第3段階については給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料を軽減しています。()は軽減前の率となります。

第6節 令和7年（2025年）以降のサービス利用見込み

第8期計画期間と同様の手法で算出した令和7年以降のサービス利用の見込みは以下のとおりです。

単位：人/月

		介護サービス				介護予防サービス			
		令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス	訪問介護	273	308	325	327	/	/	/	/
	訪問入浴介護	6	7	8	9	0	0	0	0
	訪問看護	214	243	247	251	80	90	90	84
	訪問リハビリテーション	37	41	41	42	22	25	25	23
	居宅療養管理指導	192	213	229	233	20	21	22	21
	通所介護	361	406	428	431	/	/	/	/
	通所リハビリテーション	111	125	128	129	88	98	99	91
	短期入所生活介護	95	106	113	116	4	5	5	5
	短期入所療養介護	10	13	13	14	0	0	0	0
	福祉用具貸与	502	561	596	606	285	319	320	299
	特定福祉用具販売	10	11	11	12	7	7	7	7
	住宅改修	6	9	9	9	8	9	9	8
	特定施設入居者生活介護	23	27	28	29	6	6	6	6
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15	15	15	15	/	/	/	/
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	/	/	/	/
	地域密着型通所介護	60	60	60	60	/	/	/	/
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	54	54	54	54	4	4	4	4
	認知症対応型共同生活介護	33	33	33	33	1	1	1	1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	/	/	/	/
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	58	58	58	/	/	/	/
	看護小規模多機能型居宅介護	29	29	29	29	/	/	/	/
施設サービス	介護老人福祉施設	131	153	163	167	/	/	/	/
	介護老人保健施設	54	63	67	66	/	/	/	/
	介護医療院	21	24	26	27	/	/	/	/
	介護療養型医療施設	/	/	/	/	/	/	/	/
居宅介護支援・介護予防支援		734	823	869	875	382	428	430	400

資料編

1 地域包括ケアシステムの推進に向けた目標と指標一覧

基本理念：高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現

○主観的健康観 ○主観的幸福感

基本目標1 介護予防・生きがいつくりの推進

○新規申請時の平均年齢
○認定更新時の介護度の維持・改善割合
○通いの場への介護認定者の参加割合

主な取組	活動指標
介護予防の推進 ① 介護予防に関する知識の普及啓発 ② ボランティアの育成 ③ 住民主体の介護予防活動の推進 ④ 地域リハビリテーションの推進 ⑤ 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な推進（新規）	シニア元気アップ出前講座実施回数★ 介護支援ボランティア養成講座受講者数 通いの場への参加実人数 地域へのリハビリ専門職の派遣回数★ 通所リハビリマネジメント加算Ⅱ以上の件数 通いの場での講義回数★ 後期高齢者質問票該当率
地域づくりの推進 ① 役割の創出のための講座の開催 ② 担い手としての活動支援	シルバーエプロンサービス会員数★ 暮らしサポート登録者数★ 結い・はりま年度末登録者数★

基本目標2 地域包括ケアシステムの更なる推進

○家族が問題なく就労を続けられる割合（離職者数）

主な取組	活動指標
生活支援サービスの充実 在宅介護の支援 ① 家族介護に対する支援	介護家族相談会開催回数
在宅医療・介護連携の推進 ① 多職種連携の推進 ② 住民への看取りの普及啓発	多職種連携研修開催回数 シニア元気アップ出前講座で看取り・ACPについての普及啓発回数
地域ケア会議の充実 ① 地域ケア会議の推進 地域包括支援センターの機能強化	地域ケア会議開催回数★ 自立に資するためのケアプラン変更の割合★ 地域ケア推進会議開催回数
高齢者の権利擁護の取組の推進 ① 権利擁護に対する普及啓発 ② 権利擁護に関する相談体制の充実 ③ 成年後見制度等の利用支援	地域包括支援センターの権利擁護関係相談件数 福祉会館での専門職による成年後見相談件数 成年後見制度周知回数★

基本目標3 認知症対策の推進

○地域での認知症高齢者に対する理解度

○認知症に不安を感じる人の割合

主な取組	活動指標
認知症への理解を深めるための普及啓発 ① 認知症に関する理解促進 ② 認知症に関する相談先の周知	企業・職域での認知症サポーター養成講座開催回数 認知症相談センターへの相談件数
認知症予防・早期発見・早期受診の推進 ① 通いの場における認知症予防の取組の充実 ② 早期発見・早期受診の推進	もの忘れ健診受診者数 認知症疑いありのうち医療機関受診に繋がった割合 認知症初期集中支援チームによる支援件数
認知症の人と家族への支援の充実 ① 認知症地域支援推進員の活動の拡大 ② 認知症カフェの拡大 ③ 本人発信の機会の充実	認知症カフェ設置数 本人ミーティング開催回数
認知症の人にやさしい地域づくりの推進 ① 認知症高齢者等の見守り体制の充実 ② 認知症の人の社会参加支援 ③ チームオレンジの立ち上げ支援	SOSネットワーク協力機関登録数 認知症サポーターステップアップ講座受講者数

※活動指標に「★」が付いているものは、自立支援・重度化防止に向けた指標です。

2 アンケート調査結果概要

「播磨町高齢者福祉計画（第9次）及び介護保険事業計画（第8期）」策定にあたり、播磨町の高齢者福祉施策及び介護保険事業のための基礎的な資料を作成するために下記の調査を実施しました。

調査概要

調査種類	介護予防・日常生活ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	播磨町内にお住いの高齢者 2,500 人 ※対象者：令和元年 12 月 4 日現在 (要支援 1・2 の方 270 名と、65 歳以上の方 2,230 名を無作為抽出)	播磨町内にお住まいの高齢者 700 人 ※対象者：令和元年 12 月 4 日現在 (要支援・要介護認定を受けている 65 歳以上の方から無作為抽出)
実施期間	令和元年 12 月 6 日（金）～12 月 20 日（金）	
実施方法	郵送配布、郵送回収	郵送配布、郵送回収
回収状況	配布数：2,500 件 有効回収数：1,903 件 有効回答率：76.1%	配布数：700 件 有効回収数：477 件 有効回答率：68.1%
調査種類	ケアマネジャーに関するアンケート調査	
対象者	町内及び町が介護予防ケアマネジメントを委託している居宅介護支援事業者のケアマネジャー	
実施期間	令和 2 年 2 月 12 日（水）～2 月 25 日（火）	
実施方法	郵送配布、郵送回収	
回収状況	配布数：85 件（22 事業所）（町内 22 件・町外 63 件） 有効回収数：69 件（町内 17 件・町外 40 件・事業所名未記入 12 件） 有効回答率：81.2%	
調査種類	介護保険に関するアンケート調査（介護保険サービス提供事業者調査）	
対象者	播磨町内及び近隣市町にて介護保険サービスを提供している事業者	
実施期間	令和 2 年 2 月 12 日（水）～2 月 25 日（火）	
実施方法	郵送配布、郵送回収	
回収状況	配布数：46 件（事業所）（町内 37 件・町外 9 件） 有効回収数：40 件（町内 33 件・町外 5 件・事業所名未記入 2 件） 有効回答率：87.0%	

留意点

分析結果を見る際の留意点は以下の通りです。

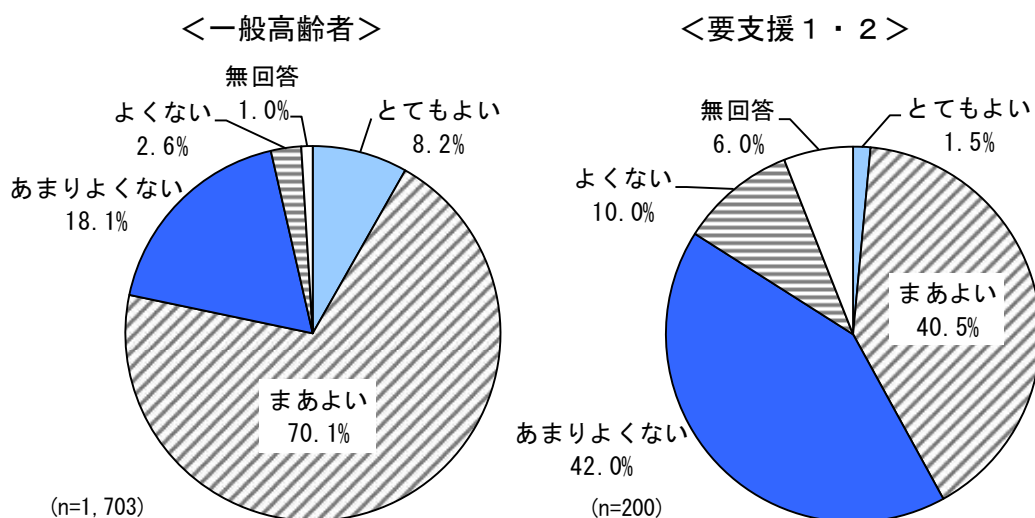
1. 「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。
2. 単数回答の構成比の％は小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計は 100％にならない場合があります。
3. 複数回答の場合、図中に MA（いくつでも回答可）または 3LA（3 つまで回答可）と記載しています。構成比は回答数を回答者数（件数）で割っているため、内訳の合計は 100％を超えることとなります。

介護予防・日常生活ニーズ調査及び在宅介護実態調査・調査結果

(1) 主観的健康感（介護予防・日常生活ニーズ調査のみ）

○主観的健康感について、一般高齢者では「とてもよい・まあよい」とする肯定的な回答（健康群）が78.3%、「あまりよくない・よくない」とする否定的な回答（不健康群）が20.7%となっています。また、要支援1・2では「とてもよい・まあよい」とする肯定的な回答（健康群）が42.0%、「あまりよくない・よくない」とする否定的な回答（不健康群）が52.0%となっています。

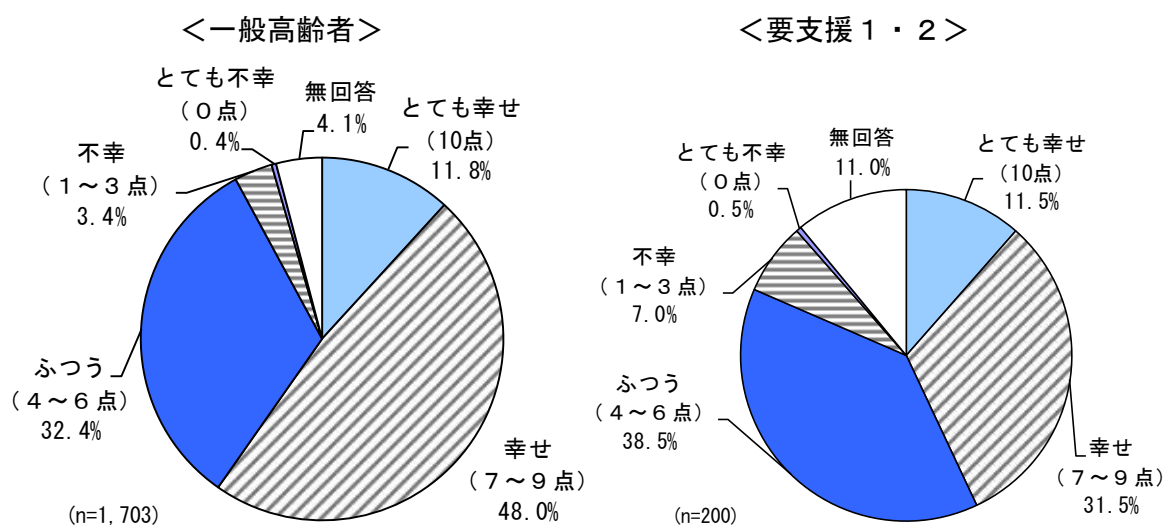
【主観的健康感】



(2) 幸福感（介護予防・日常生活ニーズ調査のみ）

○幸福感について、一般高齢者では「とても幸せ（10点）」「幸せ（7～9点）」を合わせた『幸せとを感じる人』は59.8%となっています。また、要支援1・2では「とても幸せ（10点）」「幸せ（7～9点）」を合わせた『幸せとを感じる人』は43.0%となっています。

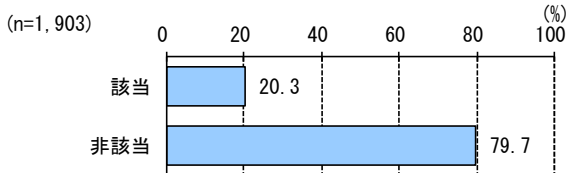
【幸福感】



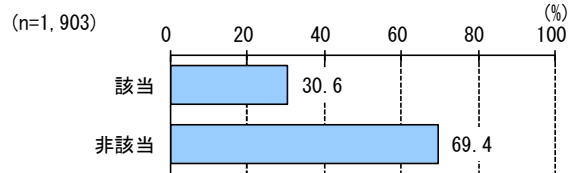
(3) リスク判定結果（介護予防・日常生活ニーズ調査のみ）

- 運動器の機能低下リスクについて、「該当」が20.3%となっています。
- 転倒リスクについて、「該当」が30.6%となっています。
- 口腔機能の低下リスクについて、「該当」が24.4%となっています。
- 低栄養のリスクについて、「該当」が1.4%となっています。

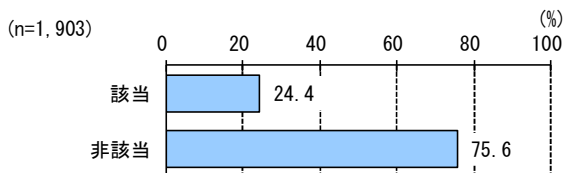
【運動器の機能低下リスク】



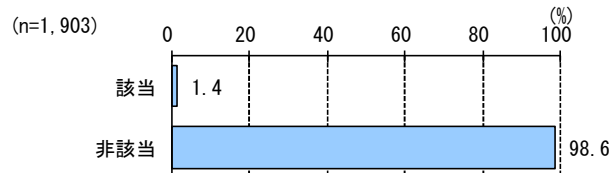
【転倒リスク】



【口腔機能の低下リスク】



【低栄養のリスク】



参考：該当状況の判定に用いた基準

運動器の機能低下リスク

該当基準：以下の5問のうち、3問以上該当する選択肢を回答している場合

質問	選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	できない
15分位続けて歩いていますか。	できない
過去1年間に転んだ経験がありますか。	1度ある、何度もある
転倒に対する不安は大きいですか。	やや不安である、とても不安である

転倒リスク

該当基準：以下の質問について、いずれかの回答している場合

質問	選択肢
過去1年間に転んだ経験がありますか。	1度ある、何度もある

口腔機能の低下リスク

該当基準：以下の3問のうち、2問以上該当する選択肢を回答している場合

質問	選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	はい
お茶や汁物等でむせることがありますか。	はい
口の渴きが気になりますか。	はい

低栄養のリスク

該当基準：BMI（体重(kg) ÷ {身長(m) × 身長(m)}）が18.5以下、かつ該当する選択肢を回答している場合

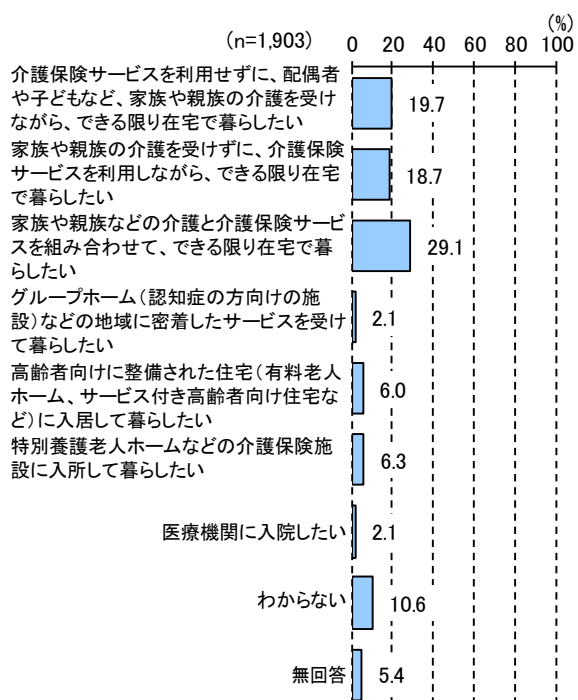
質問	選択肢
6か月で2～3kg以上の体重減少がありましたか。	はい

(4) 将来、希望する生活

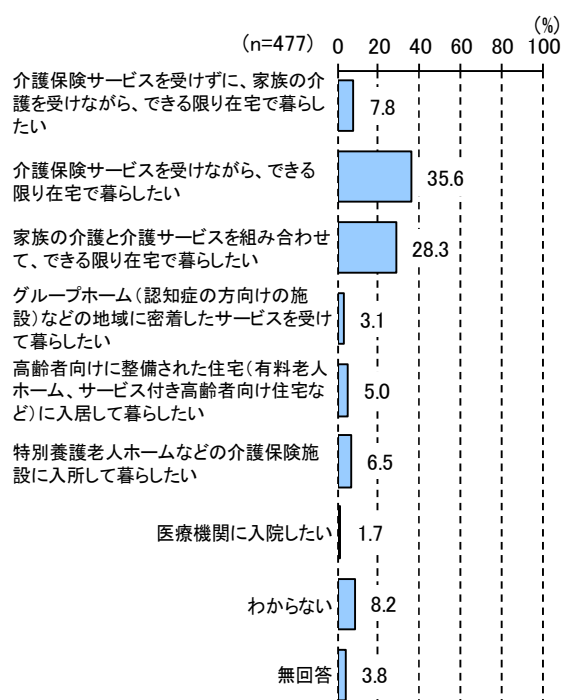
○将来希望する生活について、介護予防・日常生活ニーズ調査では「家族や親族などの介護と介護保険サービスを組み合わせて、できる限り在宅で暮らしたい(29.1%)」が最も多く、次いで「介護保険サービスを利用せずに、配偶者や子どもなど、家族や親族の介護を受けながら、できる限り在宅で暮らしたい(19.7%)」となっています。一方、在宅介護実態調査では「介護保険サービスを受けながら、できる限り在宅で暮らしたい(35.6%)」「家族の介護と介護サービスを組み合わせて、できる限り在宅で暮らしたい(28.3%)」となっています。

【将来、希望する生活】

<介護予防・日常生活ニーズ調査>



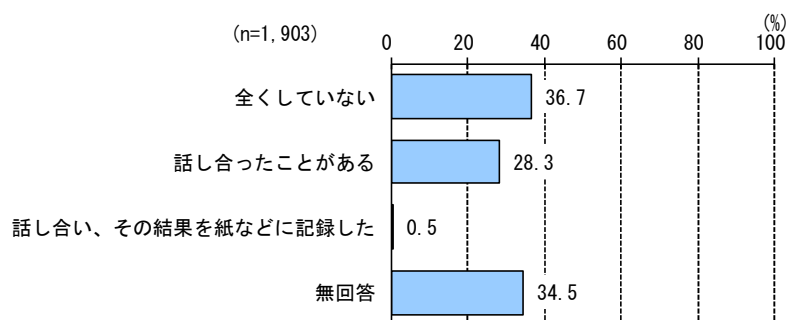
<在宅介護実態調査>



(5) 将来希望する生活について話し合った相手(介護予防・日常生活ニーズ調査のみ)

○将来希望する生活について話し合った相手について、「全くしていない(36.7%)」が最も多く、次いで「話し合ったことがある(28.3%)」「話し合い、その結果を紙などに記録した(0.5%)」の順になっています。

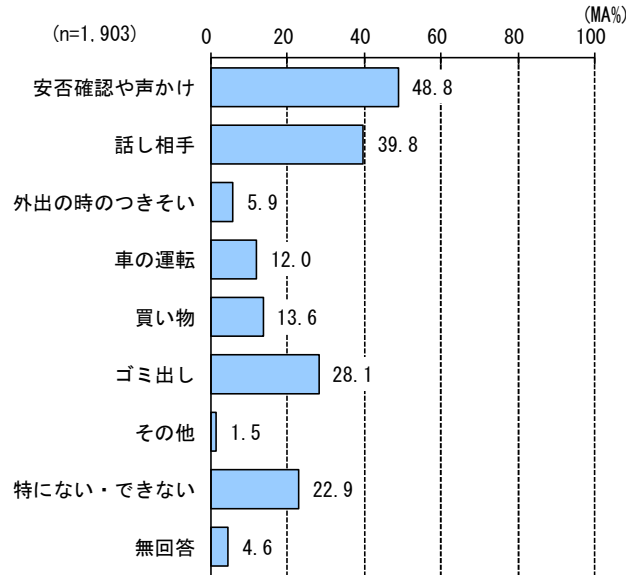
【将来希望する生活について話し合った相手】



(6) 近所の人困っている時にできる支援（介護予防・日常生活ニーズ調査のみ）

○近所の人困っている時にできる支援について、「安否確認や声かけ（48.8%）」が最も多く、次いで「話し相手（39.8%）」、「ゴミ出し（28.1%）」の順になっています。

【近所の人困っている時にできる支援】

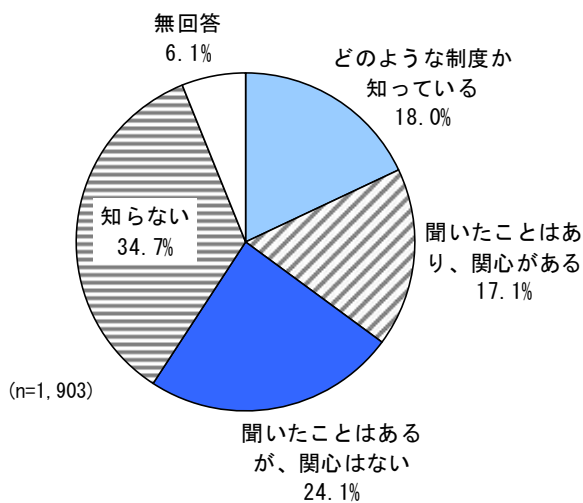


(7) 成年後見制度

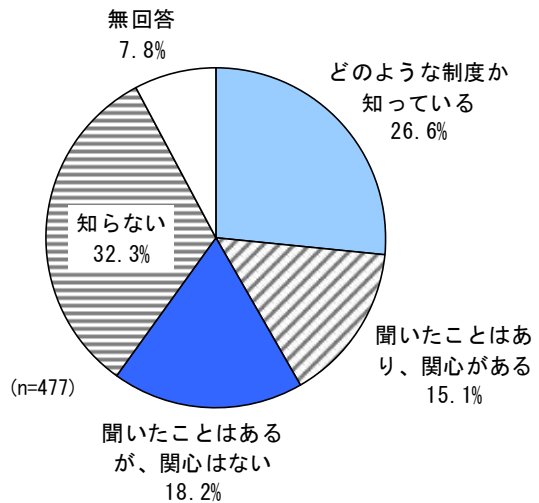
○成年後見制度の周知状況について、介護予防・日常生活ニーズ調査では「知らない（34.7%）」が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、関心はない（24.1%）」「どのような制度か知っている（18.0%）」の順となっています。また、在宅介護実態調査でも「知らない（32.3%）」が最も多いですが、次いで「どのような制度か知っている（26.6%）」「聞いたことはあるが、関心はない（18.2%）」の順になっています。

【成年後見制度の周知状況】

<介護予防・日常生活ニーズ調査>



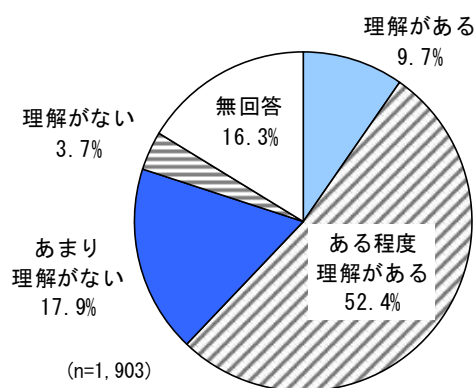
<在宅介護実態調査>



(8) 地域での認知症高齢者に対する理解度（介護予防・日常生活ニーズ調査のみ）

○地域での認知症高齢者に対する理解度について、「ある程度理解がある（52.4%）」が最も多く、次いで「あまり理解がない（17.9%）」、「理解がある（9.7%）」の順になっています。

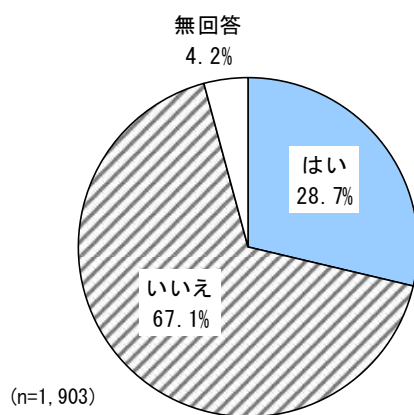
【地域での認知症高齢者に対する理解度】



(9) 認知症に関する相談窓口の周知状況（介護予防・日常生活ニーズ調査のみ）

○認知症に関する相談窓口の周知状況について、「はい（28.7%）」、「いいえ（67.1%）」となっています。

【認知症に関する相談窓口の周知状況】

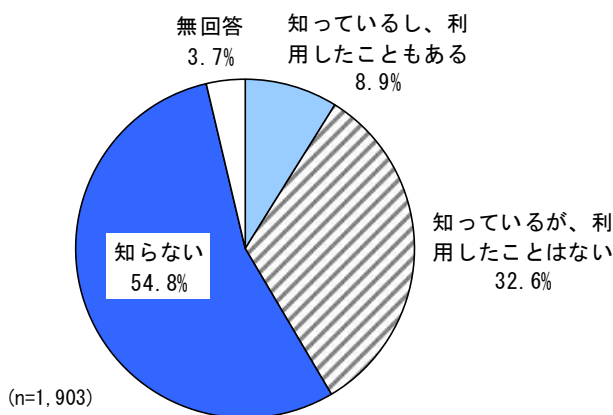


(10) 播磨町地域包括支援センターが高齢者総合相談や認知症の相談窓口であることの周知状況と利用状況

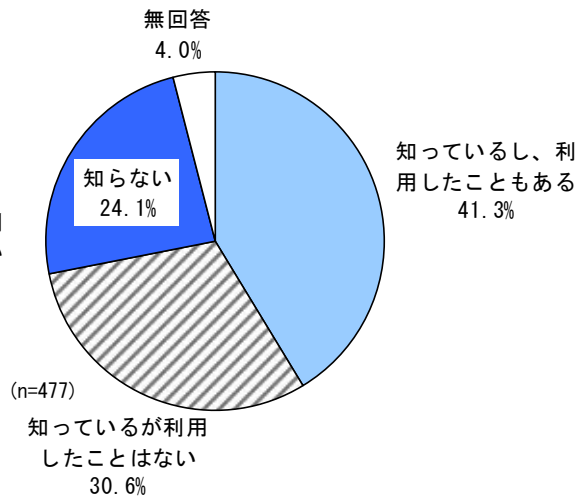
○播磨町地域包括支援センターが高齢者総合相談や認知症の相談窓口であることの周知状況と利用状況について、介護予防・日常生活ニーズ調査では「知らない(54.8%)」が最も多く、次いで「知っているが、利用したことはない(32.6%)」「知っているし、利用したこともある(8.9%)」の順となっています。一方、在宅介護実態調査では「知っているし、利用したこともある(41.3%)」が最も多く、次いで「知っているが利用したことはない(30.6%)」「知らない(24.1%)」の順になっています。

【播磨町地域包括支援センターが高齢者総合相談や
認知症の相談窓口であることの周知状況と利用状況】

<介護予防・日常生活ニーズ調査>



<在宅介護実態調査>

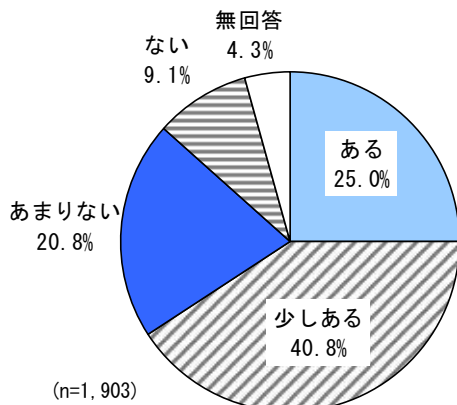


(11) 認知症についての不安

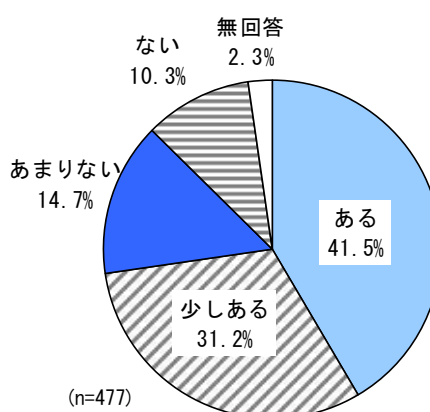
○認知症についての不安について、介護予防・日常生活ニーズ調査では「ある(25.0%)」「少しある(40.8%)」をあわせると6割以上が『不安に感じている』と回答しています。また、在宅介護実態調査では「ある(41.5%)」「少しある(31.2%)」をあわせると7割以上が『不安に感じている』と回答しています。

【認知症についての不安の有無】

<介護予防・日常生活ニーズ調査>



<在宅介護実態調査>

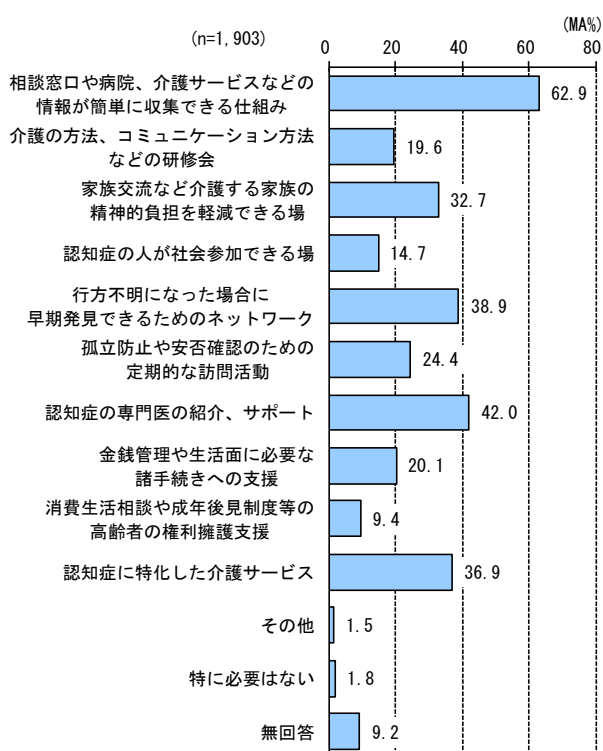


(12) 認知症になった時にあればよい支援

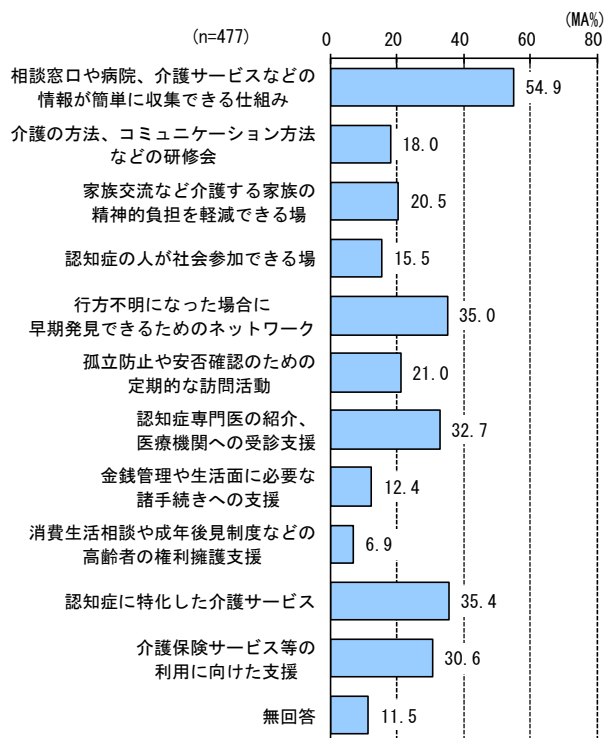
○認知症になった時あればよい支援について、介護予防・日常生活ニーズ調査では「相談窓口や病院、介護サービスなどの情報が簡単に収集できる仕組み（62.9%）」が最も多く、次いで「認知症の専門医の紹介、サポート（42.0%）」「行方不明になった場合に早期発見できるためのネットワーク（38.9%）」の順となっています。また、在宅介護実態調査でも「相談窓口や病院、介護サービスなどの情報が簡単に収集できる仕組み（54.9%）」が最も多いですが、次いで「認知症に特化した介護サービス（35.4%）」「行方不明になった場合に早期発見できるためのネットワーク（35.0%）」の順になっています。

【認知症になった時にあればよい支援】

<介護予防・日常生活ニーズ調査>



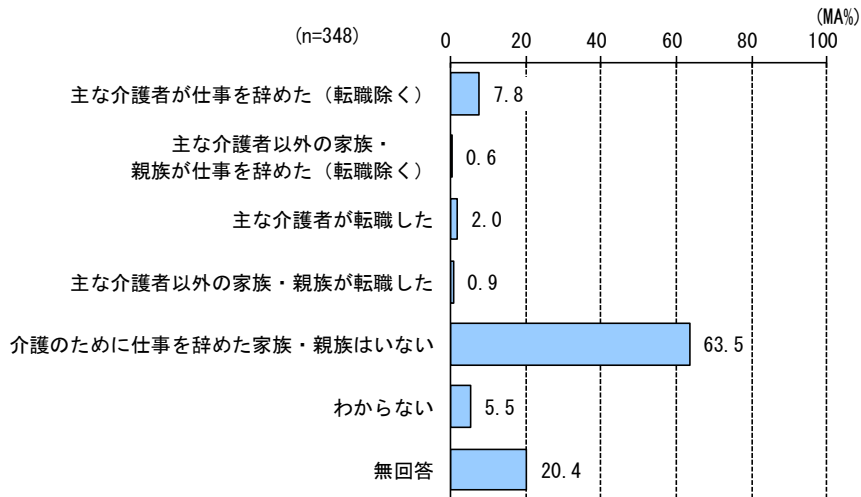
<在宅介護実態調査>



(13) 介護離職（在宅介護実態調査のみ）

○介護離職について、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない（63.5%）」が最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）（7.8%）」の順になっています。

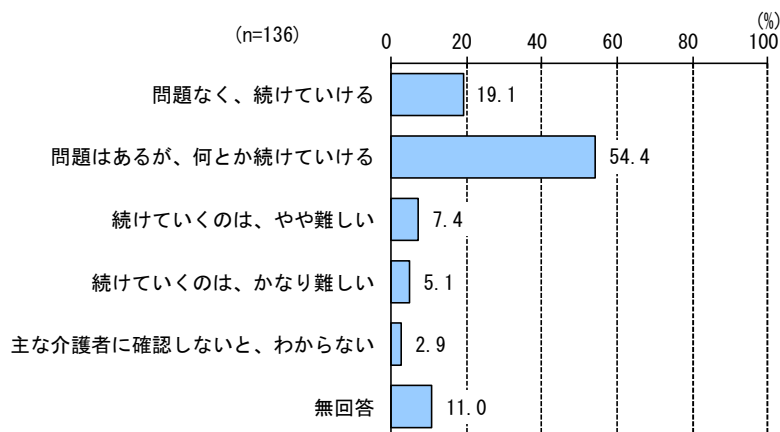
【介護離職】



(14) 今後の仕事と介護の両立（在宅介護実態調査のみ）

○今後の仕事と介護の両立について、「問題なく、続けていける（19.1%）」「問題はあるが、何とか続けていける（54.5%）」をあわせると7割以上が『続けていける』と回答しています。一方、「続けていくのは、やや難しい（7.4%）」「続けていくのは、かなり難しい（5.1%）」をあわせると1割以上が『難しい』と回答しています。

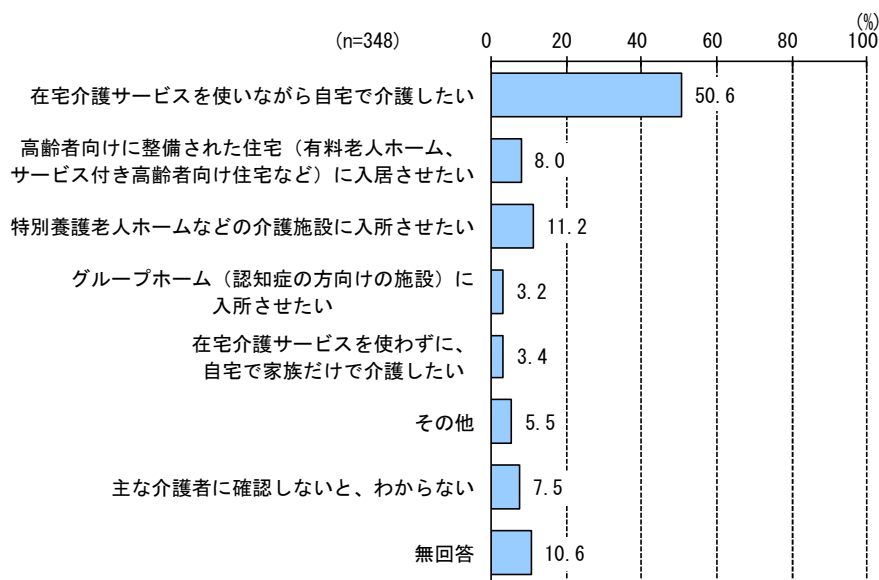
【今後の仕事と介護の両立】



(15) 今後の介護への考え（在宅介護実態調査のみ）

○今後の介護への考えについて、「在宅介護サービスを使いながら自宅で介護したい（50.6%）」が最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護施設に入所させたい（11.2%）」「高齢者向けに整備された住宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など）に入居させたい（8.0%）」の順になっています。

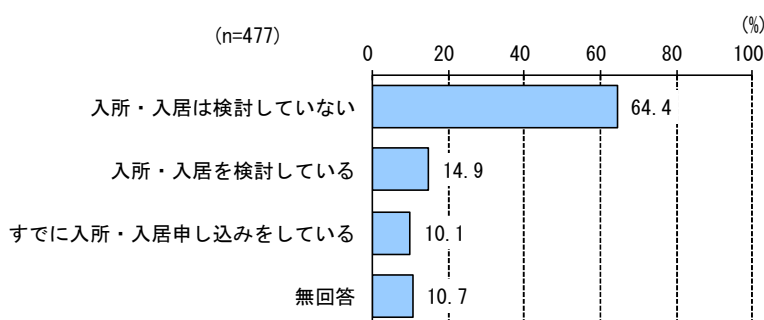
【今後の介護への考え】



(16) 施設等への入所・入居の検討状況（在宅介護実態調査のみ）

○施設等への入所・入居の検討状況について、「入所・入居は検討していない（64.4%）」が最も多く、次いで「入所・入居を検討している（14.9%）」「すでに入所・入居申し込みをしている（10.1%）」の順になっています。

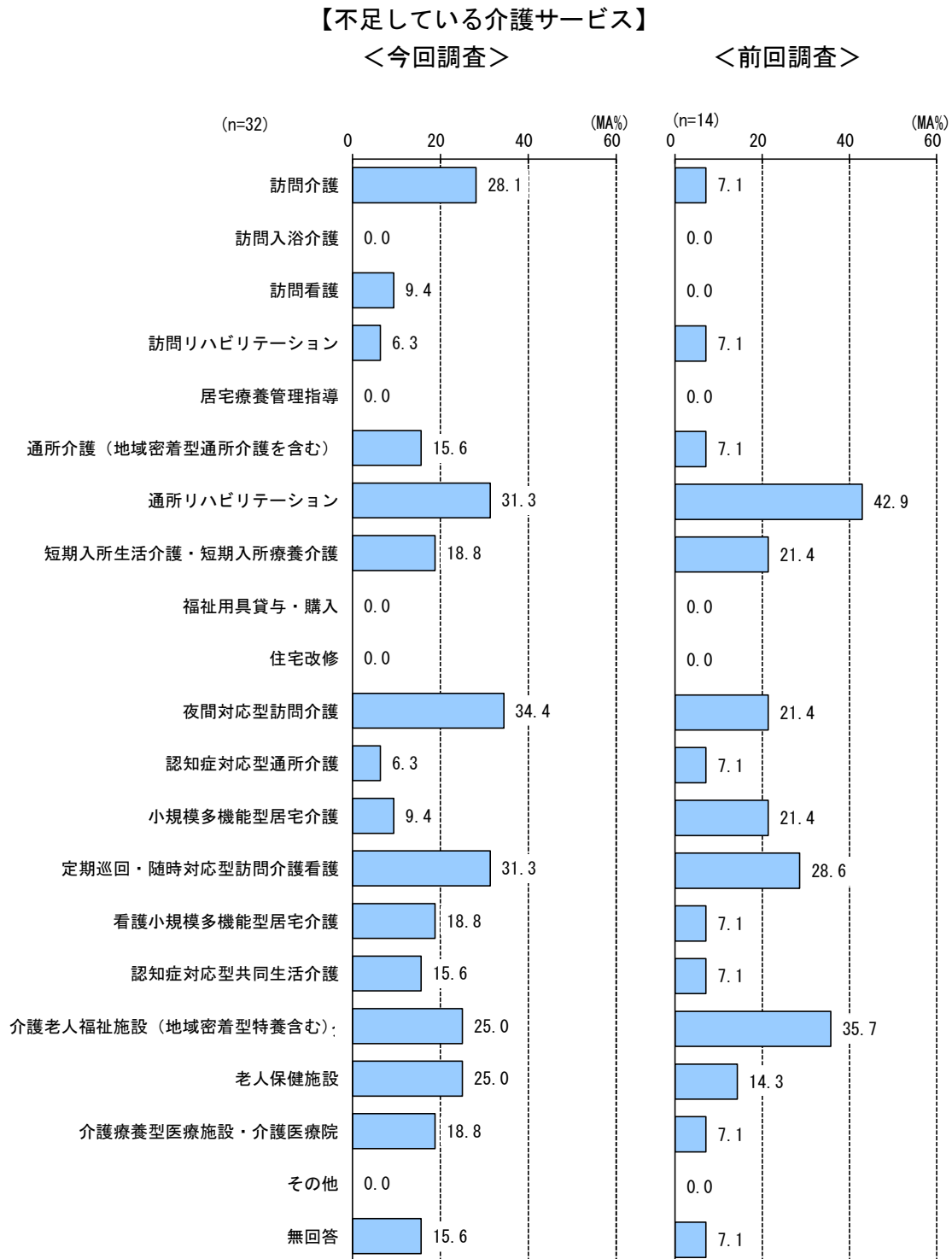
【施設等への入所・入居の検討状況】



ケアマネジャーに関するアンケート調査・調査結果

(1) 播磨町に不足していると感じる介護保険サービス

○不足している介護サービスについて、「夜間対応型訪問介護 (34.4%)」が最も多く、次いで「通所リハビリテーション(31.3%)」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(31.3%)」「訪問介護 (28.1%)」となっています。



3 播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 14 年 2 月 15 日要綱第 7 号

改正

平成 17 年 9 月 27 日要綱第 32 号

平成 20 年 7 月 23 日要綱第 25 号

平成 23 年 10 月 21 日要綱第 42 号

播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく播磨町高齢者福祉計画の策定及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の策定に際し、重要な事項について調査審議を行うため、播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は保健・医療・福祉について知識、経験を有する者などのうちから町長が委嘱する。

3 各種団体の推薦により委嘱された委員が、推薦母体での職を失したときは当委員を解職されるものとする。なお、後任の委員は、当該団体からの推薦によるものとし、委嘱の期間は前委員の残任期間とする。

4 委員は、当該計画が策定されたときに、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(定足数)

第 5 条 委員会は、委員定数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保険年金グループにおいて処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成17年9月27日要綱第32号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日より施行する。

附 則 (平成20年7月23日要綱第25号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月21日要綱第42号)

この要綱は、公布の日から施行する。

4 播磨町高齢者福祉計画(第9次)及び介護保険事業計画(第8期) 策定委員会委員名簿

令和2年7月30日～令和3年3月31日

区分	団体名	役職名	委員名
医療・保健・福祉	一般社団法人加古川医師会	会長	◎ 中田 邦也
	一般社団法人播磨歯科医師会	常務理事	○ 水田 正彦
	一般社団法人播磨薬剤師会	副会長	中川 道昭
	播磨町民生委員児童委員協議会	副会長	吉川 俊行
	社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹
	社会福祉法人知足会	施設長	浅井 愛子
	社会福祉法人グランはりま	副施設長	山野 洋美
	有限会社CHIAKIほおずき	施設長	喜田 達彦
	介護支援専門員協会南播磨支部	支部長	井上 美鈴
住民代表	播磨町自治会連合会	監事	田中 達郎
	播磨町シニアクラブ連合会	会長	小西 茂行
	播磨町連合婦人会	副会長	吉村 ヨシエ
	播磨町ボランティア連絡会	会長	山崎 康代
	播磨町商工会	理事	衣笠 公浩
	播磨町労働者福祉協議会	会長	徳永 恒夫
	第1号被保険者代表(公募)		井上 晴喜
	第2号被保険者代表(公募)		小林 正美
行政	兵庫県東播磨県民局 (加古川健康福祉事務所)	監査・地域 福祉課長	杉本 環

※ ◎…会長、○…副会長

5 用語解説

【あ行】

◆アドバンス・ケア・プランニング（ACP）（人生会議）

今後の治療・療養について患者本人、家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス。

◆医療療養病床

一般病床等での急性期の治療を終えた後の「療養」を目的とする施設（ベッド）。「医療保険」での対応。

◆いきいき百歳体操

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく日常生活を過ごすことができるように支援することを目指して開発された、手足に重りを付け行う筋力運動の体操。米国国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成14年（2002年）に高知県高知市で開発された。

◆NPO（Non-Profit Organization）

民間の非営利組織のことで、ボランティア活動等を行う民間の営利を目的としない団体で、財団法人や社会福祉法人、生協等も含まれる。

【か行】

◆介護認定審査会

要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関で、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成される。

◆介護報酬

介護保険制度において、介護サービス事業者が、利用者に介護サービスを提供した場合に、対価として支払われる報酬のこと。

◆介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4つの施設の総称。

◆介護保険制度

高齢化に伴う疾病等により、入浴、排せつ、食事等の介護や医療を必要とする人に、自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護（予防）サービスを提供する制度。サービスを受けるためには、市町村等の要支援・要介護認定を受ける必要がある。

◆介護予防サービス

高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした老後を過ごすことができるよう支援するサービス。介護予防サービスや地域支援事業によって、要介護状態になることを予防することが目指されている。

◆介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体からなる多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもので、従来から地域支援事業に位置づけられていた介護予防事業に加えて、予防給付のうち訪問介護・通所介護について地域支援事業に移行し、総合的な支援を行う。

◆課税年金収入

老齢・退職年金等、町・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれない。

◆基幹相談支援センター

身体障害者・知的障害者・精神障害者に関わる相談支援を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

◆（介護保険料）基準額

所得段階別保険料の設定に当たって基準となる額。この基準額は、第8期計画における所得段階別保険料の第5段階に当たる保険料。

◆協議体

町が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワーク。

◆居宅サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等、在宅生活を支える介護サービスの総称。

◆ケアプラン

介護サービスが適切に利用できるよう、心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、担当者等を定めた計画のこと。

◆ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

◆ケアマネジャー（介護支援専門員）

平成12年4月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有し、要介護者のケアマネジメントを行う者。

◆健康寿命

心身ともに健康で過ごせる人生の長さで、平均寿命から病気やけが等の期間を差し引いて算出する。

◆権利擁護

高齢者や障がい者等の人権など様々な権利を保護すること。具体的には、認知症や知的障がい等により、生活上の判断が難しくなった場合に成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用により生活上の支援を行うことや、虐待や悪徳商法等の権利侵害への対応の取組などが挙げられる。

◆合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額のこと。なお、合計所得金額は分離課税の長（短）期譲渡所得の特別控除前、総合所得及び株式に係る譲渡所得等の繰越控除前の金額が対象となる。

◆国保連合会

国民健康保険団体連合会の略。国民健康保険の診療報酬明細書の審査と診療報酬の支払いが主な業務。介護報酬の支払いや審査機能のほか、サービスに関する苦情処理やサービスの質の向上に関する調査、指定サービス事業者及び施設に対する指導・助言等の役割が与えられている。

◆コミュニティ

共同体、共同生活体のこと。地域社会そのものを指すこともある。

【さ行】

◆サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅の名称。平成 23 年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された。

◆作業療法士

身体または精神に障がいのある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により作業療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

◆市民後見人

地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神をもった市民であり、家庭裁判所より後見人等（補佐人・保佐人を含む）としての選任を受けた者。

◆社会資源

人々の生活の諸要求や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくり等の援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

◆若年性認知症

18歳以上65歳未満の人で認知症の症状がある場合の総称。

◆ショートステイ

多くの場合、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設に併設されている短期入所用のベッドに短期間入所・入院して、必要な介護や看護を受けたり、機能訓練を行ったりするサービス。福祉施設で行うものを「短期入所生活介護」、医療施設で行うものを「短期入所療養介護」という。

◆シルバー人材センター

地域社会に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした、高齢者が自主的に運営する団体。

◆生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

◆生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などによる生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）などが代表的な生活習慣病である。

◆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

◆総合計画

地域づくりの最上位に位置づけられる財政計画で、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。

【た行】

◆第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用できるのに対し、第2号被保険者のサービス利用は、要介護状態になる可能性の高い特定の疾病により要介護認定を受けた場合に限定される。

◆団塊の世代

昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までに生まれた人の総称。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。

◆地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

◆地域ケア会議

地域包括支援センターまたは市町村が主催し、多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく会議。

◆地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために保険者である市町村が行う事業。介護予防・日常生活支援総合事業（または介護予防事業）及び包括的支援事業（ともに必須事業）並びに任意事業からなる。

◆地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域での体制。

◆地域包括支援センター

地域支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設で、地域包括ケアシステムを構築する上での中核機関とされている。

◆地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として、その市町の被保険者のみが利用できるサービス。介護保険法では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護及び地域密着型通所介護が定められている。

◆超高齢社会

総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が21%を超える社会のこと。7%を超える社会は「高齢化社会」、14%を超える社会は「高齢社会」という。

◆調整交付金

各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村に交付される交付金。

【な行】**◆認知症**

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力等が徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。

◆認知症ケアパス（町：認知症ガイドブック）

認知症の進行に応じ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを利用できるかをわかりやすくまとめたもの。

◆認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講するとサポーターの証である認知症サポーターカードが付与される。

◆認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

◆認知症施策推進大綱

認知症の発症を遅らせ、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進関係閣僚会議において令和元年6月18日にとりまとめられたもの。

◆認知症相談医（もの忘れ相談医）

加古川医師会の会員で「認知症相談医」として登録されている医師。

◆認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を果たす者。

◆認定調査（員）

要介護認定または要支援認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が行う認定に必要な調査。また、認定調査員は要介護認定または要支援認定を受けようとする被保険者を訪問し、その心身の状況、その置かれている環境等について調査する者。

【は行】

◆バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去。また、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をしようという考え方。

◆PDCA サイクル

Plan（目標を決め、それを達成するために必要な計画を立案）、Do（立案した計画の実行）、Check（目標に対する進捗を確認し評価・見直し）、Action（評価・見直しした内容に基づき、適切な処置を行う）というサイクルを回しながら改善を行っていくこと。

◆標準給付費

財政安定化基金の国庫負担額等を算定するに当たって、前提となる事業運営期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額。在宅サービス費、施設サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料が含まれる。

◆福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別の配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関に入所・入院するに至らない程度の住宅の要援護者を受け入れる避難所。

◆福祉用具

高齢者や障がい者の自立に役立ち、介護する方の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器等。

◆フレイル（予防）

加齢に伴い、筋力や活力が衰えた心身の状態（虚弱）のこと。筋力低下などの身体的要素、認知症やうつなど精神的・心理的要素、独居や経済的困窮などの社会的要素で構成される。フレイルの進行を予防するためには、これらの3つの側面から総合的にみて対応する必要がある。

◆包括的支援事業

高齢者が、自宅や住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、保健、医療、福祉に関する相談、支援を包括的、継続的に行う事業。総合相談、権利擁護等の支援を行う。地域包括支援センター等が実施する。従来からの取組に加えて、在宅・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等の充実が図られる。

◆保険料収納必要額

介護サービスに必要な費用のうち、第1号被保険者の保険料として収納する必要のある額。

◆ボランティア

一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味し、「自発性：自由な意志で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

【や行】**◆要介護状態**

身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当する。

◆要介護度

介護の必要の程度に応じて定めた要支援・要介護状態の区分。要支援1・2、要介護1～5の計7段階がある。

◆要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

【ら行】

◆理学療法士

身体に障がいがある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

◆老齢福祉年金

国民年金制度が発足した当時すでに高齢になっていたため、老齢年金の受給資格期間を満たすことができなかった人に支給される年金。対象者は明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人、または大正 5 年 4 月 1 日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人。

播磨町高齢者福祉計画（第9次）

及び

介護保険事業計画（第8期）

発行年月 令和3年3月

発行 兵庫県播磨町

編集 保険年金グループ

福祉グループ

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

TEL 079-435-0355（代表）
